

別紙特記事項

各業務における現状の委託業務の作業内容は次のとおりである。

なお、年度ごとの業務内容（業務種類）については本市と受託者との間で協議を行い、一部増減する場合がある。

この特記事項に定めのない事項に関しては、本市と受託者が協議の上、決定する。

・巡回業務（道路）	1
・巡回業務（公園）	5
・警備業務	9
・清掃業務	13
・除草・低木等剪定業務	23
・高木等剪定業務	60
・害虫等駆除業務	61
・灌水業務	66
・保守点検業務	70
・検査業務	84
・支柱維持補修業務	87
・補修業務（道路）（性能発注業務）	88
・補修業務（道路）（単価契約業務）	95
・補修業務（公園）（性能発注業務）	103
・補修業務（公園）（単価契約業務）	105
・灯具等維持補修業務（単価契約業務）	111
・各種箇所図	116

巡回業務（道路）

1 巡回業務

- (1) 巡回業務は、2名1班体制を基本とし車両の運転を行い、必要に応じて徒歩により道路を巡回・点検し、発見した道路の異常や不法行為の場所や時間を確認するとともに内容や状況を写真等で記録し、本市及び協力企業等と情報共有を図る。

巡回頻度は、本市が定める主要な幹線道路（約40,000m）【別紙6-3】は2日で1周、その他市道（約170,000m）【別紙6-1、6-2】は6か月で1周程度を目安として実施する。なお、業務の対象となる施設の不具合等について、総括責任者を通じて本市から連絡を受けた場合は、速やかに現地を確認し、総括責任者に報告して指示を受けるものとする。また、緊急性の高いものは速やかに本市に報告するものとする。

- (2) パトロール員は、総括責任者を通じて本市の指示がある場合等必要に応じて、パトロールの途中においても本市と協議・報告を行うものとする。
- (3) 巡回に必要な車両については、受託者で手配すること。また、車体には、ステッカーやマグネットなどで道路巡回中であることが分かるようにすること。
- (4) 巡回した路線と異常等を日報に記録し、月1回本市に提出すること。

2 管理業務

- (1) 道路の構造物及び附属物の点検並びに必要な措置（別表1）を講じる。
- (2) 道路の不法占用等道路法違反行為（別表2）を発見した場合は、直ちに総括責任者に報告して指示を受けるものとする。
- (3) 道路工事の実施箇所において、交通処理、保安施設又は工事の実施状況について是正措置が必要と認められる場合は、直ちに総括責任者に報告して指示を受けるものとする。また、占用工事実施者へ対応を行った場合は、パトロール日誌に記録し、緊急性の高いものは速やかに本市に報告するものとする。
- (4) 総括責任者を通じて本市から占用工事後復旧（仮復旧も含む）現場の確認を指示された場合、現場確認の上、是正措置が必要と認められる場合は、パトロール日誌に記録し、速やかに本市に報告する。

パトロール点検項目（別表1）

点検項目	点検内容	異常発見時の現場措置
路面の状況	穴ぼこ、陥没	常温合材で補修、状況報告
	段差、ひび割れ	危険表示、状況報告
	わだち	危険表示、状況報告
	崩土、落石、落下物、飛来物等路上障害物	除去(少量)、状況報告
	路上障害物(投棄物)	除去(少量)、状況報告
	冠水	路肩水切り、状況報告
	積雪、凍結	凍結防止剤散布(少量)、状況報告

	仮復旧(占用工事等)	状況報告
路肩の状況	路肩部の土砂堆積	除去(少量)、状況報告
	路肩の損傷	危険表示(保安施設設置)、状況報告
	雑草の繁茂	除草(少量)、状況報告
排水施設の状況	排水施設の通水状況	堆積土砂等障害物の除去(少量)、状況報告
	側溝、集水桝、側溝蓋、集水桝蓋の破損	危険表示(保安施設設置)、状況報告
交通安全施設の状況	防護柵の損傷	危険表示(保安施設設置)、状況報告
	区画線の消失	状況報告
	視線誘導標の不良、損傷	修正、状況報告
	道路標識の不良、損傷	状況報告
	道路反射鏡の不良、損傷	修正、状況報告
擁壁の状況	擁壁、石積みのクラック等	危険表示、状況報告
トンネルの状況	照明、非常用施設の点検	状況報告
橋梁の状況	排水桝の破損	堆積土砂等の除去、状況報告
	伸縮部の土砂堆積	堆積土砂等の除去、状況報告
	高欄の損傷	危険表示(保安施設設置)、状況報告
	支承部の土砂堆積等	滞水の有無確認、堆積土砂等(ゴミ及びフン類)の除去、状況報告
歩道の状況	路面損傷(穴ぼこ、段差等)	常温合材による補修(小規模)、状況報告
	視覚障がい者誘導ブロック	状況報告
	歩車道境界ブロック	状況報告
	排水施設の通水状況	堆積土砂等障害物の除去(少量)、状況報告
公益灯の状況	異常点検(昼間点灯、夜間不点灯、点滅等)	状況報告
	道路照明灯の不良、損傷	状況報告
街路樹の状況	高木の枯れ死、枯れ枝、折れ枝、支障枝	状況報告
	低木の伸長状況、雑草の繁茂状況	状況報告
その他	落書き等による汚損	除去する 差別的な表現等人権に関わる落書きは、写真撮影し、本市に連絡した上で全体を覆い隠して見えなくする
	粗大ゴミ等の不法投棄、危険物、放置自転車の有無	総括責任者に報告して指示を受ける

道路法違反行為事項（別表 2）

違反条項	説明	備考
○法第 24 条違反 道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について、道路管理者の承認を得て道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。	道路管理者の承認を得ずに道路に関する工事を行う行為	1 比較的多い違反事例は、次のとおり (1) 法面の埋立て、切取り、歩道の切下げ、ガードレール・側溝・植樹等の撤去・現道への私道の取付け等の工事で、無断で行っているもの（申請書は提出されているが、未だ承認されていないものを含む。） (2) 承認された工事期間を過ぎて実施している工事 2 沿道の利用者等が行う自発的な維持は、道路管理者の承認を要しない。 3 法第 24 条工事は、管理者工事や占用工事と比べて工事期間の短い場合が多いので、違反行為を発見したときは、直ちに総括責任者に報告し、速やかに措置する必要がある。
○法第 32 条第 1 項又は第 3 項違反 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	道路管理者の許可を得ずに道路を占用し、又は占用の変更をする行為	1 比較的多い違反事例は、次のとおり (1) 工事用板囲、足場、露店等の不法占用（申請書は提出されているが未だ許可されていないものを含む。） (2) 許可された工事期間を過ぎて実施している工事 2 掘削を伴わない短期間の占用は、対象外（警察署長の権限）となっている。 3 占用期間が満了した場合又は占用を廃止した場合で、物件等を除去し、現状回復していないときは、法第 40 条違反として取り扱う。
○法第 43 条違反 何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を	1 みだりに道路を損傷し、又は、汚損する行為 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為	1 「みだり」とは、正当な権限又は正当な事由に基づかないことをいい、概ね「法第 24 条、法第 32 条の許可等を得ずに」ということである。 2 比較的多い事例は次のとおり (1) 許可等を得ずに道路を掘削する行為 (2) 道路にごみ、汚物等を捨てる行為 (3) 工事用材料の土石等を道路に放置する行為・泥、油、落書等により道路を汚損する行為

及ぼすおそれのある行為をすること。		(4) 道路に車両を放置する行為 (5) 宅地内から市管理道路上に越境している樹木を放置する行為 (6) その他道路上で交通を妨げるような作業をする行為
-------------------	--	--

※法に定める占用物件の種類

- ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、街灯、バス待合所、時刻表示板、その他これらに類する工作物
- ・水管、下水道管、ガス管、地下通信線、地下電力線、その他これらに類する工作物
- ・鉄道、軌道、その他これらに類する施設
- ・日よけ、雪よけ、アーケード、その他これらに類する施設
- ・地下街、地下室、上空道路、地下通路、その他これらに類する施設
- ・露店、商品置場、その他これらに類する施設
- ・看板、標識、パーキングメーター、幕及びアーチ、工事用板囲、足場、土石、竹木、瓦、その他道路法施行令第7条に定めるもの

3 応急簡易な業務

- (1) 応急軽易な作業として、巡回中に発見した危険箇所、交通障害箇所等を解消するための応急かつ軽易な作業を行う。なお、現地を確認したことまたは対応中であることがわかるような措置を講じること。
- (2) パトロール中に発見した危険箇所、交通障害箇所等で軽易に作業が困難と判断した場合は必要に応じてバリケード等によって危険回避措置を講じるとともに直ちに本市及び総括責任者に報告する。

4 緊急巡回

- (1) 災害や事故等の発生時に市内の緊急巡回を実施し、損傷などの状況を確認し、即時対応可能な処置を行う。
- (2) 次の場合には、緊急巡回を実施すること。その際は、倒木のほか、道路利用に支障がないことを合わせて確認する。
 - ア 道路陥没、倒木、台風、大雨、強い地震、降雪、強風等の発生時
台風、大雨時における各地区の巡回対象施設の位置は、委託者と協議の上、決定すること。
 - イ 本市の要請時（主に、事故や緊急の要望相談等の発生時）
 - ウ 地域からの通報や要望相談時
 - エ その他、必要と認められる場合

5 芦屋警察署との合同パトロール

対象区域内の一部道路において、芦屋警察署、市道路・公園課、市まちづくり課が合同で行うパトロールに参加（年2回（予定）、半日程度）し、不法占用物の状況や原因者への対応等の情報を整理する。再発の可能性がある際には、張り紙や柵設置等による注意喚起などの再発防止策を市へ提案し、協議のうえで実施する。

巡回業務（公園）

1 巡回業務の内容

公園緑地内等の外周及び敷地内を徒歩で巡回し、目視、触診、聴診等により下表による点検を行うこと。巡回した公園と異常等を日報に記録し、本市に提出すること。

遊戯施設	点検ポイント	その場で実施する措置
ブランコ	チェーンやシャックル、だるまの摩耗や変形状況（1/3以上摩耗している場合は、取替え対象）	
	ブランコを動かした際の異音	グリスを注入する
	ブランコの左右のずれ	
	チェーンのねじれ具合	着座部を回転させ、ねじれをとる
	着座部の劣化状況（ボルトが緩んでいないか、ささくれや亀裂により怪我をするおそれはないか等、裏面も確認すること）	
滑り台	滑り面の凹凸	
	滑り出し部、滑り降り部の摩耗や亀裂	
ロープクライム	ロープのほつれ、ワイヤーの露出（1/3以上摩耗している場合は、取替え対象）	
砂場	砂場ネットの破れ具合	
	砂の量（天端から20cm以上の場合は、補充対象）	
	異物（ガラス破片、犬猫の糞等）の有無	除去する
ゴムマット	段差の状況	
地際部	基礎の露出	
	支柱地際部の腐食（鋼材やコンクリート：穴が空いている場合は補修対象 木材：断面欠落30%以上であれば補修対象）	
塗装	塗装の剥がれ、浮き、錆等の劣化状況	
ボルト・ねじ	緩み、脱落、浮き上がりの有無	締め直す

その他施設	点検内容	その場で実施する措置
休養施設	怪我をするおそれのある鋭利な突起やトゲの有無	除去する
	ベンチの座板等木部の腐食状況	
	ベンチ等のボルトやねじの緩み、脱落、浮き上がりの有無	締め直す
	屋根の落ち葉等の堆積	
	四阿やパーゴラの地際・栈木・屋根の腐食や破損の有無	
便益施設	トイレの非常灯の異常	
	照明灯の球切れ、腐食及び破損の有無	管理センターに連絡する
	屋根の落ち葉等の堆積（年1回程度）	
給水施設	蛇口の破損	
	漏水の有無	
	水量が適切か	
排水施設	排水状況（落ち葉や土砂等が詰り排水に支障をきたしていないか）	
	グレーチングや蓋がずれていないか	元の位置に戻す
管理施設	車止めや南京錠の破損・欠損の有無	南京錠がない場合、本市に連絡すること
	外柵・フェンス等の腐食や破損の有無	
	看板・門柱等の腐食や破損の有無	
	擁壁の亀裂等の有無	
修景施設	魚が生息している箇所（親水西公園・西浜公園のせせらぎ等）で泳げる程度に水位があるか。魚の背中が隠れる程度を目安とする。	親水西公園であれば、ポンプを停止する（ポンプを停止すると、魚が生息している下流側の水位が上昇する） 西浜公園であれば、上水の流入を増やす
手押しポンプ	水が出るか。	呼び水
公園灯	異常点検（昼間点灯、夜間不点灯、点滅等）	
公園樹	高木の枯れ死、枯れ枝、折れ枝、支障枝	
	中低木の伸長状況、雑草の繁茂状況	

その他施設	点検ポイント	その場で実施する措置
園路・広場	破損状況（転倒おそれのあるもの、深さ 2 cm 以上又は径 20cm 以上の場合は措置対象）	レミ等で埋め戻す
	亀裂や陥没・舗装材の破損の有無	
	障害物（投げられるおそれのある大きな石も含む）の有無	除去する
	水たまり等による排水不良はないか	
	階段や手すりの破損や腐食はないか	
その他	落書き等による汚損	除去する 差別的な表現等人権に関わる落書きは、写真撮影し、本市に連絡した上で全体を覆い隠して見えなくする
	粗大ごみ等の不法投棄、危険物、放置自転車の有無	総括責任者に報告して指示を受ける
	不要なロープ等（事故を誘発する危険性があるロープ・縄跳び等）の有無	除去する

※応急軽易な作業として、巡回中に発見した危険箇所、交通障害箇所等を解消するための応急かつ軽易な作業を行う。なお、現地を確認したことまたは対応中であることがわかるような措置を講じること。

※巡回業務で緊急を要する事態を発見した場合は、本市及び関係機関に直ちに連絡すること。

※施設等の使用禁止措置が必要と判断した場合は、速やかに本市に連絡するとともに、本市の指示に従い使用禁止テープ、カラーコーン等を用いて使用禁止措置を行い、合わせて使用禁止の旨を掲示すること。

2 巡回頻度

頻度については、下表を標準とする。

分類		箇所数	公園名	巡回点検
A	利用者の多い 都市公園	13	松ノ内公園 芦屋公園 津知公園 宮塚公園 打出公園 岩ヶ平公園 岩園公園 大東公園 呉川公園 打出浜公園 清水公園 陽光公園 翠ヶ丘公園	月 1 回
B	A・D以外の 都市公園	87	※川西運動場はトイ レのみ対象	2 か月に 1 回
C	都市緑地	44		年 2 回
	広場	11		
	育苗地	2		
D	芦屋市総合公園	1		—

※分類 B・C の公園及び緑地において、改修工事等で公園利用者数が増加した公園については、巡回点検の回数を増やして対応すること。

※有資格者による遊具の安全点検（P. 83～84）を行った月は、巡回点検の遊具部分のみ免除できる。

※各施設の補修方法については、100 万円（税込）未満のものは「補修業務（公園）（性能発注業務）」、100 万円（税込）を超える場合は「補修業務（公園）（単価契約業務）」によること。ただし、総合公園内の補修は 50 万円（税込）から 100 万円（税込）未満を対象とする。

警備業務

1 芦屋川隧道地下通路警備業務

(1) 業務内容

ア 芦屋川隧道地下通路の施設警備業務

業務は、芦屋川隧道地下通路の警備業務を行うものとする。

業務員は芦屋川隧道地下通路を巡回し、その記録を残すこと。

巡回時間は、午後 7 時から午前 0 時までの間に定めた時間及び巡回が必要と認識したときに巡回すること。

管理人室に設置した地下通路内のモニターを、本市からの指示により必要に応じて確認すること。

地下通路の機械警備業務担当者と連携をはかり、緊急時においては必要に応じて相互に通報連絡を行うこと。

事件及び事故を発見した場合は、直ちに警察、消防等関係機関へ通報するとともに、本市へ報告すること。

イ 地下通路内斜行型昇降装置の運転開始及び終了業務

運転開始時間として、午前 6 時に安全確認の上、電源スイッチを入れる。

運転終了時間として、午後 10 時に安全確認の上、電源スイッチを切る。

ただし、本市の都合により時間等変更することがある。また、緊急時は必要に応じて昇降装置メンテナンス受託者と連携をはかり、相互に通報連絡を行うこと。

上記と運転と合わせて地下通路内 BGM 装置の電源スイッチ入切及び音量調整を行うこと。その他、上記業務に関し、本市と協議の上、必要と認める業務を行うこと。

(2) 業務時間

午後 7 時から午前 0 時まで

上記時間において、警備業務を確実に遂行できる人員を配置しなければならない。

(3) 業務従事者の服務

警備業務に従事するものは、制服（受託者負担）着用を原則とし、清潔かつ規則正しく勤務すること。

(4) その他

ア 受託者は、従事者が勤務中、故意若しくは重大な過失により施設、設備、備品等に損害を与えた場合又は業務を行うにつき故意若しくは過失によって違法に他人に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。また、業務中の従事者の事故についても受託者の責任において解決するものとする。

イ この仕様書に記載されていない事項であっても、保安全管理上必要な事項は、本市と協議を行い実施するものとする。

2 芦屋川隧道地下通路及びポンプ棟警備業務委託

(1) 業務の目的

ア 警備対象施設における迷惑行為等を防止するとともに、暴力行為等不当な行為を排除し、もって同施設の円滑な運用に寄与することを目的とする防犯設備を設置し、警備を行うものとする。

イ 本業務の履行にあたっては、関係機関と調整を十分に行うものとする。

(2) 警備方法

機械警備システム（毎日 24 時間）

（防犯カメラ、非常通報画像監視装置及び警備員による対応を組み合わせた警備活動）

(3) 警備任務

ア 不審者の来訪、迷惑行為に対する遠隔監視と措置

イ 暴力行為に対する音声警告、通報及び緊急措置

ウ 警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置

エ 機械警備システム用に警備対象物件に設置された防犯カメラ及び非常通報画像監視装置（以下「警備用装置」という。）の点検操作

オ その他不測事態の防止と阻止。

カ その他警備委託側の要望事項

(4) 警備実施要領

ア 警備用装置類は、発生した異常事態を受託者の監視センター（以下「監視センター」という）に非常釦押下通報する機能を有するものとする。

イ 発生した異常事態が委託者に対する迷惑行為となる場合、又は、身に危険を及ぼす場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる警備用装置類は発生事態の詳細についての的確かつ迅速に監視センターに通報する。その手段として、警備用装置類は、発生した異常事態を映像及び音声により感知・記録する機能を有するものとする。

ウ 監視センターでは、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。受託者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。

エ 監視センターでは、上記イの警備機器類の機能に基づき、警備対象物件の異常事態の内容を映像及び音声で的確に捉え、必要に応じ不審者、不法行為者に音声による警告を行い、警備目的を達成する。

オ 監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めたときは、必要に応じて所轄警察署に通報すること。

カ 受託者の巡回警備員は、受託者の監視センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。

キ 警備対象物件に到着した受託者の巡回警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置をとり、受託者の監視センターにその状況を報告すること。

(5) 警備使用

- ア 使用する回線は、万一その回線が切断された場合でも、監視センターにおいて認知できる機能を有するものとする。
- イ 警備用装置類は、停電時においても 30 分以上のバックアップ機能を有するものとする。また、バッテリーの容量については適宜チェックできる機能を有するものとする。
- ウ 主たる警備用装置類においては、異常事態発生感知や映像と音声の認識が一つの装置で可能であり、異常発生の状況を映像と音声によって監視センターに送信できる機能を有するものとする。
- エ 計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、防犯カメラは、正常な監視を妨げる行為や設置位置を強制的に変更する行為等がなされた事を感知する機能を有する。また、それが正常な機能警備委託業務の妨げとならないよう、適時監視センターに通報する機能を有するものとする。
- オ 警備用装置類においても、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警報装置が接続されている電話回線が使用中、若しくは外部からの通話を受信している状態にあっても、これらの通話を強制的に遮断し、警報信号を優先して監視センターに送出することができる機能を有するものとする。
- カ 盗難に関する異常が発生した場合にそれを阻止するための的確かつ迅速な装置を講じるために、警報機器類は、異常発生時場所の識別及び異常発生原因等の状況を、警備データ、映像及び音声にて監視センターへ通報できるものとする。
- キ 警備機器類は被害拡大防止のため、監視センターから遠隔で、不審者あるいは不法行為者に音声により警告が行える機能を有するものとする。
- ク 監視センターでは、異常の発生（非常釦押下）が無い限り、警備対象物件の内部の状況は見聞きできない機能になっていること。
- ケ 防犯カメラは、その正常監視機能を常時維持する為、昼夜問わず必要に応じ適宜点検・修理等の対応が可能な規格であること。
- コ 防犯カメラは、既設の機械警備システムと連携が可能であり、尚且つ、既設機械警備システムのより高い安全性を確保できる規格であること。
- サ 警備使用回線は、受託者にて手配するものとする。
- シ 警備機器類等の故障等による修理期間は、監視員により監視を行うものとする。

(6) 報告

受託者は警備対象物件の異常対処の内容について、速やかに委託者に報告書を提出すること。

点検結果として、毎月報告書を作成すること。

(7) 鍵の預託

警備上必要な鍵、カード類は、委託者、受託者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預り受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。

(8) 損害賠償

業務遂行中、受託者の過失により委託者が損害を被った場合、受託者は下記の

金額を限度として賠償の責任を負うものとする。

「対人賠償、対物賠償各あわせて1 事故 10 億円とする」

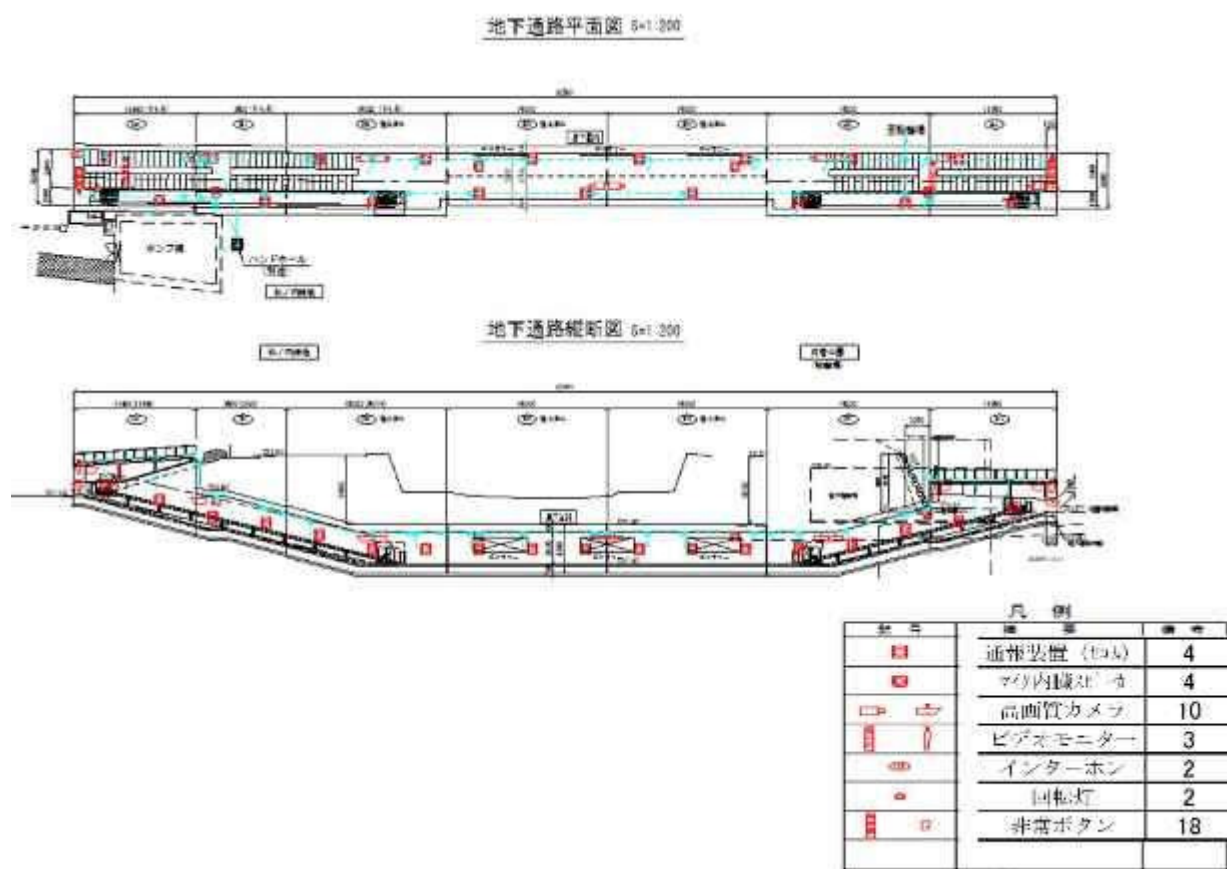
(9) その他

ア 受託者は警備対象物件の異常を感知した時点より 30 分以内に現地確認を行い適切な処置を講じ委託者に報告すること。

イ 機械警備装置が取り付けられるまでは監視員による 24 時間監視を行うこと。

ウ 警備実施上、疑義また本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託者と受託者が協議して取り決めるものとする。

【詳細図】



清掃業務

- 1 写真撮影は、作業の着手前・作業中・完了の状況が確認できるよう撮影すること。
- 2 作業中は車両及び通行人等に十分に注意し、飛散水等がかからないよう作業すること。また、一般通行車両等に清掃中であることがはっきり分かるように標識等を取付け、安全に注意すること。
- 3 車両や歩行者の通行に支障をきたす箇所での作業は、交通誘導警備員を配置し、適切な誘導を行うこと。
- 4 道路で業務を行うときは、近隣住民等に事前に業務の内容と時期を連絡すること。

5 道路清掃（路面清掃、側溝・柵清掃）

- (1) 道路清掃車による路面清掃については、秋季（落葉時期）は週2回、その他の時期は月1回の実施を基本とする。清掃箇所、頻度については、事前に委託者と協議すること。強風や大雨により路面に落葉等が飛散している場合は、迅速に対応すること。状況に応じて、歩道の掃き出しも行うこと。
- (2) 歩道の落ち葉清掃については、地元住民と連携して清掃を行っている箇所もあるため、清掃箇所や頻度等を事前に委託者と協議すること。
- (3) 側溝・柵清掃については、雑草の繁茂、落葉や土砂等の堆積物、木の根等により道路施設の機能を損なう場合や、利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。また、事前に大雨が予想される場合は、委託者と協議し、適切に対応すること。また、毎年定期的に除草清掃を行っている場所があるため、事前に委託者に確認すること。
- (4) 道路清掃及び側溝清掃に伴うごみの回収依頼があった場合は迅速に対応すること。
- (5) 年間の施行数量については、これまでの年間実績より、路面清掃(機械)300km、路面清掃(機械、歩道掃き出し有り)100km、集水柵清掃(機械)1000箇所、路面清掃(人力、路肩部)1500m、側溝清掃(蓋無)5500m、側溝清掃(Co蓋)50m、側溝清掃(鋼蓋)1500m、集水柵清掃(人力)110箇所、除草7000㎡、除草(石垣等)3000㎡、作業に伴う廃棄物処分費、交通誘導警備員を想定している。

6 設備清掃

(1) 芦屋川隧道地下通路及びエレベータ

ア 業務内容

芦屋川隧道地下通路清掃は、掃き掃除により土や埃を清掃する。

併せて、手すりについても、雑巾やウエス等を用いて乾拭きや水拭き、汚れがひどい場合は洗剤等を使用し行う。

エレベータ清掃は扉や庫内及び外装について、雑巾やウエス等を用いて乾拭き

や水拭き、汚れがひどい場合は洗剤等を使用し行う。床については、掃き掃除により土や埃を清掃する。

イ 清掃回数

定期的に月4回行うこと。不定期とならないように曜日を決めて行うこと。

ウ 清掃時間帯

比較的用户の少ない時間帯に行うこととし、午前7時から午後5時までにを行うこと。清掃中はエレベータを運行させ、利用者を優先すること。

エ その他

清掃器具置き場は、月若町駐輪場内で確保する（最低限の用具とする）。また、汚損がひどい場合や損傷があった場合は別途報告すること。

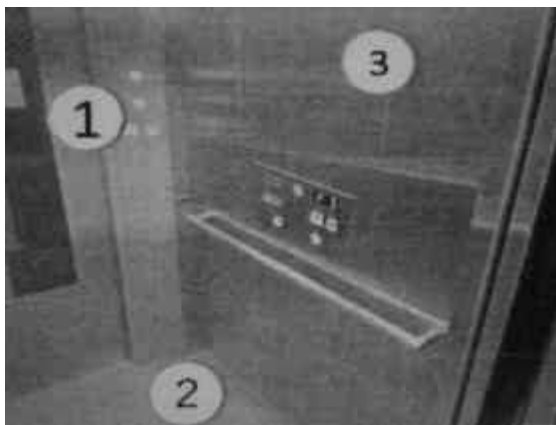
(2) J R 芦屋駅南広場エレベータ及び南口エスカレータ

ア 業務内容

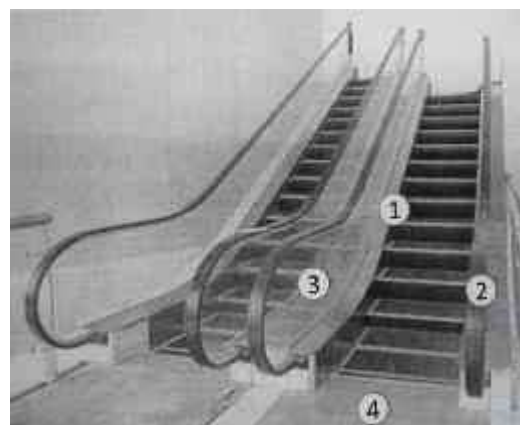
J R 芦屋駅南口エレベータの清掃として、①タッチパネル・ガラスの拭き上げ、②床面については、掃き掃除により土や埃を清掃する。③壁面の除塵について、雑巾やウエス等を用いて乾拭きや水拭き、汚れがひどい場合は洗剤等を使用し行う。

J R 芦屋駅南口のエスカレータの清掃として、①インナーデッキ②手摺ベルト③内面板については、雑巾やウエス等を用いて乾拭きや水拭き、汚れがひどい場合は洗剤等を使用し行う。④床面については、掃き掃除により土や埃を清掃する。

【南口エレベータ】



【南口エスカレータ】



イ 清掃回数

定期的に週1回行うこと。不定期とならないように曜日を決めて行うこと。

ウ 清掃時間帯

比較的用户の少ない時間帯に行うこととし、午前7時から午後5時までにを行うこと。清掃中はエレベータを運行させ、利用者を優先すること。

エ 報告

清掃を実施した記録として、毎月報告書を作成すること。

オ その他

清掃機具は、清掃の都度準備すること（常備しておく場所なし）。また、汚損が

ひどいときや損傷があった場合は別途報告すること。

7 路面凍結・積雪対策

降雪等の影響で、路面凍結や積雪の可能性がある際は、凍結防止剤の散布を行うこと。散布箇所については、別紙「凍結防止剤配置・散布箇所図」を参照のこと。また、冬季において、奥池地区については、別紙「凍結防止剤配置・散布箇所図」に記載の位置に、あゆみ橋・浜風大橋の2橋については、各2箇所に凍結防止剤を設置すること。

8 橋梁柵清掃

梅雨時期前に柵詰まりによる冠水を防止するため、橋梁柵の清掃を行うこと。実施箇所に関しては、別紙「橋梁柵清掃一覧表」を参照のこと。

9 公園清掃

清掃対象公園と清掃頻度は、別紙「都市公園等清掃箇所一覧表」のとおりとする。

(1) 園内清掃

ア 落ち葉清掃、ゴミ拾い、犬の糞の処理を行うものとする。

イ 清掃範囲は、植込み地内及び園内の排水路を含む。

(2) あずまや清掃

ベンチ等修景施設の清掃（雑巾拭き）のほか、落書き消しも行うこと。

(3) トイレ清掃

ア 便器、洗面器及び鏡等の拭き清掃を行い、床等汚れを落とし、臭気が残らないようにすること。

イ 水垢、汚れのひどいときは洗剤を使用し清掃すること。

ウ 小便器に尿石が蓄積しないように薬剤処理を適宜行うこと。

エ 清掃時にトイレットペーパー及び手洗い用石鹸液の補充を行うこと。

オ 金属部分は洗剤を使用して汚れを除去すること。

カ 天井・壁面は適宜除塵し、クモの巣等がないようにすること。

キ 水洗いした後は乾拭きを行い、濡れたままで放置はしないこと。

ク 洋式の便座、手すり等、身体との接触がある物の清掃用具（雑巾等）と他の清掃用具の使用範囲を明確にし、清潔を保つこと。また、アルコール消毒も行うこと。

ケ 便所から排出される表面水の排水溝の点検・清掃も併せて行うこと。

コ 落書きを発見したら、速やかに除去すること。

(4) 集積ゴミ運搬

ア 自治会等が行う公園清掃のゴミ収集を目的としているため、清掃予定日は変動があることから、毎週1回決められた曜日に点検を行うこと。なお、点検対象外の公園緑地等についてゴミ収集依頼があった場合、速やかに対応すること。

イ 家庭ゴミであることが明らかであるものが捨てられている場合は、本市に連絡すること。

(5) くずかご清掃

くずかごの中だけでなく、周辺に散乱しているゴミがあれば同時に処分すること。

(6) 池清掃

ストレーナーが異物を吸い込まないように周辺に浮遊しているゴミを除去すること。

(7) 南芦屋浜北護岸清掃

ア 護岸の清掃は、主に漂着ゴミの清掃とする。

イ 護岸の清掃は通常月 1 回とするが、高潮や台風等ゴミの漂着状況による緊急清掃を 3 回見込んでいる。

ウ 護岸にある植栽部分の除草・剪定は随時行うものとする。

10 せせらぎ清掃

(1) 業務内容

親水西公園・親水中央公園・親水緑地・西浜公園・呉川町花水木通り（歩道）の計 5 箇所にあるせせらぎを清掃すること。

(2) 清掃内容

ア 機械清掃（高圧洗浄機）

年 1 回程度：親水西公園・親水中央公園・親水緑地・呉川町花水木通り（歩道）

2 年に 1 回程度：西浜公園

イ 人力清掃

親水西公園・親水中央公園のせせらぎでは、気温が高くなる 5 月から 9 月にかけて藻が大量に発生する。ポンプの故障等にも繋がるため、夏場については 1 週間に 1～2 回程度人力による清掃を行い、藻の除去を行うこと。

(3) 処理水の使用

南芦屋浜下水処理場（芦屋市陽光町）の処理水を利用することができる。その場合は、事前に芦屋市上下水道部下水処理場（32-1291）に連絡し、求められる書類（申請書等）を提出すること。

(4) 水生生物の養生

せせらぎに水生生物が存在する場合は、移動させる等して、生命を守るよう努めること。

都市公園等清掃箇所一覧表

名 称	面積(m ²)	園内清掃		あずまや清掃		トイレ清掃		集積ゴミ回収	くずかご清掃	池清掃	護岸清掃
		(m ²)	(回/月)	(カ所)	(回/月)	(カ所)	(回/週)	(回/月)	(回/週)	(回/週)	(回/年)
芦屋中央公園(野球場・芝生広場周辺除く)	16,540	16,540	2	2	2	2	4	3			
芦屋公園(テニスコート除く)	29,433	19,303	2	1	2	3	3				
海浜公園	14,346	4,185	1	1	1	1	3				
親水中央公園(西)	20,122					1	3			1	
西浜公園	15,004					1	3			3	
東浜公園(テニスコート除く)	19,998	18,385	1	1	1	1	3	4			
前山公園	13,611	13,611	1								
朝日ヶ丘公園(プール除く)	10,503	3,500	3								
朝日ヶ丘北公園	6,060	5,922	3								
朝日ヶ丘第1児童遊園	219	219	3								
朝日ヶ丘第2児童遊園	300	300	3								
朝日ヶ丘第3児童遊園	513	513	1								
朝日ヶ丘広場	1,554	1,554	3	1	3	1	3				
岩ヶ平公園	6,373	6,373	4			1	3				
岩園北公園	1,639	1,639	3								
岩園児童遊園	162	162	3								
岩園第2児童遊園	607	607	3								
岩園第3児童遊園	200.62	200.62	3								
岩園天神公園	3,976	3,976	3								
打出公園	1,748							4			
打出児童遊園	280	280	3								
打出浜公園	1,722					1	3	1			
大槻公園	2,500					1	3				
奥池園地	4,094	4,094	1								
春日公園	2,969			1	1	1	3	4	3		
上宮川公園	1,469							1	3		
川西運動場	5,973					1	3				
川西児童遊園	200	200	1								
呉川公園	2,156					1	3	4			
呉川第2児童遊園	200	200	1								

都市公園等清掃箇所一覧表

名 称	面積(m ²)	園内清掃									
		園内清掃 (m ²)	(回/月)	あずまや清掃 (カ所)	(回/月)	トイレ清掃 (カ所)	(回/週)	集積ゴミ回収 (回/月)	くずかご清掃 (回/週)	池清掃 (回/週)	護岸清掃 (回/年)
呉川第3児童遊園	252	252	1								
三条北公園	1,094	1,094	1								
山麓公園	3,783	3,783	3	2	3						
潮見西公園	2,601	2,601	1								
潮見東公園	2,600	2,600	1								
潮見南公園	2,547	2,547	1								
地藏公園	989	989	1								
清水公園	1,833							2			
親水西公園	7,554	7,554	2	3	2	1	3			1	
涼風西公園	2,505	2,505	2			1	3				
涼風東公園	2,431.32	2,431	2			1	3				
涼風広場	553.1	553	1								
大東公園	2,743					1	3	2			
高浜公園	899							1			
月若公園	1,337.48							1			
津知公園	3,500					1	3	1			
津知北公園	470	470	1								
業平公園	1,107					1	3			1	
南宮公園	1,329	1,329	1			1	3				
南宮浜公園	2,695	2,695	1			1	3				
新浜公園	2,802							2			
浜風北公園	2,650	2,650	1								
浜風東公園	2,575	2,575	1								
浜風南公園	2,625	2,625	1								
東芦屋公園	1,113	1,113	3			1	3				
東芦屋第2児童遊園	142	142	3								
東山公園	7,516							4			
東山児童遊園	229	229	1								
前田公園	2,000					1	3	4			
松ノ内公園	1,140					1	3	1			

都市公園等清掃箇所一覧表

名 称	面積(m ²)	園内清掃		あずまや清掃		トイレ清掃		集積ゴミ回収 (回/月)	くずかご清掃 (回/週)	池清掃 (回/週)	護岸清掃 (回/年)
		(m ²)	(回/月)	(カ所)	(回/月)	(カ所)	(回/週)				
松浜児童遊園	837							1			
緑公園	2,507							1			
翠ヶ丘公園	399	399	3								
南浜公園	2,541					1	3				
宮塚公園	2,294	2,294	3			1	3				
山手児童遊園	374	374	3								
山手第2児童遊園	212	212	1								
陽光公園	2,669	2,669	3	1	3	1	3				
朝日ヶ丘遺跡緑地	344	344	3								
朝日ヶ丘北緑地	200	200	1								
朝日ヶ丘中緑地(1)	430	430	3								
朝日ヶ丘中緑地(3)	220	220	3								
朝日ヶ丘南緑地	423	423	3								
岩園緑地	1,648	1,648	1								
海洋緑道	2,078	2,078	3								
小槌緑地	200	200	1								
三条北緑地	203	203	1								
親水緑地	4,529	4,529	2	1	2						
津知緑地(北側)	600	200	1								
仲ノ池緑地	13,292	1,768	3	1	3	1	3				
南宮緑地	395	395	3								
浜緑地	253	253	1								
松ノ内緑地	335	335	3								
翠ヶ丘緑地	294	294	3								
南緑地(西側)	27,601.00	13,800.50	2			1	3				
南緑地(東側)	27,601.00	13,800.50	2			1	3				
宮塚緑地	329	329	3								
山芦屋遺跡緑地	216.73	216.73	3								
山芦屋北緑地	125	125	1								
山手南緑地	1,381	110	3								

都市公園等清掃箇所一覧表

名 称	面積(㎡)										
		園内清掃		あずまや清掃		トイレ清掃		集積ゴミ回収	くずかご清掃	池清掃	護岸清掃
		(㎡)	(回/月)	(カ所)	(回/月)	(カ所)	(回/週)	(回/月)	(回/週)	(回/週)	(回/年)
陽光緑地	41,643	41,643	2			1	3				
六麓荘西緑地	3,217	3,217	1								
六麓荘緑地	287	287	3								
打出広場	515	515	3								
精小前広場	194	194	1								
竹園広場	869	869	1								
宮川広場	386	386	3								
若宮ふれあい広場	852							4			
阪急芦屋川駅前広場		436	2			1	5				
南芦屋浜北護岸(尼港)護岸		24,064									1 ※2
緑保育所前								10			
芦屋川緑地						1	不定期※1				

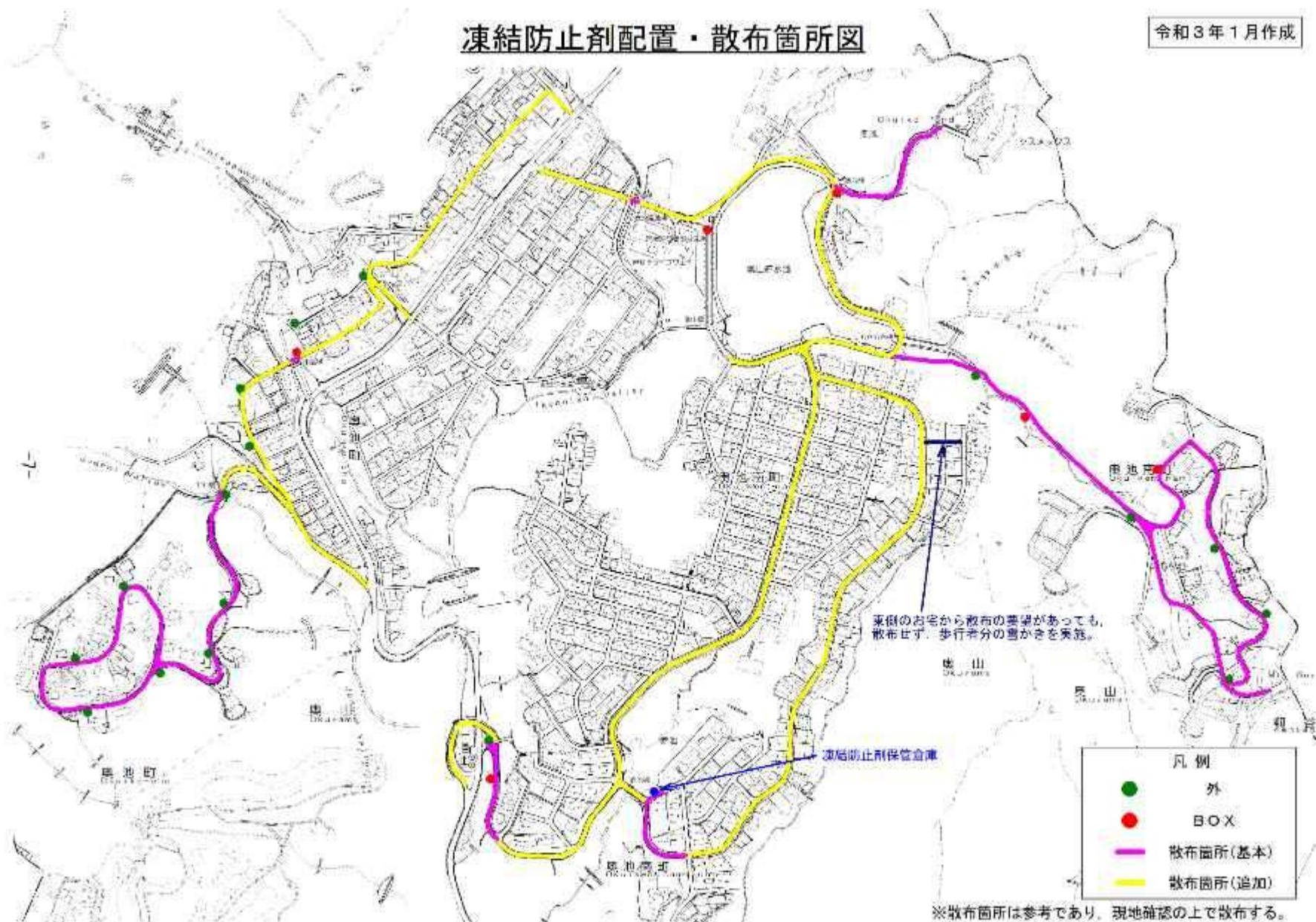
※1芦屋川緑地のトイレについては、例年花見期間とゴールデンウィークのみ開放している。開放時期については、委託者と協議すること。

開放時期には利用者の利用に支障にならないように、清掃を行うこと。(開放時期には例年、週に2回程度清掃している。)

※2高潮時期(8、9、10月)は、月2回とする。

凍結防止剤配置・散布箇所図

令和3年1月作成



橋梁柵清掃一覽表

No.	橋梁名	支 承 有無	排水柵		備考
			有無	数	
1	五六五六橋	○	○	2	
2	川島橋	○	○	4	
3	平和橋	○	○	2	
4	高座橋	○	○	4	
5	法泉寺橋	○	○	2	
6	大僧橋	○	○	2	
7	開森橋	○	○	4	
8	桜橋	○	○	4	
9	大正橋	○	○	4	
10	公光橋	○	○	4	
11	鶴塚橋	○	○	8	
12	ためき橋	×	○	4	
13	朝日ヶ丘第1橋	×	○	1	
14	朝日ヶ丘第2橋	×	○	1	
15	岸ノ郷橋	○	○	4	
16	親王塚橋	○	○	2	
17	宮塚橋	○	○	6	
18	常盤橋	×	○	2	
19	西藏橋	○	○	4	
20	浜打出橋	○	○	4	
21	下宮川橋	○	○	4	
22	汐風橋	○	○	6	
23	宮川大橋	○	○	4	
24	浜風大橋	○	○	27	
25	ふれあい橋	○	○	4	
26	平成橋	○	○	4	
27	第三跨線橋	○	○	4	
28	あゆみ1号橋	○	○	4	
29	あゆみ2号橋	○	○	27	
30	開森人道橋	○	○	4	
31	汐見橋	○	○	4	
32	若潮歩道橋	×	○	4	
33	阪神芦屋駅南歩道橋	○	○	6	
34	打出浜小学校前歩道橋	○	○	8	
35	打出浜歩道橋	○	○	8	
36	朝日ヶ丘陸橋	×	○	4	
37	打出浜線西歩道歩道橋1	○	○	4	
38	打出浜線西歩道歩道橋2	○	○	2	
39	阪急陸橋	×	○	2	
40	芦屋浜線歩道橋	○	○	2	
合計		33	40	200	

除草・低木等剪定業務

- 1 剪定方法等については、「芦屋市街路樹等維持管理基本書」の内容を熟知すると共に準拠して作業を行うこと。
- 2 除草・低木剪定業務については、市内を6工区に区分している。数量、面積等は「別紙市内公園・街路剪定除草業務数量表」を参考にすること。
- 3 除草業務については、公園利用者、道路通行者及び車両が快適に利用、通行できるように維持すること。
- 4 剪定業務のうち下記の樹木の剪定時期は下記を基本とする。

ヒラドツツジ・ユキヤナギ	5～6月
シャリンバイ・トベラ	10～11月
- 5 花の咲く樹木は花の時期を考慮して剪定を行うこと。
その他の樹種については、委託者と協議すること。
- 6 街路樹（低木・生垣）の剪定高さについては、委託者と協議すること。
- 7 公園・街路剪定除草を行うときは、枯木・枯れ枝及び幹ふき枝の剪定・処分、老朽化した支柱の処分並びにごみの清掃を行うこと。低木の下の落ち葉等もしっかりかき出すこと。
作業箇所内で枯れている高木、粗大ごみ等の不法投棄、危険物、放置自転車を発見した場合には、総括責任者に報告して指示を受けること。
- 8 機械を使った除草剪定を行う際は、以下の安全対策を徹底すること。
 - (1) 近くを人、車両が通るときは作業を一時止めること。
 - (2) 防護ネット、シート等の養生を行い、人、車両はもちろん、周辺家屋等への土石、枝葉等の飛散に注意すること。
 - (3) 必要に応じて、適切に交通誘導警備員を配置すること。
 - (4) 高木、遊具等の施設に機械をあてないように注意すること。散水ホースの設置されている箇所は特に注意し、ホースを傷つけないようにすること。
- 9 地元活動団体が日常的に植栽等の維持管理を行っている公園や路線については、事前に地元活動団体と現場立会いを行い、作業範囲等の確認を行うこと。対象の公園や路線については事前に委託者に確認すること。
- 10 車両や歩行者の通行に支障をきたす場所での作業は、交通誘導警備員を配置し、適切な誘導を行うこと。
- 11 作業上、公園、緑地内で車両を走行するときは、最徐行で走行すること。
- 12 作業上、私有地に入らなければならない場合は、事前に所有者に作業日時、作業内容を告知すること。作業後は、清掃を行い、原形復旧すること。
- 13 廃棄物処理については、芦屋市環境処理センターにて受託者が事前に持ち込みごみの予約をし、処分するものとする。
- 14 剪定・除草業務の実施期間は、毎週金曜日までに次週の週間工程表を提出すること。
- 15 本業務にあたっては、(社)日本造園建設業協会が定める「街路樹剪定士」の資格を有する者が常駐し、自ら作業を行うとともに他の技能者の作業指導を行うこ

と。

街路樹剪定士の役割は以下のとおりとする。

①低木剪定時の高木樹形との調和 ②作業中の指導 ③出来栄の確認

16 業務区域内において、クビアカツヤカミギリ (*Aromia bungii*) が確認された場合は、委託者に報告すること。

17 公園・街路の除草・剪定については、参考として、従来の維持管理の内容を別紙「市内公園・街路剪定除草業務数量表」「市内公園・街路剪定除草業務位置図」に記載する。

18 呉川町リンゴ園、親水中央公園アーモンドについては、維持管理の方法等について委託者と協議すること。

19 岩ヶ平公園バラ園について、バラの育成管理を行うこと。参考として、従来の育成管理の内容を別紙「岩ヶ平公園バラ園仕様書」に記載する。

20 芦屋公園・業平公園の花壇管理

年に2回程度、花を植え替えること。本市主催のオープンガーデンに向けて、4月中旬頃、綺麗に咲くよう努めること。

植え替えてから根付くまでの間(約1ヶ月)は週4回、気温が高くなる5月から8月の間は週3回、その他の月は週2回程度灌水作業を実施すること。

両公園とも松が多く、松葉が大量に花壇に落ちるが、花の生育のためにできる限り取り除くよう努めること。

公園名	花壇部面積	直近で植えた花の種類・株数	
芦屋公園	約 8 m ²	4月～10月：フェアリースター	140 株
		11月～3月：ビオラ	240 株
業平公園	約 13 m ²	4月～10月：ペンタス	120 株
		10月：コリウス	160 株
		11月～3月：キンセンカ	120 株
		11月～3月：デージー	240 株

21 公園外の花壇3箇所(国道43号芦屋川橋上、国道2号業平橋上、宮塚橋上)について、花壇管理を行うこと。参考として、従来の花壇管理の内容を下記の表に記載する。

花壇名称	面積	植栽回数(年)	備考
国道43号 芦屋川橋上	267.3 m ²	2回以上 (随時補植)	北 136.08 m ² 南 131.22 m ²
国道2号 業平橋上	21.3 m ²	2回以上 (随時補植)	南北各 11 ボックス
宮塚橋上	5.7 m ²	2回以上 (随時補植)	南北計 20 ボックス
計	294.3 m ²		

市内公園・街路剪定除草業務数量表（参考）

阪急以北地区 集計表

		1回目	2回目	合計
抜根除草	m ²	18,798	18,942	37,740
機械除草	m ²	56,090	56,082	112,172
低木剪定	m ²	11,520	12,059	23,579
中木玉物剪定 H=1.0m 未満	本	98	871	969
中木玉物剪定 H=1.0～2.0m	本	106	152	258
藤棚剪定	箇所	24	24	48
生垣剪定	m		131	131
交通誘導警備員	人	40	40	80

阪急以北地区 1回目

公園・街路名	抜根除草	機械除草	低木剪定	中木玉物～100	中木玉物～200	藤棚剪定
	m ²	m ²	m ²	本	本	箇所
山麓公園	866					
甲南公園	252	2,000				1
岩ヶ平公園	1,300	1,800	780			2
六麓荘保護樹林	500					
岩園保護樹林(分離帯含む)	300					
岩園公園	205	862				2
仲ノ池緑地	440	441				1
前山公園	580	4,164				5
東山公園	73	1,207	254		37	
東山北公園		350		10	27	1
朝日ヶ丘公園		2,565		76		3
朝日ヶ丘公園(駐車場)		400				
岩園北公園		1,177				1
芦屋川緑地	515	1,685	15			1
朝日ヶ丘緑地	223	675	152	12		
朝日ヶ丘南緑地		59	101			
朝日ヶ丘北公園	1,200	2,400	212			1
朝日ヶ丘遺跡緑地	340		340			
朝日ヶ丘広場	90	400	50			
朝日ヶ丘第3児童遊園	75	100				1
朝日ヶ丘中緑地(1)	15	131				
朝日ヶ丘中緑地(2)	30	119	30			
朝日ヶ丘中緑地(3)	29	98	12			
朝日ヶ丘北緑地	11	61	24			
山手児童遊園	35	100	35			
奥池園地	110	4,941	110			
奥山広場	360					
ハイランド公園	421	1,402				1
奥池緑地		20,564	2,286			
奥池南町40番街区		1,541				
山芦屋公園		664	30		31	2
三条北公園	121	317	121			1
三条公園	675					1
山手緑地	1,466	565				
岩園児童遊園	2					
岩園天神公園		666				
東芦屋公園			145			
山手第2児童遊園		33				
東芦屋第2児童遊園		45	8			
山手南緑地	420	279	143			
山芦屋町9番(育苗地)	93	1,398				
朝日ヶ丘第1児童遊園	44		18			
朝日ヶ丘第2児童遊園	30	16	46			
山芦屋北緑地	91	91				
山手第3児童遊園	30	70				
三条北緑地		40	60			
東山児童遊園	72	10	63			
六麓荘緑地	31	96				
岩園第2児童遊園	124	225			11	
朝日ヶ丘西公園	400	1,100	330			
山芦屋遺跡緑地	26	98	22			
東芦屋児童遊園		30	80			
岩園第3児童遊園	60	100				
合 計	11,655	55,085	5,467	98	106	24
山麓線(山手町)(ア)	885	150	490			
山麓線(朝日ヶ丘町)(シ)	282	99				
山麓線(岩園町)(ア)	340		847			
朝日ヶ丘線(シ)	710	356				
宮川線(JR以北)(ク)	1,619		1,619			
宮川線(JR以南)(ヒ)	96					
山手線(岩園町)(ア)	558		558			
山手線(東山町)(シ)	538					
山手線(緑地)(東山町)	261					
市道721号線(奥池南)	874		1,748			
市道722号線(奥池南)	770		770			
市道700号線(奥池南)	197					
岩園町32番		360				
市道385号線		40	13			
三条町 32 番			8			
山芦屋町4番	13					
合 計	7,143	1,005	6,053			
総 計	18,798	56,090	11,520	98	106	24

阪急以北地区 2回目

公園・街路名	抜根除草	機械除草	低木剪定	中木玉物～100	中木玉物～200	藤棚剪定	生垣剪定
	m	m	m	本	本	箇所	m
山麓公園	866						
甲南公園	252	2,000		30		1	
岩ヶ平公園	1,300	1,800		131		2	
六麓荘保護樹林	500						
岩園保護樹林(分離帯含む)	300						
岩園公園	205	862	284		4	2	
仲ノ池緑地	440	441	1,425	34		1	131
前山公園	580	4,164	201	523	46	5	
東山公園	73	1,207					
東山北公園		350	35			1	
朝日ヶ丘公園		2,565	50	36	5	3	
朝日ヶ丘公園(駐車場)		400					
岩園北公園		1,177	83		4	1	
芦屋川緑地	515	1,685	515			1	
朝日ヶ丘緑地	223	745	75	12			
朝日ヶ丘南緑地		59	71				
朝日ヶ丘北公園	1,285	2,400	429			1	
朝日ヶ丘遺跡緑地	340						
朝日ヶ丘広場	90	400					
朝日ヶ丘第3児童遊園	75	100				1	
朝日ヶ丘中緑地(1)	15	131	15				
朝日ヶ丘中緑地(2)	30	119					
朝日ヶ丘中緑地(3)	29	98	3				
朝日ヶ丘北緑地	11	61					
山手児童遊園	35	100					
奥池園地	110	4,941	110				
奥山広場	360						
ハイランド公園	421	1,402	331	51	54	1	
奥池緑地		20,564	2,286				
奥池南町40番街区		1,541					
山芦屋公園		664	30		31	2	
三条北公園	121	317				1	
三条公園	675					1	
山手緑地	1,466	565					
岩園児童遊園	2						
岩園天神公園		666	114				
山手第2児童遊園	33						
東芦屋第2児童遊園	15	30	15				
山手南緑地	420	279	143				
山芦屋町9番(育苗地)	93	1,398					
朝日ヶ丘第1児童遊園	44		18				
朝日ヶ丘第2児童遊園	30	16	54				
山芦屋北緑地	91	91	54				
山手第3児童遊園	30	70					
三条北緑地		40	60				
東山児童遊園	72	10					
六麓荘緑地	31	96	90				
岩園第2児童遊園	124	225					
朝日ヶ丘西公園	400	1,100	42				
山芦屋遺跡緑地	26	98	22				
岩園第3児童遊園	60	100	60				
東芦屋児童遊園							
東芦屋公園							
合 計	11,788	55,077	6,615	817	144	24	131
山麓線(山手町)(ア)	885	150	490				
山麓線(朝日ヶ丘町)(シ)	282	99	324				
山麓線(岩園町)(ア)	345		847				
朝日ヶ丘線(シ)	710	356	627				
宮川線(JR以北)(ク)	1,619						
宮川線(R2以北)(ヒ)	96		96				
山手線(岩園町)(ア)	564		564				
山手線(東山町)(シ)	538		538				
山手線(緑地)(東山町)	261			54	8		
市道721号線(奥池南)	874		1,748				
市道722号線(奥池南)	770						
市道700号線(奥池南)	197		197				
岩園町32番		360					
市道385号線		40	13				
山芦屋町4番	13						
三条町 32 番							
合 計	7,154	1,005	5,444	54	8		
総 計	18,942	56,082	12,059	871	152	24	131

阪急以南防潮堤線以北(西)地区 集計表

		1回目	2回目	合計
抜根除草	m ²	16,057	15,936	31,993
機械除草	m ²	9,488	11,416	20,904
低木剪定	m ²	11,179	11,476	22,655
中木玉物剪定 H=1.0m 未満	本		17	17
中木玉物剪定 H=1.0～2.0m	本	75	105	180
藤棚剪定	箇所	9	9	18
生垣剪定	m	101	115	216
交通誘導警備員	人	35	35	70

阪急以南防潮堤線以北(西)地区 1回目

公園・街路名	抜根除草 ㎡	機械除草 ㎡	低木剪定 ㎡	中木玉物～100 本	中木玉物～200 本	藤棚剪定 箇所	生垣剪定 m
細雪広場(東芦屋町)	37						
業平公園	116	571	116				
月若公園	125						
松ノ内公園							59
松ノ内緑地	360						
業平ちびっ子広場	172	55	5				
上宮川公園	322		322			1	
津知公園	477	1,210					
公光公園	100	80	19		3	1	
宮塚公園	150						
地蔵公園	205	68	135				
宮塚緑地	100		50		1		
大原公園	115		15				
ルナホール前広場	25		4				
川西児童遊園	112		6				42
茶屋公園	180						
大樹公園	350	360					
呉川公園	129		86		71	2	
竹園児童遊園	50					1	
呉川児童遊園			7			1	
呉川第3児童遊園	100						
浜芦屋児童遊園		126				1	
伊勢児童遊園	25		25				
松浜緑地	55	200	55				
芦屋公園	302		1,158			2	
松浜児童遊園	208		38				
津知中公園	100	280					
津知北公園		78	50				
津知南公園		216					
平田北第1・第2広場	132	547	71				
宮川広場	147						
竹園広場	115	86					
川西北公園	45	426	60				
上宮川緑地		406					
前田公園	625	656					
環境防災緑地(精小前広場)	67		67				
津知緑地	25		80				
清水公園							
環境防災緑地(精道広場)							
伊勢緑地							
松浜町11番 緑地							
旧防潮堤緑地(リソコ園)							
環境防災緑地(精道町)							
合 計	5,071	5,365	2,369		75	9	101
防潮堤線(宮川以西)	3,604		3,604				
旧防潮堤緑地(法面)	389	690	557				
鳴尾御影線(中央以西)	469						
鳴尾御影線(川西町)	201		201				
JR 芦屋駅前緑地							
川東線	432		331				
川西線	1,804		637				
コミュニティ道路(呉川)	453		453				
芦屋中央線(R43 以北)	854		773				
芦屋中央線(R43 以南)	640		628				
駅前線	732		732				
駅前広場西線	113		107				
芦屋川右・左岸線	403	2,169	178				
市道332号線							
市道312号線(呉川町)	54						
市道210号線(業平町)	136	107	136				
松ノ内花壇							
大原町9番	62		65				
市道347号線	6						
市道235号線	75						
市道243号線	9						
市道345号線	26						
清水2番13号(角地)	16		8				
JR芦屋駅北	60		30				
前田町広場A	30	202					
前田町広場B							
前田町広場E	29	175					
清水町広場F	49	50	30				
前田緑道1・2号線	110		110				
西芦屋町育苗地		730					
市道358号線(清水町)	170		170				
市道354号線(上宮川町)	60		60				
合 計	10,986	4,123	8,810				
総 計	16,057	9,488	11,179		75	9	101

阪急以南防潮堤線以北(西)地区 2回目

公園・街路名	抜根除草	機械除草	低木剪定	中木玉物～100	中木玉物～200	藤棚剪定	生垣剪定
	m	m	m	本	本	箇所	m
細雪広場(東芦屋町)	37		5				
業平公園	116	571	116				
月若公園	125						
松ノ内緑地	360						
業平ちびっ子広場	172	55	13				
上宮川公園	322		322			1	
津知公園	477	1,210					51
公光公園	100		50			1	
宮塚公園	150		250	10	25		
地藏公園	205	68	45				
宮塚緑地	100						
大原公園	115		92				
ルナホール前広場	25		4				
川西児童遊園	112		6				
茶屋公園	160						
大樹公園	350	360	130				
呉川公園	129		86		71	2	
竹園児童遊園	50		32	7	4	1	
呉川児童遊園			30		5	1	
呉川第2児童遊園							30
呉川第3児童遊園	100		13				
浜芦屋児童遊園		126	30			1	18
伊勢児童遊園	25						
松浜緑地	55	200	55				
芦屋公園	302	1,800	1,158			2	
松浜児童遊園	208		182				
津知中公園	100	280					
津知北公園		78	50				
津知緑地	25		80				
津知南公園		216					
平田北第1・第2広場	132	547					
宮川広場	147						
竹園広場	115	86					
川西北公園	45	426	60				
上宮川緑地		406					
前田公園	625	656					
環境防災緑地(精小前広場)	67						
環境防災緑地(精道広場)	3	178	3				
松ノ内公園							
清水公園							
伊勢緑地	60	30	30				
松浜町 11 番 緑地							
旧防潮堤緑地(リンゴ園)							
環境防災緑地(精道町)							
合 計	5,114	7,293	2,842	17	105	9	99
防潮堤線(宮川以西)	3,604		3,604				
旧防潮堤緑地(法面)	389	690	557				
鳴尾御影線(中央線以西)	469		469				
鳴尾御影線(川西町)	201		201				
JR 芦屋駅前緑地							
川東線	438		337				
川西線	1,804		637				
コミュニティ道路(呉川)	453		453				
芦屋中央線(R43 以北)	854		773				
芦屋中央線(R43 以南)	640		600				
駅前線	732						
駅前広場西線	113		107				
芦屋川右・左岸線	403	2,169	178				
市道332号線							
市道312号線(呉川町)	54		54				
市道210号線(業平町)	136	107	136				
松ノ内花壇							
大原町9番	62		65				
市道347号線(津知町)	6		6				
市道235号線(津知町)	75		75				
市道243号線(津知町)	9		9				
市道345号線(津知町)	26		26				
清水2番13号(角地)	16						
JR芦屋駅北	60		30				
前田町広場A	30	202					16
前田町広場E	29	175					
清水町広場F	49	50	30				
西芦屋育苗地		730					
前田緑道1・2号線	110		110				
市道358号線(清水町)			170				
市道354号線(上宮川町)	60		7				
前田町広場B							
合 計	10,822	4,123	8,634				16
総 計	15,936	11,416	11,476	17	105	9	115

阪急以南防潮堤線以北(東)地区 集計表

		1回目	2回目	合計
抜根除草	m ²	18,816	18,816	37,632
機械除草	m ²	2,607	2,826	5,433
低木剪定	m ²	10,560	12,100	22,660
中木玉物剪定 H=1.0m 未満	本		22	22
中木玉物剪定 H=1.0～2.0m	本	59	100	159
藤棚剪定	箇所	8	9	17
生垣剪定	m		257	257
落ち葉等清掃抜根除草	m ²	5,318	5,318	10,636

交通誘導警備員	人	40	40	80
---------	---	----	----	----

阪急以南防潮堤線以北(東)地区 1回目

公園・街路名	抜根除草	機械除草	低木剪定	中木玉物～100	中木玉物～200	藤棚剪定	生垣剪定
	m	m	m	本	本	箇所	m
春日公園	167	359					
翠ヶ丘南緑地	464		173				
翠ヶ丘緑地	40	80					
打出公園	350		52		9		
楠公園	250		40		32	1	
打出児童遊園	50				10	1	
楠児童遊園	700					1	
緑地(打出小槌町2番)	30						
小槌緑地		86					
翠ヶ丘公園	51	200	20			1	
翠ヶ丘東緑地	83	63					
南宮公園	300						
大東公園	450		10		8	1	
南宮浜公園	150	500				1	
打出浜公園	150		230				
南宮緑地	38		86				
浜緑地	116	2					
江尻川緑道	3,510	290	120				
若宮1番地ひろば	68	117	20				
若宮健康ひろば						1	
若宮8番地ひろば	27	311					
若宮緑地	30	25					
西蔵児童遊園	80	80					
若宮ちびっこひろば	132	92					
南宮広場	32	52	13				
環境防災緑地(若宮ひろば)							
若宮まちかど広場							
合 計	7,268	2,257	764		59	8	
市道358号線(楠町)	624	350	584				
市道146号線(楠町)	290		127				
市道153号線(宮小西)	60		60				
市道153号線(楠町)	163						
市道150号線(宮小東)	55						
稲荷山線(R43 以北)	689		689				
稲荷山線(R43 以南)	1,116		1,258				
宮川線(R2 以南)	593		1,758				
防潮堤線(宮川以東)	3,071		3,071				
鳴尾御影線(中央線以東)	631		631				
鳴尾御影線(春日町)	453						
コミュニティ道路(小槌)	63						
市道312号線(南宮町)	57		57				
市道368号線(山手幹線)	3,523		1,526				
大東町16番(バス停)	35		35				
市道 377 号線(翠ヶ丘町)	125						
親王塚町10番							
合 計	11,548	350	9,796				
総 計	18,816	2,607	10,560		59	8	

公園・街路名	路面清掃						
	m						
旧防潮堤線緑地(法面)	5,318						
合 計	5,318						

阪急以南防潮堤線以北(東)地区 2回目

公園・街路名	抜根除草	機械除草	低木剪定	中木玉物～100	中木玉物～200	藤棚剪定	生垣剪定
	m	m	m	本	本	箇所	m
春日公園	167	359	184				
翠ヶ丘南緑地	464		139				
翠ヶ丘緑地	40	80	70				
打出公園	350		52		9		
楠公園	250		40		32	1	
打出児童遊園	50				10	1	
楠児童遊園	700		105			1	
緑地(打出小槌町2番)	30		30				
小槌緑地		86					
翠ヶ丘公園	51	200	30			1	
翠ヶ丘東緑地	83	63	83				
南宮公園	300		89		4	1	
大東公園	450		150		8	1	51
南宮浜公園	150	500	170		2	1	89
打出浜公園	150		230	9	26		
西藏児童遊園	80	80	60	2	9		50
南宮緑地	38	28					
浜緑地	116	2					
江尻川緑道	3,510	290	120				
若宮1番地ひろば	68	117	20				
若宮健康ひろば						1	
若宮8番地ひろば	27	311					
若宮緑地	30	25					
若宮ちびっこひろば	132	92	85				
南宮広場	32	52	13				
親王塚公園		191	46				
若宮まちなか広場							
環境防災緑地(若宮ひろば)							
合 計	7,268	2,476	1,716	22	100	9	190
市道358号線(楠町)	624	350	584				
市道146号線(楠町)	290		127				
市道153号線(宮小西)	60		60				
市道153号線(楠町)	163						
市道150号線(宮小東)	55						
稲荷山線(R43 以北)	689		689				
稲荷山線(R43 以南)	1,116		1,258				
宮川線(R2 以南)	593		1,758				
防潮堤線(宮川以東)	3,071		3,071				
鳴尾御影線(中央線以東)	631		631				
鳴尾御影線(春日町)	453						
コミュニティ道路(小槌)	63						
市道312号線(南宮町)	57		57				
市道368号線(山手幹線)	3,523		2,114				67
大東町16番(バス停)	35		35				
市道377号線(翠ヶ丘町)	125						
親王塚町10番							
合 計	11,548	350	10,384				67
総 計	18,816	2,826	12,100	22	100	9	257

公園・街路名	落ち葉等清掃						
	m						
旧防潮堤線緑地(法面)	5,318						
合 計	5,318						

芦屋浜西地区 集計表

		1回目	2回目	合計
抜根除草	m ²	12,860	14,097	26,957
機械除草	m ²	41,016	41,016	82,032
低木剪定	m ²	6,053	13,577	19,630
生垣剪定	m	422	1,506	1,928
交通誘導警備員	人	30	30	60

芦屋浜西地区 1回目

公園・街路名	抜根除草	機械除草	低木剪定	生垣剪定
	m ²	m ²	m ²	m
西海岸緑地	1,000	1,036		
西浜公園	2,811	2,840	185	
芦屋中央公園	265	22,068	898	
緑公園	206	1,694	65	
潮見東公園	90	2,286	14	
潮見西公園	209	2,702	41	
潮見南公園	167	2,191	4	
中央緑道(宮川以西)	367	1,792	680	
合 計	5,115	36,609	1,887	
宮川(右岸)		589		
芦屋浜線(環境緑地帯)	3,818	3,818	1,536	
芦屋浜1号線	1,120		445	422
芦屋浜2号線	275		275	
芦屋浜3号線	150		150	
芦屋浜4・4-1・4-2号線	360			
芦屋浜5号線	212		212	
芦屋浜6・6-1号線	758		758	
芦屋浜7号線	108		108	
芦屋浜8号線	180		180	
芦屋浜32・33号線	280		280	
芦屋浜52号線	57		57	
芦屋浜53号線	50		50	
芦屋浜58号線	92		92	
緑道1～8号線	159			
緑道10・11号線	50		23	
緑道13号線	43			
緑道17号線	20			
緑道9号線(潮見南公園北側)	13			
合 計	7,745	4,407	4,166	422
総 計	12,860	41,016	6,053	422

芦屋浜西地区 2回目

公園・街路名	抜根除草	機械除草	低木剪定	生垣剪定
	m ²	m ²	m ²	m
西海岸緑地	1,000	1,036	192	
西浜公園	2,811	2,840	2,710	
芦屋中央公園	265	22,068	898	
緑公園	206	1,694	141	
潮見東公園	90	2,286	75	
潮見西公園	209	2,702	168	
潮見南公園	167	2,191	163	
中央緑道(宮川以西)	1,604	1,792	2,067	72
合 計	6,352	36,609	6,414	72
宮川(右岸)		589		
芦屋浜線(環境緑地帯)	3,818	3,818	1,330	
芦屋浜1号線	1,120		3,805	1,434
芦屋浜2号線	275			
芦屋浜3号線	150		150	
芦屋浜4・4-1・4-2号線	360		360	
芦屋浜5号線	212		212	
芦屋浜6・6-1号線	758		30	
芦屋浜7号線	108		108	
芦屋浜8号線	180		180	
芦屋浜32・33号線	280		280	
芦屋浜52号線	57		57	
芦屋浜53号線	50		50	
芦屋浜58号線	92		92	
緑道1～8号線	159		159	
緑道10・11号線	50		57	
緑道13号線	43		260	
緑道17号線	20		20	
緑道9号線(潮見南公園北側)	13		13	
合 計	7,745	4,407	7,163	1,434
総 計	14,097	41,016	13,577	1,506

芦屋浜東地区 集計表

		1回目	2回目	合計
抜根除草	m ²	26,083	26,083	52,166
機械除草	m ²	30,417	30,467	60,884
低木剪定	m ²	8,107	14,738	22,845
中木玉物剪定 H=1.0~2.0m	本	5		5
生垣剪定	m	114	1,515	1,629
交通誘導警備員	人	35	35	70

芦屋浜東地区 1回目

公園・街路名	抜根除草	機械除草	低木剪定	中木玉物～200	生垣剪定
	m ²	m ²	m ²	本	m
海浜公園	1,620	1,265	92		
中央緑道(宮川以東)	2,358	1,315	618		114
東海岸緑地	220	220			
東浜公園	1,863	12,234	204		
旧防潮堤緑地(南側)	106	1,084	143		
浜風北公園	134	480	22		
浜風東公園	235	1,090	131		
浜風南公園	425	2,087	185		
新浜公園	89	1,528	9		
高浜公園	880	391	50	5	
高浜緑地	437				
合 計	8,367	21,694	1,454	5	114
宮川(左岸)	25	1,279			
打出浜線	1,155	115	868		
打出浜線(緩衝緑地帯)(歩道部含む)	7,500	6,917	3,823		
打出浜1号線	3,054		84		
打出浜2・8号線	746		48		
打出浜9号線	262	133			
打出浜6号線	483	100	5		
打出浜7号線	1,100		5		
打出浜5号線	250		250		
打出浜3号線	162		162		
打出浜41・53号線	329		329		
打出浜4・50号線	87		87		
打出浜21号線	57		42		
緑道20号線	475	179	182		
緑道22・23号線	58		58		
緑道24・30・31・32号線	32				
緑道25号線	170		175		
緑道33号線	44				
緑道27号線	5				
緑道29号線	5		5		
緑道26・28号線	43		43		
緑道35号線	38		38		
緑道36号線	37		37		
打出浜60号線	397		378		
打出浜61号線	16		16		
打出浜62号線	943				
打出浜64号線	18		18		
打出浜66号線	225				
合 計	17,716	8,723	6,653		
総 計	26,083	30,417	8,107	5	114

芦屋浜東地区 2回目

公園・街路名	抜根除草	機械除草	低木剪定	中木玉物～200	生垣剪定
	m ²	m ²	m ²	本	m
海浜公園	1,620	1,265	786		
中央緑道(宮川以東)	2,358	1,315	618		114
東海岸緑地	220	220	84		
東浜公園	1,863	12,234	1,863		
旧防潮堤緑地(南側)	106	1,084	240		
浜風北公園	134	480	112		
浜風東公園	235	1,090	225		
浜風南公園	425	2,087	425		
新浜公園	89	1,528	80		
高浜公園	880	391			37
高浜緑地	437				34
合 計	8,367	21,694	4,433		185
宮川(左岸)	25	1,279	25		
打出浜線	1,155	115	168		
打出浜線(緩衝緑地帯)(歩道部含む)	7,500	6,967	2,568		
打出浜1号線	3,054		3,054		1,137
打出浜2・8号線	746		746		
打出浜9号線	262	133	262		
打出浜6号線	483	100	583		
打出浜7号線	1,100		1,127		
打出浜5号線	250		250		
打出浜3号線	162		162		
打出浜41・53号線	329		329		
打出浜4・50号線	87		87		
打出浜21号線	57		57		
緑道20号線	475	179	58		
緑道22・23号線	58				
緑道24・30・31・32号線	32		103		
緑道25号線	170		175		
緑道33号線	44		44		
緑道27号線	5		5		
緑道29号線	5				
緑道26・28号線	43		43		
緑道35号線	38				
緑道36号線	37				
打出浜60号線	397		10		
打出浜61号線	16				
打出浜62号線	943		449		
打出浜64号線	18				
打出浜66号線	225				193
合 計	17,716	8,773	10,305		1,330
総 計	26,083	30,467	14,738		1,515

南芦屋浜地区 集計表

		1回目	2回目	合計
抜根除草	m ²	22,198	22,198	44,556
機械除草	m ²	34,802	34,802	69,332
低木剪定	m ²	6,394	8,634	15,028
生垣剪定	m	424	434	858
交通誘導警備員	人	20	20	40

南芦屋浜地区 1回目

公園・街路名	抜根除草	機械除草	低木剪定	生垣剪定
	m ²	m ²	m ²	m
親水中央公園	2,020	9,558	1,649	100
親水西公園	1,600	1,000	977	
親水緑地	364	2,300		
南浜公園	770			
海洋緑地	60		13	
海洋北広場		93		15
海洋南広場		43		10
涼風西公園	731			
海洋緑道	2,969			
涼風東公園	764			
涼風広場	123	300		
南緑地		19,236		
合 計	9,401	32,530	2,639	125
陽光海洋線	3,100		2100	
陽光涼風線	579		287	
南浜陽光線	1,194		237	
南浜海洋線	428			
涼風南浜線	920		358	
涼風線(歩道部含む)	1,158	1009	154	
涼風緑地線(歩道部含む)	2,856	1263		
陽光1号線	160			
陽光2・3号線	102			
海洋1号線	447		447	
海洋2号線	225			
海洋3号線	365			
海洋4号線	448			
海洋 21 号線	27		27	
海洋緑道8号線	61		61	
海洋緑道 10 号線	78		78	
海洋緑道 12 号線	4			8
南浜 20 号線	6			
南浜 21 号線	6			
南浜 22 号線	6			
南浜 32 号線	10			12
南浜 41 号線	6		6	
南浜緑道1号線	70			87
南浜緑道3号線				73
南浜緑道 10 号線				60
南浜緑道 11 号線				59
涼風 11 号線	15			
涼風 12 号線	11			
涼風 13 号線	15			
涼風 14 号線	45			
涼風 16 号線	17			
涼風 19 号線	20			
涼風 20 号線	21			
涼風 23 号線	15			
涼風 24 号線	12			
涼風 26 号線	46			
涼風 29 号線	9			
涼風 34 号線	26			
涼風 38 号線	10			
涼風 40 号線	9			
涼風 44 号線	8			
涼風 47 号線	10			
涼風 60 号線	33			
涼風 62 号線	14			
涼風 63 号線	10			
涼風緑道2号線	3			
涼風緑道3号線	19			
涼風緑道5号線	23			
涼風緑道8号線	19			
涼風緑道 32 号線	48			
涼風緑道 33 号線	19			
合 計	12,797	2,272	3,755	299
総 計	22,198	34,802	6,394	424

南芦屋浜地区 2回目

公園・街路名	抜根除草	機械除草	低木剪定	生垣剪定
	m ²	m ²	m ²	m
親水中央公園	2,020	9,558	1,649	100
親水西公園	1,600	1,000	977	
親水緑地	364	2,300		
南浜公園	770			
海洋緑地	60		50	
海洋北広場		93		25
海洋南広場		43		10
涼風西公園	731		180	
海洋緑道	2,969			
涼風東公園	764		129	
涼風広場	123	300		
南緑地		19,236		
合 計	9,401	32,530	2,985	135
陽光海洋線	3,100		950	
陽光涼風線	579		293	
南浜陽光線	1,194		958	
南浜海洋線	428		428	
涼風南浜線	920		562	
涼風線(歩道部含む)	1,158	1009		
涼風緑地線(歩道部含む)	2,856	1263	842	
陽光1号線	160			
陽光2・3号線	102		102	
海洋1号線	447			
海洋2号線	225		225	
海洋3号線	365		365	
海洋4号線	448		448	
海洋21号線	27		27	
海洋緑道8号線	61		61	
海洋緑道10号線	78		78	
海洋緑道12号線	4			8
南浜20号線	6		6	
南浜21号線	6		6	
南浜22号線	6		6	
南浜32号線	10		16	12
南浜41号線	6		6	
南浜緑道1号線	70			87
南浜緑道3号線				73
南浜緑道10号線	64			60
南浜緑道11号線				59
涼風11号線	15			
涼風12号線	11			
涼風13号線	15		15	
涼風14号線	45		24	
涼風16号線	17		17	
涼風19号線	20		20	
涼風20号線	21		10	
涼風23号線	15		15	
涼風24号線	12			
涼風26号線	46		17	
涼風29号線	9		9	
涼風34号線	26			
涼風38号線	10			
涼風40号線	9			
涼風44号線	8			
涼風47号線	10			
涼風60号線	33		33	
涼風62号線	14		14	
涼風63号線	10		10	
涼風緑道2号線	3			
涼風緑道3号線	19		19	
涼風緑道5号線	23			
涼風緑道8号線	19			
涼風緑道32号線	48		48	
涼風緑道33号線	19		19	
合 計	12,797	2,272	5,649	299
総 計	22,198	34,802	8,634	434

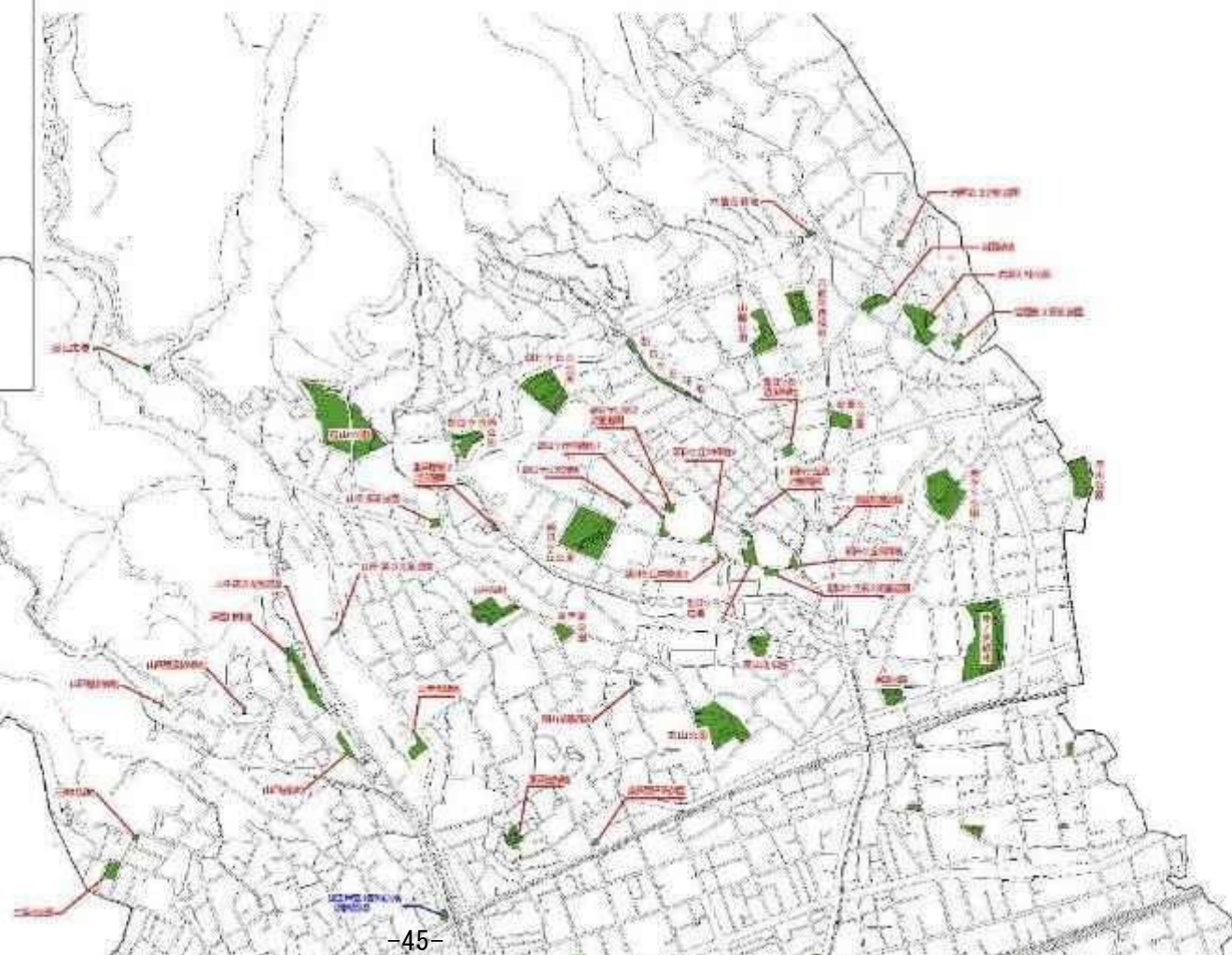
陽光緑地・陽光公園 集計表

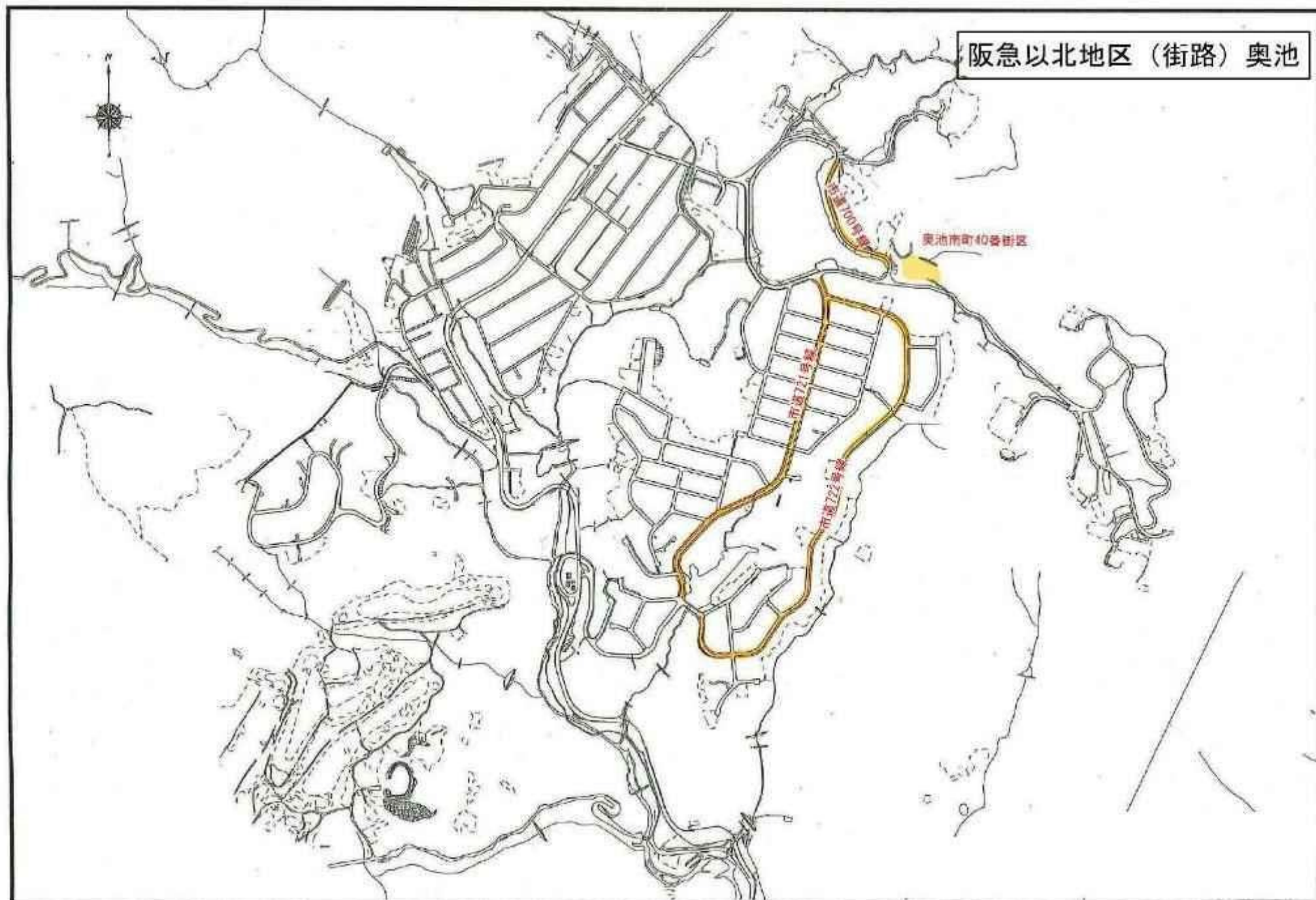
		1回目	2回目	合計
人力除草	m ²	5,600	5,600	11,200
機械除草	m ²	29,400	29,400	58,800
中低木剪定	m ²	2,800	2,800	56,000
藤棚	箇所	4	4	8

公園名	抜根除草		機械除草		中低木剪定		藤 棚	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
陽光緑地(北護岸含む)	5,400	5,400	29,200	29,200	2,700	2,700	3	3
陽光公園	200	200	200	200	100	100	1	1
小 計	5,600	5,600	29,400	29,400	2,800	2,800	4	4
合 計	11,200		58,800		5,600		8	

市内公園・街路
剪定除草業務位置図





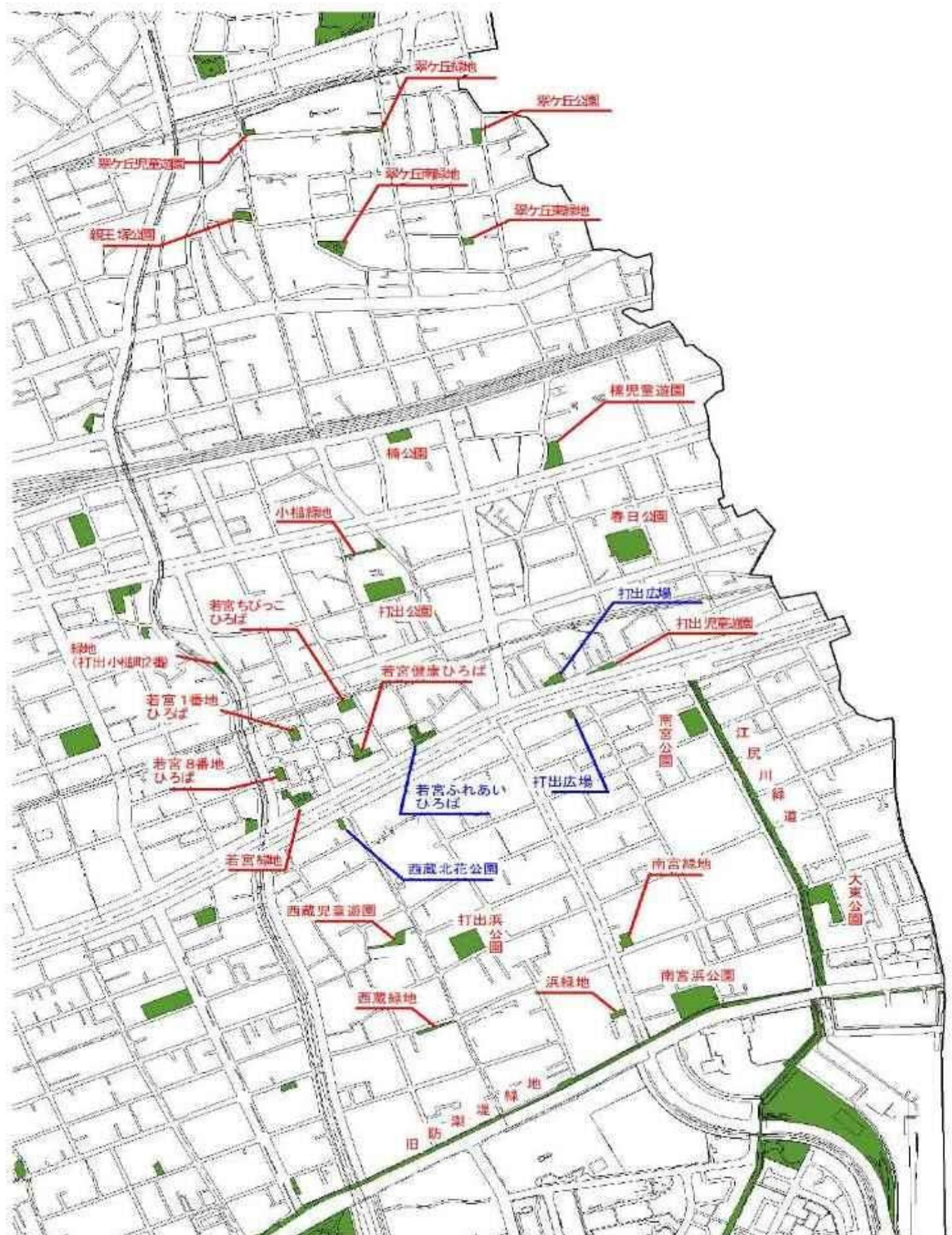


阪急以南防潮堤線以北（西）地区（公園）

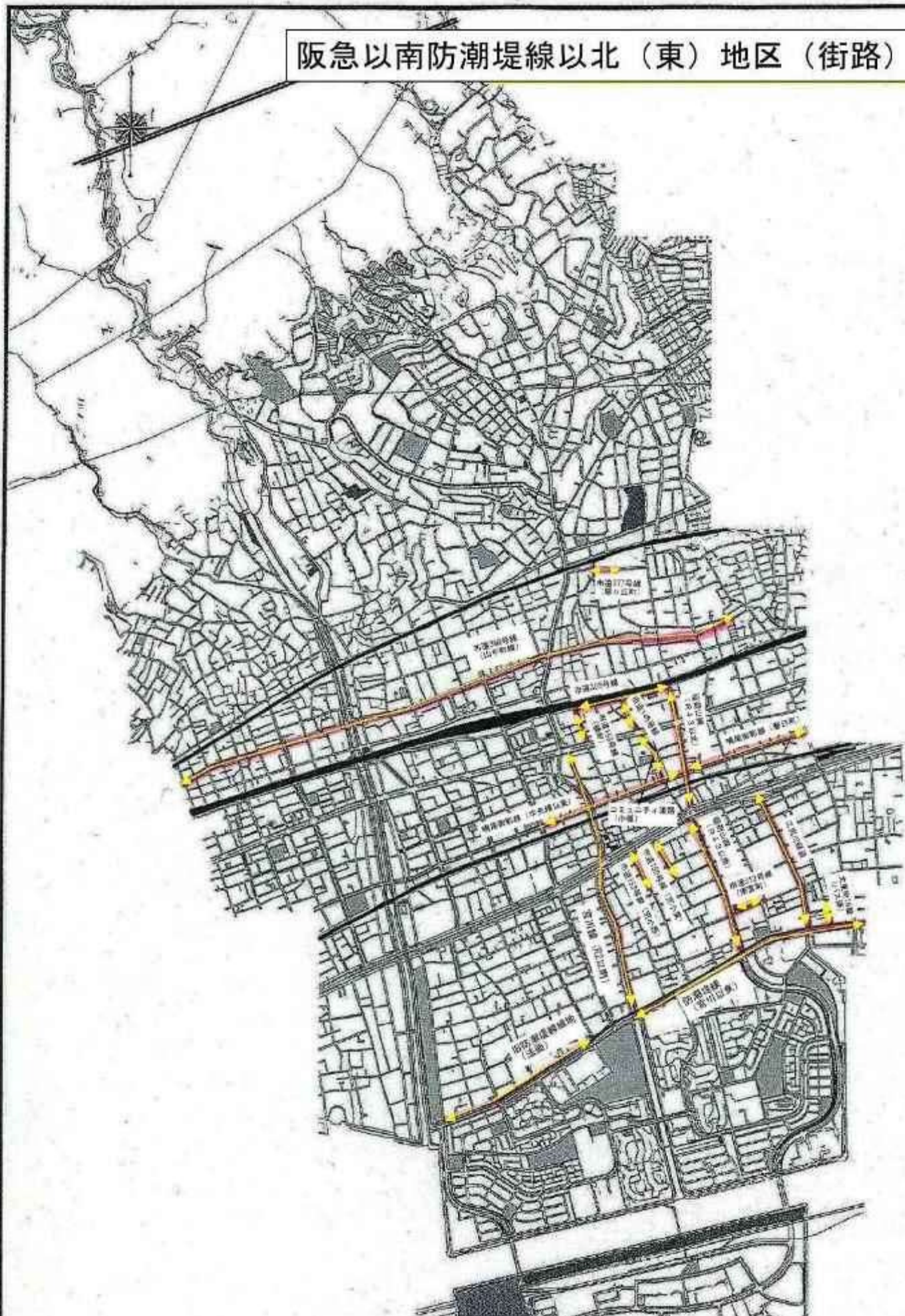


阪急以南防潮堤線以北（西）地区（街）

阪急以南防潮堤線以北（東）地区（公園）



阪急以南防潮堤線以北（東）地区（街路）



芦屋浜西地区（公園）



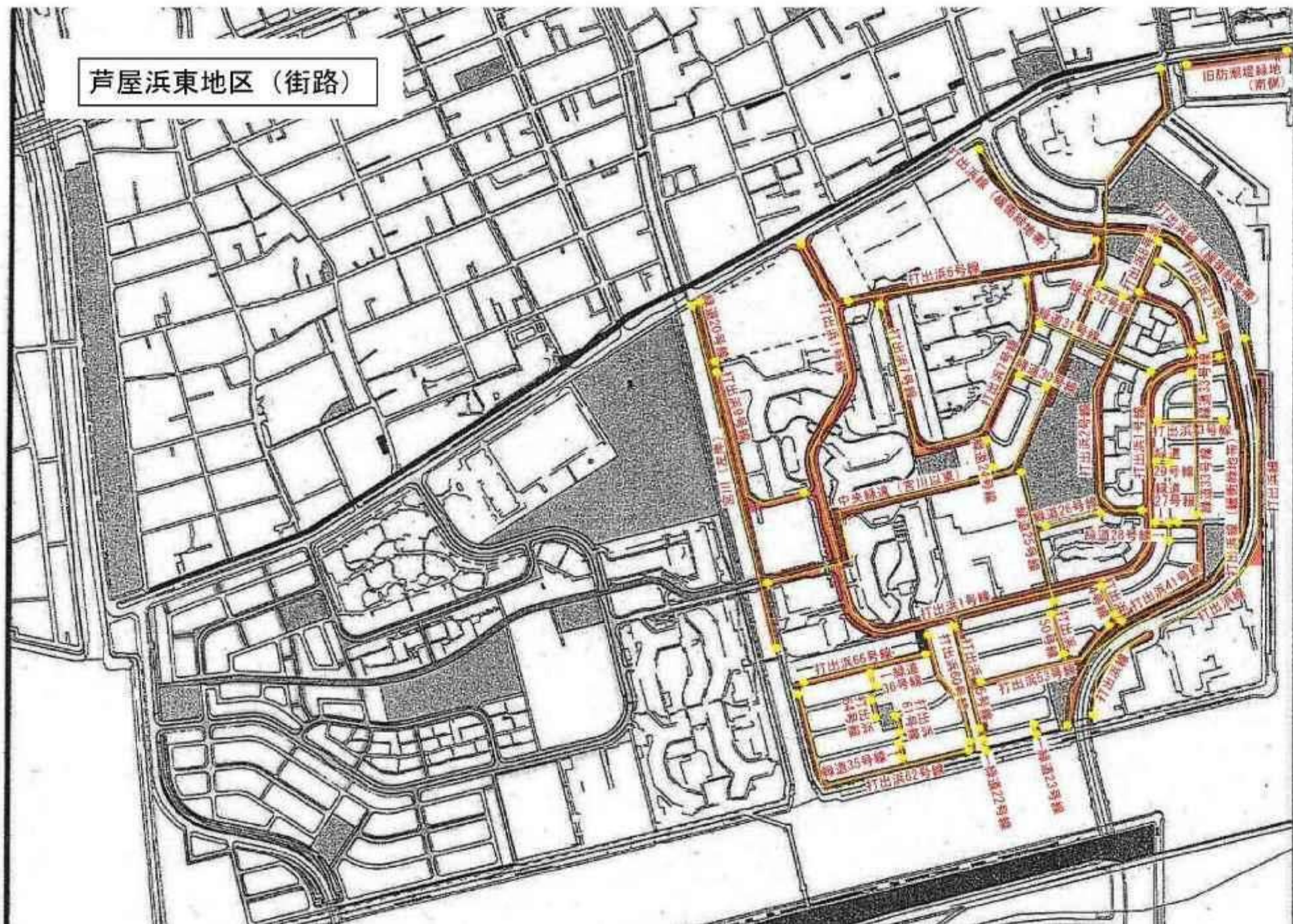
芦屋浜西地区（街路）

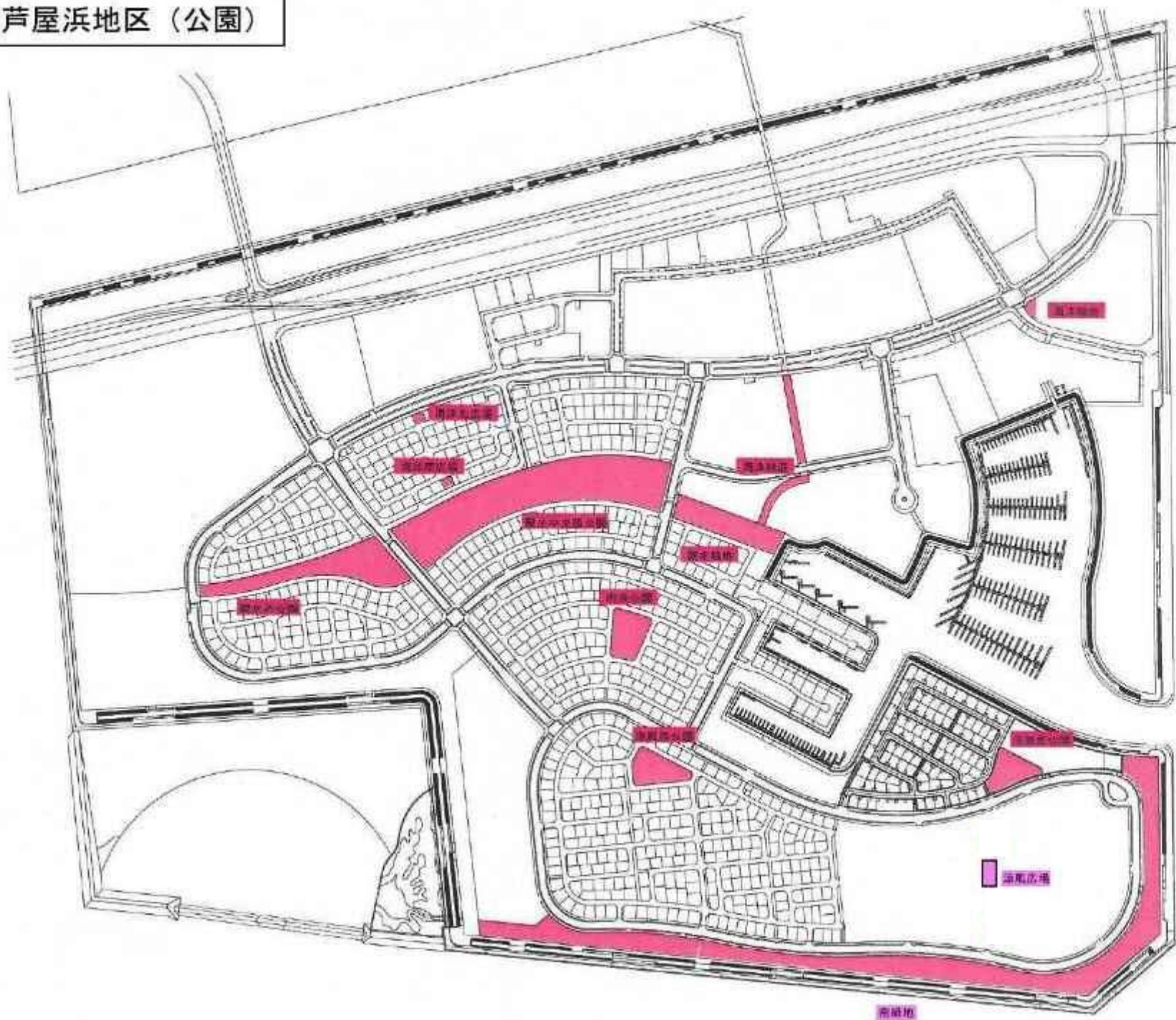


芦屋浜東地区（公園）



芦屋浜東地区（街路）





南芦屋浜地区（街路）



陽光緑地・陽光公園実施箇所位置図



岩ヶ平バラ園仕様書（参考）

1 施工の時期と内容

施工月	除草	薬剤散布	剪定	施肥	その他
4月	○	○			側蕾摘み取り
5月	○(2回)	○(2回)	○		
6月	○	○(2回)	○		咲きガラ切取
7月	○(2回)	○(2回)		化学肥料	咲きガラ切取
8月	○		○		咲きガラ切取
9月	○	○	○	油かす・化学肥料	
10月	○		○		咲きガラ切取・中耕
11月	○				咲きガラ切取・清掃
12月		○	○		咲きガラ切取・清掃
1月			○		添木取付
2月	○		○	ピートモス・油かす・化学肥料	ワラ・真砂土
3月	○	○			不良芽の除去

2 施工の方法

(1) 除草

月内2回の場合は上旬1回・中旬1回とし、月1回の場合は中旬1回とするが、雑草の状況に応じて適当な人員で行うこと。バラ園周辺の芝刈り、除草、清掃も行うこと。

(2) 薬剤散布

それぞれの時期及び害虫の種類によって薬剤をかえるものとするが、基本的にはダイセン(500倍)及びカルホス(1000倍)の混合剤とする。散布の時期は、除草後に行うものとする。

(3) 剪定

5～6月 ムダ枝の整理
 8月 ムダ枝の整理・花枝の整理
 9～10月 夏剪定
 12～2月 本剪定

(4) その他

必要に応じてムダ枝の整理を行い、夏場の散水、咲きガラ除去及び清掃を適時行うこと。薬剤、肥料等は業務委託料に含まれているため、受託者が手配すること。

3 業務報告書

(1) 月間報告書

・作業日と作業内容を記載し、毎月始めに提出すること。

(2) 写真

・行った主要な作業毎に着手前及び完了状況を撮影し、毎月初めに提出すると。

高木等剪定業務

- 1 剪定方法等については、「芦屋市街路樹等維持管理基本書」の内容を熟知すると共に準拠して作業を行うこと。
- 2 剪定は、密集している枝について枝抜きを行い、葉張りを小さくすることを基本とする。また、樹種に応じた樹形を保つよう行うこと。
電線周りの枝は、できるだけ電線に接触しないように枝抜きを行うこと。
- 3 路線単位、公園単位での剪定においては、年度毎の剪定予定箇所について委託者と協議を行うこと。また、剪定方法等についても委託者と協議を行うこと。
- 4 剪定を行うときは、近隣住民等に事前に業務内容と時期を連絡すること。
- 5 桜の剪定を行うときは、事前に委託者に連絡すること。
- 6 高所作業車を必要とする場合、事前に警察の許可を得ること。
- 7 車両や歩行者の通行に支障をきたす場所での作業は、交通誘導警備員を配置し、適切な誘導を行うこと。
- 8 高木剪定、伐採処理は、幹周りを測定し、書面にて委託者に報告すること。
- 9 廃棄物処理については、原則的に芦屋市環境処理センターにて受託者が事前に持ち込みごみの予約をし、処分するものとする。
- 10 路線単位、公園単位での剪定を行う場合は、事前に工程表を委託者に提出すること。
- 11 本業務にあたっては、(社)日本造園建設業協会が定める「街路樹剪定士」の資格を有する者が常駐し、自ら作業を行うとともに他の技能者の作業指導を行うこと。
街路樹剪定士の役割は以下のとおりとする。
①目標樹形のサンプリング ②作業中の指導 ③出来栄の確認
- 12 業務区域内において、クビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*) が確認された場合は、委託者に報告すること。

害虫等駆除業務

- 1 薬剤散布業務の実施時期は次の期間を基本とする。

	業務場所	業務期間
第 1 回目	別紙数量表記載	4 月 1 日～5 月 31 日まで
第 2 回目	別紙数量表記載	7 月 1 日～（委託者と協議）
その他	市内一円	害虫発生時

※実施時期は委託者と協議のうえ、有効な時期に行うこと

- 2 防除業務の実施に先立って、兵庫県農林水産部農林水産局へ防除業届出を証明できる書類又は明記できる書類（コピー可）を提出すること。（別紙 1 参照）
様式については、兵庫県ホームページ内、「農薬使用者（防除業者）の皆様へのお願い」（http://web.pref.hyogo.lg.jp/af07/af07_000000017.html）を参照のこと。
- 3 防除及び除草剤散布を行う場合は、現地調査を十分に行うとともに万全の安全策を用い、人畜、農作物等に被害が生じた場合には、受託者の責任において処理解決し、委託者に書面にて報告しなければならない。特に防除については、「農薬飛散によるリスクの低減」を資するために、環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html）「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（特に、P 3 5「9. 2 住宅地等における農薬使用について・平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号環水大土発第 1304261 号」）の内容を熟知すると共に準拠して業務を行うこと。
- 4 業務期間中は薬剤を使用した年月日、場所及び対象病虫害、使用した薬剤の名称並びに使用量、希釈倍数を記録し業務日報として記録すること。
また、完了報告に全使用量の空き瓶、空袋の写真をつけること。
- 5 散布後の容器、薬剤等の処理及び散布器具の洗浄は受託者の責任で行うこと。
- 6 散布に当たっては、散布前に関係者に連絡し、必要に応じて立札を立てることなどにより、子どもその他散布に関係のないものが作業現場に近づかないよう配慮するとともに、居住者、通行人、家畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。散布前に連絡が必要な散布箇所は、事前に委託者に確認すること。
- 7 住宅地付近では、窓を閉め洗濯物を屋外に干さないこと、乗用車を付近に駐車しないようあらかじめ要請するとともに、散布時にこれらをチェックし、必要であれば、再度、住民に要請する。
- 8 散布は夜間又は早朝に行うこと。やむを得ず昼間に施行するときは、気象条件や薬剤の特性に十分注意して、居住者、通行人、家畜等に被害を及ぼさないよう作業を行うこと。
- 9 散布終了後薬剤が乾くまでの間（少なくとも散布当日）は、子どもその他散布に関係のないものが散布した樹木に近づかないよう立札を立てるなどの掲示を行うこと。
- 10 アメリカシロヒトリ等が幼令期に集団して生活している場合、この部分の枝葉の幼虫を落下させないように注意深く切り取り、焼却処分すること。

- 11 別紙数量表の番号 1～44 の高木はサクラを対象としている。番号 45 の市内一円はその都度発生した害虫を対象とし、苦情、要望があれば速やかに実施すること。
- 12 薬剤散布時に、頭痛やめまい、吐き気を生じるなど、気分が悪くなった場合には、直ちに散布をやめ、医師の診断を受けること。散布後に気分が悪くなった場合でも同様である。
- 13 薬剤散布の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置等所要の措置を講じると共に事故発生原因及び経過、被害の内容等について遅滞なく本市に報告すること。なお、実際に事故が発生した場合の緊急問い合わせ先として、(財) 日本中毒情報センターの中毒 110 番がある (一般市民専用)。
大阪中毒 110 番 (365 日 24 時間対応) 072-727-2499
つくば中毒 110 番 (365 日 9 時～21 時対応) 029-852-9999
- 14 業務区域内において、特定外来生物クビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*) とその被害が確認された場合は、委託者に報告し、防除の指示を受けること。

別紙 薬剤散布業務 数量表

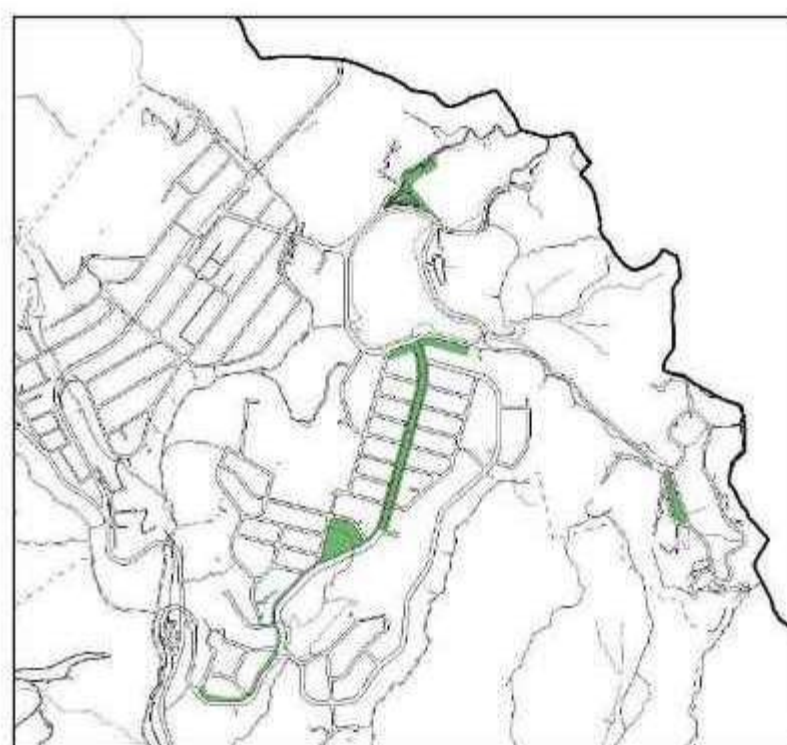
番号	公園名及び街路名	高 木 (本)		低 木 (㎡)	
		1 回目	2 回目	1 回目	2 回目
1	前山公園	34	34		
2	朝日ヶ丘公園	55	55		
3	朝日ヶ丘中緑地 2	6	6		
4	山麓公園	22	22		
5	岩園北公園	2	2		
6	岩ヶ平公園	79	79		
7	甲南公園	31	31		
8	仲ノ池緑地	57	57		
9	岩園公園	18	18		
10	翠ヶ丘公園	5	5		
11	大原公園	2	2		
12	松ノ内公園	25	25		
13	津知公園	57	57		
14	公光公園	9	9		
15	業平公園	7	7		
16	宮塚公園	17	17		
17	地藏公園	3	3		
18	打出公園	4	4		
19	春日公園	14	14		
20	南宮公園	11	11		
21	大東公園	24	24		
22	新浜公園	25	25		
23	浜風北公園	7	7		
24	東浜公園	80	80		
25	浜風南公園	35	35		
26	芦屋中央公園	135	135		
27	西浜公園	15	15		
28	中央緑道	90	90		
29	打出浜公園	5	5		
30	南宮浜公園	15	15		
31	芦屋川右・左岸線	173	173		
32	市道 312 号線 (南宮町)	4	4		
33	壺園参道 (緑地含む)	83	83		
34	朝日ヶ丘町地内	6	6		
35	岩園町 (市道 1 4 3 号線他)	30	30		
36	岩園町 1 0 ・ 1 1 番街区他	27	27		
37	岩園町 (市道 3 8 5 号線他)	9	9		
38	川西線、鳴尾御影線	180	180		
39	松浜線	14	14		
40	駅前線	115	115		
41	宮川線	45	45		
42	芦屋浜宮川護岸敷	178	178		
43	松韻の街 (打出浜 62 号線)	22	22		
44	大榭公園	5	5		
45	市内一円	500	500	1,000	1,000
小計		2,280	2,280	1,000	1,000
合計		4,560		2,000	

薬剤散布 位置図



公園樹
街路樹

※番号の記載がある箇所が対象



0 250 500 1,000 m

防除業届出書類一覧表

防除業届	新設：業務開始の日までに提出
	変更（廃止を含む）：変更・廃止日から2週間以内に提出

新 設	届出先	知 事	
	届出書	代表者により提出（様式第1号）	
	添付書類	①届出者が・個人の場合：住基ネットによる本人照合を了承する場合は、様式第1号の 白署欄に署名（行政による本人確認情報の照合を望まない場 合は住民票を添付）※注1 ・法人の場合：登記事項証明書又は定款 登記事項証明書については、全部事項証明書の履歴事項証明書（登記簿に記録 されている開鎖されていない事項の全部であることを証明するもの）を提出し て下さい。 ②無人ヘリコプターを使用する場合：産業用無人ヘリコプターの認定証のコピー、所有 するヘリコプターの機種がわかるもの（利用説明 書・カタログ等のコピー）	
	部数	正副2部	
変 更	届出先・ 部数	新設届に同じ	
	届出書	代表者により提出（様式第1号）	
	添付書類	変更事項	添付書類
		（個人）住所・氏名	（行政による本人確認情報の照合を望まない場合、住民票）
		（法人）住所・名称 代表者氏名	登記事項証明書（全部事項証明書の履歴事項証明書。変更のあ った箇所の一部事項証明書の履歴事項証明書でもよい。）又は 定款
		販売所所在地	書類不要（変更箇所がわかるように二段書きにする）
		住居表示	書類不要
廃 止	届出先	新設届に同じ	
	届出書	代表者により提出（様式第2号）	
	添付書類	不要	
	部数	1部	
受 理 証 明	届出先	農業改良課長	
	届出書	代表者により提出（様式第5号）	
	添付書類	不要	
	部数	1部	

※注1（1） 個人の場合、本人確認情報の照合は、届出者の届け（様式第1号の自署）に基づき兵庫県
 が兵庫県住民基本台帳ネットワークシステムにより行います。照合を望まない場合は、届出
 者の確認が可能な住民票を添付してください。

（2） 住基ネット利用による本人確認情報には、「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「住民票コ
 ード」「付随情報（異動事由と異動年月日）」が含まれています。

※注2 兵庫県内における「住居表示」の変更は、届出を求められた場合に限ります。ただし、兵
 庫県外の場合は届出が必要。「住居表示」の変更とは、市町合併等により届出者（代表者）、
 販売所は移転しないが、その所在地の表示のみが変更することを指します。

灌水業務

- 1 灌水作業は、灌水用の水を積載した車両で街路樹、公園樹及びポケットパークの樹木への灌水を実施するものである。
- 2 業務期間は、7月15日から9月30日までを基本とする。
- 3 灌水作業は、別紙「灌水業務箇所内訳表」に記載されている箇所を週に2回実施するもの（月・木曜日又は火・金曜日を基本とする）とする。降雨での中止等を考慮して作業期間は約3カ月を設けているが、作業回数は12回を基本とする。別途、灌水箇所や灌水回数の追加が必要である場合は、委託者と協議すること。
- 4 一回の灌水量は4L/m²以上とする。また、灌水方法（作業日程、給水回数、作業車台数等）については、事前に委託者に提出すること。
- 5 灌水用の水は、芦屋中央公園駐車場内の下水処理水の採水所及び下水処理場から採水することができる。ただし下水処理場での採水は平日（月～金）の午前9時から午後5時までとする。
- 6 作業当日が降雨又は降雨が予測される場合、作業前日が降雨の場合は委託者と協議のうえ実施を中止すること。作業途中で突如降雨となった場合も作業を中止すること。
- 7 車両の上からではなく、地上から灌水を行うこと。また、作業中は通行人や車両に水がかからないように適切に人員を配置すること。また、灌水作業中であることが分かるように車両に看板等を掲示すること。

灌水業務箇所内訳表

		対象面積(m ²)	内容
1	陽光海洋線	2,250	ヒラドツツジ
2	陽光涼風線	287	ヒラドツツジ
3	海洋1号線	196	ヒラドツツジ
4	駅前線	330	クチナシ
5	鳴尾御影線	640	ヒラドツツジ
6	市道358号線	584	ヒラドツツジ
7	市道146号線	127	ヒラドツツジ
8	川西線	637	ヒラドツツジ
9	芦屋浜2号線	270	ドウダンツツジ
10	芦屋浜6号線	758	ヒラドツツジ
11	中央線	580	ハナミズキ・ヒラドツツジ・サツキツツジほか
12	山手幹線	892	ヒラドツツジほか
13	防潮堤線(呉川町19番)	370	ツツジ
14	市道312号線(呉川町13番)	40	ハナミズキ・シャリンバイ
15	宮川大橋	100	シャリンバイ
16	中央緑道(東浜公園北西側含む)	290	ヒラドツツジ
17	涼風線	150	ヒラドツツジ
18	モンテベロ通り	31	ジャカラランダ
19	平田北広場第1・2広場	100	ヒラドツツジ
20	親水中央公園	360	アーモンド
21	呉川町リンゴ園	150	リンゴ
22	稻荷山線事業用地	182	全体
23	山手幹線ポケットパーク(翠ヶ丘①)	289	全体
24	山手幹線ポケットパーク(翠ヶ丘②)	367	全体
25	山手幹線ポケットパーク(翠ヶ丘③)	78	全体
26	山手幹線ポケットパーク(翠ヶ丘④)	80	全体
27	山手幹線ポケットパーク(翠ヶ丘⑤)	67	全体
28	山手幹線ポケットパーク(翠ヶ丘⑥)	25	全体
29	山手幹線ポケットパーク(親王塚)	9	全体
30	山手幹線ポケットパーク(西芦屋)	21	全体
31	山手幹線ポケットパーク(三条南①)	31	全体
32	山手幹線ポケットパーク(三条南②)	135	全体
33	山手幹線ポケットパーク(三条南③)	112	全体
34	山手幹線ポケットパーク(三条南④)	54	全体
	合計	10,592	

灌水 位置図
(街路樹・公園樹)



滝水 位置図 (ポケットパーク)



保守点検業務

1 設備保守点検（道路施設）

(1) 芦屋川隧道斜行型昇降装置保守点検業務

本業務は、芦屋川隧道の斜行型昇降装置の正常な運転機能を維持するため、計画的に技術者による点検を行うとともに、緊急時には出動対応し、適切な点検と整備を行うことを目的とする。

ア 定期点検として、月1回技術者による昇降装置の点検・調整、給油及び簡易清掃を行う。保守点検に必要な部品は常備しておく。別途必要な補修等が発生した場合は、その都度本市と協議すること。

イ 精密点検として、年1回技術者による昇降装置の平常時及び緊急時の運転フローを検査し、また電気設備の電圧等の測定により配線や回路に異常がないか検査し、総合的に機器装置の点検を行う。

ウ 異常時は、インターホンでの対応に加え、阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の管理人とも連携を図り、適切に対応すること。本市へはシステムにより自動通報されるが、受託者においても、その都度本市に報告すること。

エ 清掃業務については、次の表のとおり行うこと。

対 象	時 期	内 容
三方枠 操作盤 入口扉、側板 ピット内	定期（月1回）	クリーナやハンディモップ等を使用しての清掃
かごの位置表示装置 天井清掃 天井照明カバー 昇降路内	年1回	クリーナやハンディモップ等を使用しての清掃

オ 作業に伴うエレベータの運転休止にあたっては、利用者への周知を十分に行うこと。

カ 本特記事項に明記なき事項であっても、保守管理上必要と思われるものについては点検を行うこと。

キ 保守点検作業中に、第三者や設備に故意または重大な過失により損害を与えた場合は原因者でその責任を負うものとする。

(2) 芦屋川隧道非常施設点検業務

ア 対象設備

(ア) 非常用設備（道路トンネル非常警報装置・道路冠水警報装置）

(イ) 道路排水設備（ポンプ排水設備・自家発電設備・無停電電源装置）

イ 非常用設備保守点検の点検回数は、年点検1回とする。点検時期については、事前に本市と協議すること。点検時は、交通誘導警備員を配置し、配置場所等については、事前に本市と協議すること。また、芦屋警察署との協議により変更が

生じた場合は、別途本市と協議すること。なお、本業務で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備員Aとする。交通誘導警備員Aの定義は、下記のとおりである。

交通誘導警備員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

ウ 道路排水設備保守点検（ポンプ排水設備）

点検回数は年点検1回、月点検は年点検月を除く年11回とし、点検時期については、事前に本市と協議すること。ただし、ポンプの稼動履歴を毎月確認のうえ、優先稼動ポンプの切替を月点検時に行うこと。また月点検の際に、非常用設備の押しボタン式通報装置、非常電話機、超音波水位検出器（水位センサー）の目視点検を行うこと。

エ 道路排水設備保守点検（自家発電設備）

点検回数は年点検1回、月点検は年点検月を除く年11回とし、点検時期については、事前に本市と協議すること。特に、試運転のタイミングについては、排気ガスが発生するため周辺店舗等への配慮が必要である。

オ その他

- (ア) 年点検及び月点検で点検する項目については、別紙「芦屋川隧道非常施設点検業務作業項目」を参照のこと。
- (イ) 本特記事項及び作業計画書に明記なき事項であっても、保守管理上必要と思われるものについては、点検すること。
- (ウ) 保守点検作業中、設備に故意又は、重大な過失により損害を与えた場合は、原因者でその責任を負うものとする。
- (エ) 機器の故障修理において、部品交換等が必要になる場合は、別途本市と協議すること。
- (オ) 設備に異常があり、本市より通報を受けた場合は、速やかに現地調査を行い、設備の復旧に努めること。なお、復旧に要した費用については、別途協議とする。

各設備のメーカーは、下記のとおり。

設備	メーカー
非常用設備各種	小糸工業(株)
無停電電源装置	(株)三社電機製作所
自家発電設備	ヤンマーエネルギーシステム(株)
排水ポンプ	(株)鶴見製作所

1 非常用設備

(1) 制御装置（ポンプ棟）

- a●表示部の確認
- b●電源電圧等の確認
- c●送受信信号出力の確認（受信制御機、警備会社警報盤、警報表示板、補助警報表示板）
- d●動作の確認（遠方制御、調光動作、解除動作、故障表示動作、通話試験）
- e●接続部の確認
- f●絶縁抵抗の確認
- g●接地抵抗の確認
- h●据付状況の確認
- i●機器の清掃等

(2) 受信制御装置（市役所）

- a●電源電圧等の確認
- b●送受信信号出力の確認
- c●対自動通報装置
- d●動作の確認（表示制御、故障表示動作、通話試験、転送機能）
- e●接続部の確認
- f●据付状態の確認
- g●機器本体の清掃
- h●図書類，予備品等の確認

(3) 自動通報装置（市役所）

- a●動作の確認
- b●接続部の確認
- c●機器本体の清掃等
- d●転送状態の確認（P C、携帯メール、携帯通話、ファックス）

(4) 警報表示板

- a●表示部の確認
- b●電源電圧等の確認
- c●見え方の確認
- d●動作の確認
- e●接続部の確認
- f●据付状態の確認
- g●表示部の汚損状態確認
- h●機器本体の清掃等

(5) 補助警報表示板

- a●表示部の確認
- b●電源電圧等の確認

- c●見え方の確認
- d●動作の確認
- e●接続部の確認
- f●据付状態の確認
- g●表示部の汚損状態確認
- h●機器本体の清掃等
- (6) 押しボタン式通報装置
 - a●・○表示灯の確認
 - b●・○電源電圧等の確認
 - c●・○絶縁抵抗の確認
 - d●・○フレキシガラスの破損等の確認
 - e●消火器の確認
 - f●・○接続部の確認
 - g●・○据付状態の確認
 - h●機器本体の清掃等
- (7) 非常電話機
 - a●・○表示灯の確認
 - b●・○据付状態の確認
 - c●機器本体の清掃等
- (8) 超音波水位検出器（水位センサー）
 - a●・○電源電圧等の確認
 - b●・○据付状態の確認
 - c●機器本体の清掃等
 - d●・○超音波センサー部動作確認

2 道路排水設備

- (1) ポンプ排水設備
 - a●・◎各ポンプの運転確認
 - b●・○配管の状態確認
 - c●・○昇降用チェーン等の状態確認
 - d●・◎絶縁抵抗値の測定
 - e●・◎各ポンプの稼動履歴確認及び切換え（毎月切替え）
 - f●各ポンプの洗浄
 - g●・○各ポンプの外部点検
 - h●・○水位計の確認
- (2) 自家発電設備
 - a●・◎各機器の点検
 - b●・◎運転状況の確認
 - c●・◎燃料系統の点検
 - d●・◎潤滑油系統の点検
 - e●・◎冷却水系統の点検

- f●・◎総合点検
- g●・◎排気管の状態確認
- (3) 無停電電源装置
- a●・◎外観の確認
- b●・◎機能点検
- c●・◎総合点検

(3) 冠水表示板保守点検業務

路面冠水情報、現地画像を道路管理者へ提供するために冠水表示板設備等の安全管理、保守点検、及び運用監視を行うもの。

ア 対象施設（所在地）

- (ア) 夢中トンネル（芦屋市大原・上宮川町地内）
- (イ) 市道 160 号線〔若宮町〕（若宮・打出小槌町地内）
- (ウ) 国道 43 号芦屋川右岸線（精道町・浜芦屋町地内）
- (エ) 国道 43 号芦屋川左岸線（平田町・平田北町地内）
- (オ) 市道 184 号線〔宮塚町〕（宮塚町・宮川町地内）

イ 点検回数

年次点検回数 年 2 回（実施時期は本市と協議し決定する）

ウ 委託業務内容

冠水表示板設備等の安全管理、保守点検及び運用監視

- (ア) システム連動試験
- (イ) 冠水検知センサ点検
- (ウ) センサモニタ（冠水検知用）点検
- (エ) 接点分配器点検
- (オ) 電源ユニット点検
- (カ) 無線端末装置点検
- (キ) 冠水表示板、回転灯点検
- (ク) 監視カメラ点検（映像配信状況含む）
- (ケ) 表示板制御部点検
- (コ) 配管設備等点検
- (サ) 路面冠水情報等の提供（メール配信サービス）
（7 cm 以上・未満、15 cm 以上・未満、センサモニタ機器異常有無、停電有無）
- (シ) 対象施設の監視カメラ映像の提供（ASP サービス）
- (ス) 機器消耗品更新作業

エ 業務実施前の打合せ

受託者は業務の実施にあたり本市と十分な打合せの上、その指示に従い実施すること。

オ 負担区分点検に要する機器・材料は受託者の負担とする。但し、点検の際に設備機器の交換が必要となる故障等を発見した場合は、その内容を委託者へ速やかに報告すること。

カ 安全管理

点検時は交通誘導警備員を配置し安全管理に努めること。

キ 点検時における重要事項の報告について

各点検時に、安全や設備上などに関する重大な問題や損傷等が確認された場合は速やかに口頭及び書面として報告を行うこと。

ク 機密の保持

受託者は業務上知り得た機密を他に洩らさないものとする。

ケ その他

(ア) 監視カメラの運用に関しては、「冠水監視カメラの設置及び運用に関する基準」に準拠し実施すること。

(イ) 受託者は業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市に報告を行い、協議を行うこと。

(4) ポンプ点検業務

道路冠水情報板設置箇所のポンプ設備（制御盤、ポンプ）の点検、汚水槽の点検清掃を行う。点検結果については、保守点検票を作成し、本市に点検終了後速やかに提出すること。

各箇所の設備は以下のとおりとする。

場所	名称	機名	台数
芦屋中央線 JR アンダー (夢中ポンプ)	エバラ DL 型汚水汚物用 水中ポンプ	150DL611	2 基
宮川線阪神電鉄アンダー (宮川ポンプ)	新明和水中汚水汚物ポンプ	CN80/100A	2 基
芦屋川左岸線 (市道 216 号線) 国道 43 号アンダー	ツルミ一般工事排水用 水中ハイスピンポンプ	KTVE22. 2-62	1 基
芦屋川右岸線 (市道 217 号線) 国道 43 号アンダー	ツルミ一般工事排水用 水中ハイスピンポンプ	KTVE22. 2-62	1 基

(5) 芦屋川隧道ポンプ棟保安管理業務委託

ア 対象施設

所在地 芦屋市松ノ内町4

名 称 芦屋市 芦屋川隧道ポンプ棟

イ 対象設備

(ア) 需要設備

設備容量 175 k V A

受電電圧 6, 600V

(イ) 発電機（非常用予備発電装置）

設備容量 50 k V A

受電電圧 220V

ウ 業務内容

委託者の保安規程に基づき実施する受託者の保安管理業務は、別途定める共通仕様書及び委託細目書に加え、次の各号に掲げるとおりとする。

- (ア) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じて臨時点検の実施。

なお、事故発生時の緊急出動は休日、夜間に拘わらず行うものとし、これに伴う費用は受託者の負担とする。

- (イ) 受託者は委託者の低圧電路の絶縁状態を常時監視するため、電話回線又はパケット通信を使用した絶縁監視装置を、委託開始日までに受託者の全額費用負担で設置し、警報発生時は24時間体制で対応し必要な措置を行う。
- (ウ) 職員（従業員）に対する電気保安に関する安全教育を年1回以上行うこと。
- (エ) 法令に定める官庁検査に立ち会うこと。

エ 機械器具・安全作業用具

- (ア) 定期点検等に使用する次の①から⑪までの機械器具及び①から⑤までの安全作業用具を有しなければならない。ただし、太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は、配電線路を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあつては⑦から⑨までの機械器具を、⑩及び⑪の機械器具は、必要とする場合に使用し得る措置を講じている場合にあつては、それぞれ除くものとする。

機械器具

①絶縁抵抗計 ②設置抵抗計 ③電流計 ④電圧計 ⑤低圧検電池 ⑥高圧検電器 ⑦騒音計 ⑧振動計 ⑨回転計 ⑩経電器試験装置 ⑪絶縁耐力試験装置

安全作業用具

①電気用安全帽 ②電気用ゴム手袋 ③電気用長靴 ④安全帯 ⑤短路設置器具

- (イ) 測定器具は年1回以上の校正試験を実施したものをを使用すること。また、校正試験記録を作成保管し、委託者の要請があれば校正試験記録を提出すること。
- (ウ) 安全作業用具は労働安全衛生関係法令に定める定期自主検査（6ヶ月に1回以上の耐圧試験）を実施したものをを使用すること。また、定期自主検査の記録を作成保管し、委託者の要請があればその記録を提出すること。

オ 漏電監視業務

- (ア) 漏電監視業務を行う場合に必要とする装置（以下「絶縁監視装置」という。）は、アに定める対象物件に受託者が設置するものとする。
- (イ) 委託者は、絶縁監視装置を設置する場所の提供、電灯配線、電話回線など既存設備の利用について便宜を供するものとする。
- (ウ) 絶縁監視装置の設置及び撤去に要する費用は、契約金額に含むものとする。
- (エ) 絶縁監視装置の保守は受託者が行い、その費用は契約金額に含むものとする。

る。

(オ) 受託者は、本契約が失効した場合は、絶縁監視装置を撤去するものとする。

カ 受電設備補償保険

受託者は、落雷など突発的な電気機器損壊事故に対し、受電設備保証保険制度に受託者の負担において加入するものとする。

キ 大規模災害時の体制

受託者は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために、適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておくこと。

ク 電気故障（事故）に関する対応

(ア) 原則として受託者は、委託者からの事故発生の連絡を受信してから 30 分以内に事故発生場所に到達すること。

(イ) 受託者は、故障復旧用に軽微な応急材料を常備し、停電事故が発生した場合は仮復旧にあたること。

自家用電気工作物保安管理業務に関する共通仕様書

(委託業務の内容)

- 1 受託者が実施する保安管理業務は、次の各号により、保安規程に基づき電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）が自ら実施するものとする。
 - (1) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、「委託細目書」のとおり）を行い、その結果を報告するとともに経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について委託者に指示又は助言すること。
 - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合において、委託者もしくは関西電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指示し、再発防止につきてるべき措置を指示又は助言するとともに、必要に応じて臨時点検を行う。
 - (3) 電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (4) 電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (6) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に報告すること。
 - (7) 電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて、「委託細目書」に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しない恐れがあるときは、そのとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、受託者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、受託者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が受託者により確認されるものに限り、委託者は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができる。
 - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
 - (2) 設備の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な電気工作物
 - (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物
 - (4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第 1 項によるほか、委託者が確認を行うものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置（以下「絶縁監視装置」という。）を有する事業場については、「委託細目書」に定めるところにより、処置を行うものとする。

(点検の頻度と監視装置)

- 1 （委託業務の内容）第 1 項に定める受託者が定期的に行う点検内容は「委託細目書」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。但し、年次点検 A 及び B には月次点検が、又、年次点検 B には年次点検 A が含まれる。
 - (1) 月次点検 2 ヶ月に 1 回 （設置・改造等の工事期間中は毎週 1 回以上。）
 - (2) 年次点検 1 年に 1 回
 - (3) 臨時点検 必要の都度
- 2 委託者の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、受託者は必要に応じて絶縁監視装置を設置するものとする。
- 3 絶縁監視装置は、常に正常に稼動するように受託者の責任の下にメンテナンスを行うものとする。

(連絡責任者等)

- 1 委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、本契約の履行に関して受託者と連絡する責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- 2 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに、受託者に通知するものとする。
- 4 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。
- 5 委託者は、需要設備の設備容量が 6,000 キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第 1 種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてることとする。

(委託者及び受託者の協力及び義務)

- 1 委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
- 2 受託者は保安管理業務を誠実に行うものとする。

(異常時の措置)

委託者は、電気工作物に異常又は故障が発生、あるいはそのおそれがあるときは、その旨速やかに受託者に通知し、受託者は直ちに適切な措置をするとともに、事後の処理についても遺漏なき様万全を期するものとする。

(保安業務担当者の資格等)

- 1 受託者は、電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- 2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、委託者の求めに応じ提示することとする。但し、緊急の場合は、この限りとしない。
- 3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 5 保安業務担当者を明確にするため、受託者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、受託者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって委託者に通知し、委託者は面接等により本人の確認を行うものとする。尚、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

(記録の保存)

委託者は、受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等を確認するとともに、委託者受託者双方において保安規程に定めた、3 年以上必要な期間保存するものとする。

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

- 1 委託者と受託者とは、委託者の保安規程に基づき、委託者が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について委託者に報告する。報告を受けた委託者は、その記録（保安業務担当者の氏名を含む）を確認及び保存するものとする。又、技術基準に適合しない事項がある場合は、受託者は委託者に必要な指導又は助言を行う。
 - (1) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」という。）を行う。
 - (2) 電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、状況に応じて、臨時点検を行う。
 - (3) 中部近畿産業保安監督部への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言。
 - (4) 法令に基づく立入検査への立会い。
 - (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験。
 - (6) その他、受託者がこの契約を履行するために必要な事項。
- 2 前項第1号に定める定期点検の種類及び頻度は保安規程の別表第1「点検基準」のとおりとし、技術基準への適合状況の確認を行う。
- 3 第1項第5号に定める工事期間中の点検は、保安規程の別表第1「点検基準」に定める外観点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。
- 4 保安業務担当者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。但し、次の(1)から(4)までに掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りとしない。
 - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
 - ① 建築基準の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - ② 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ③ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - ④ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - ⑤ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
 - ⑥ 保安規程で定めた保安規程の別表第1「点検基準」で特約となっているもの
 - (2) 設備の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な電気工作物
 - ① 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - ② 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ③ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - ④ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - ⑤ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物
 - (4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物
- 5 保安規程の別表第1「点検基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施する。但し、設備の状況により、運転を停止して点検することがある。
 - (2) 年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施する。但し、信頼性が高く、かつ、保安規程の別表第1「点検基準」と同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、委託者、受託者協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとする。又、年次点検は当該月の月次点検を含む。
 - (3) 前項の信頼性が高いとは次の要件を満足するものとする。
 - ・ 経済産業省告示第249号第4条第7号において規定されている設備条件を満たすものであって、社団法人日本電機工業会の設備更新推奨時期を超えていないもの

- (4) 第2項の保安規程の別表第1「点検基準」と同等と認められる点検とは、前項の要件を満たしていることを確認するとともに、保安規程の別表第1「点検基準」において※を付した項目を次のとおり点検するものとする。
- ① 絶縁状態
 - ・ 直近の全停電で実施した年次点検A及びBの点検結果の確認
 - ・ 工事の有無，使用環境等の経年変化の評価
 - ・ 高压電路は超音波測定により絶縁状態の確認
 - ・ 低压電路の漏えい電流値の確認
 - ② 接地状態
 - ・ 直近の全停電で実施した年次点検A及びBの点検結果の確認
 - ・ 工事の有無（土壌が変化するような工事を含む），使用環境等の経年変化の評価
 - ③ 保護継電器
 - ・ 直近の全停電で実施した年次点検A及びBの点検結果の確認
 - ・ 工事の有無，使用環境等の経年変化の評価
 - ④ 非常用予備発電装置
 - ・ 直近の全停電で実施した年次点検A及びBの点検結果の確認
 - ・ 工事の有無，使用環境等の経年変化の評価
 - ・ 始動試験（発電電圧及び周波数の確認）
 - ⑤ 蓄電池設備
 - ・ 直近の全停電で実施した年次点検A及びBの点検結果の確認
 - ・ 工事の有無，使用環境等の経年変化の評価
 - ・ セルの電圧，電解液の比重，温度等の確認
- (5) 定期点検のための執務時間は、保安規程の別表第1「点検基準」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。
- (6) 定期点検時には保安規程の別表第1「点検基準」に記載の点検のほか、委託者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行う。
- 6 絶縁監視装置を設置している事業所
- (1) 点検は、保安規程の別表第1「点検基準」のとおり実施する。
 - (2) 警報動作電流（設定の上限値は50 ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、受託者は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。
 - (3) 受託者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 7 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等
- (1) 委託者は、受託者が保安管理業務を安全に遂行するための通路及び足場等の設備環境を確保するものとする。
 - (2) 委託者は、受託者が保安管理業務を実施するための通路及び足場等の状態が悪く、保安業務担当者等の安全が確保されないと認められる施設（不安全施設）がある場合は、委託者受託者協議のうえ速やかに改修するものとする。
- 8 停電にともなう負荷設備の故障防止
- 委託者は受託者の指導、助言に従い、停電作業に際し負荷設備故障防止のため以下のとおり協力するものとする。
- (1) 更新時期を経過している電気機器・電化製品の更新（更新時期・機器の寿命の確認は、委託者が製品メーカーに行う。）
 - (2) メーカーメンテナンスが必要な機器は、メンテナンスを受けるものとする。
 - (3) 電池内蔵の機器は、電池寿命を確認し、更新時期を超過している場合は停電前に交換するものとする。
 - (4) 電気機器は停止状態にし、必要の場合はコンセントを抜き故障防止をはかるものとする。
 - (5) 年次点検を、停電により設備を停止状態にして点検すべきにもかかわらず停電できない場合は、その事由を明確にして記録に残すものとする。

2 設備保守点検（公園施設）

(1) ろ過設備運転管理業務

ア 業務概要

親水中央公園及び親水西公園のせせらぎの運転に当たり、関連ろ過設備各機器（メーカー：株式会社石垣）について、以下の点検を行うものである。

イ 点検項目

(ア) 清掃及び点検作業（ろ過器等各機器） 1回／2か月（計6回／年）

(イ) 重点検業務 1回／年

(ウ) 水質分析作業（pH・SS・大腸菌群数・銅イオン濃度）
1回／2か月（計6回／年）

(エ) 銅イオン殺菌装置設定調整 随時

※なお、清掃及び点検作業、水質分析作業の頻度は原則1回／2か月とするが、せせらぎの状態によって実施時期を検討すること。

※ろ過設備の除塵器について、定期的（月1～2回程度）に清掃すること。

(2) 公園遊具の安全点検業務

ア 業務概要

対象施設の遊具について、国土交通省「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（令和6年6月）」及び社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2024（2024年4月）（以下「規準」）」に基づき点検し、確認した劣化等について、その度合いを判定・報告するものである。

点検の実施回数は年1回とし、実施時期は4月から6月の間で実施すること。

イ 業務に係る技術者の資格要件

本業務において、以下の技術者を配置すること。なお、点検業務は担当技術者が行い、点検結果に基づく判定は管理技術者が行うこと。担当技術者と管理技術者は兼務できないこととする。

(ア) 管理技術者

業務を総合的に把握した、現場における受託者側の責任者をいう。管理技術者は、（一社）日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士又は公園施設点検管理士の資格を有すること。

(イ) 担当技術者

管理技術者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受託者側の担当者をいう。担当技術者は、（一社）日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士、公園施設点検技士、安全管理技士又は点検管理士の資格を有すること。

ウ 点検方法

現地にて目視・触診・打診・聴診及び必要に応じて測定機器を使用して遊具の仕様・劣化・損傷・異常の有無を点検する。ただし、ブランコ等のダルマについては目視後、遊具1基につき1箇所ずつ最も磨耗の激しいものを分解点検し、写真として記録すること。分解点検したダルマを報告書に明記すること。

エ 使用中止遊具への対応

点検の結果、使用中止と判断された場合、本市へ連絡し対応を協議すること。

オ 点検結果の判定

判定は下記のとおりとする。

(ア) 塗装判定は下記の3段階とする。

- A 再塗装の必要がない
- B 部分的に塗装が必要
- C 全体的に塗装が必要

(イ) 劣化判定は下記の4段階とする。

- A 健全な状態
- B 軽微な劣化がある状態
- C 劣化があり修繕が必要な状態
- D 主要部材が劣化し修繕が必要な状態

(ウ) 塗装判定、劣化判定を勘案し、総合判定を行う。総合判定は下記の4段階とする。

- A 健全であり、修繕の必要がない。
- B 部分的に異常があり、部分修繕が必要。
- C 重要な箇所部分に部分的な異常があり、部分修繕が必要。
- D 主要部材等に異常があり、大規模な修繕または破棄し更新が必要。

カ 点検結果の報告

8月末までに報告書を作成し、提出すること。

報告書は、総合報告書1部、電子データ（CDにて1部）を提出するものとする。

(ア) 点検結果一覧表

点検を実施した全施設について、判定結果（塗装判定：A～C、劣化判定：A～D、総合判定：A～D）を一覧表として記載すること。またその判定結果を、指定するエクセルファイルにも入力すること。

(イ) 点検結果報告書

点検を実施した施設について、判定結果・状況・異常箇所を詳細に記載すること。各遊具及びその異常箇所については写真等を添付すること。

検査業務

1 仲ノ池水質検査業務

(1) 業務概要

仲ノ池緑地（芦屋市岩園町地内）内の仲ノ池において、11 月から 2 月までの期間に年 1 回、水質分析のため、採水・採泥作業（1 箇所 1 回）を行う。測定したデータについて分析し、過去のデータとの比較や、今後の仲ノ池の水質管理の改善方法などを取りまとめ、検査から 1 か月以内に報告書を提出すること。

(2) 水質分析の測定項目

- ア 色度
- イ 濁度
- ウ 臭気強度
- エ COD
- オ 測定点の写真撮影（遠景・近景）

(3) 底質分析の測定項目

- ア 泥色（現地分析）
- イ 臭気（現地分析）
- ウ 強熱減量
- エ ORP（現地分析）

(4) 測定方法

- ア 水質、底質（泥色、臭気）の分析は JIS 規格に則り行うこと。他の手法を使用する際は、本市と協議のうえに変更すること。
- イ 底質の ORP の測定については、ORP メータなどを用いて測定すること。
- ウ 底質の強熱減量の測定については、底質調査方法（平成 24 年 8 月 環境省水・大気環境局）にて測定をすること。

(5) 報告書の作成

測定したデータについて分析し、過去のデータとの比較や、今後の仲ノ池の水質管理の改善方法などを取りまとめ、報告書を作成すること。

2 公園砂場回虫卵検査業務

(1) 業務概要

芦屋市内一円公園砂場 計 51 箇所（下記「芦屋市砂場一覧」参照）において、砂（以下、「検体」）を採取し、一定の方法で検査を行う。実施頻度は、各砂場年 4 回（6 月、9 月、12 月、3 月）、計 204 回行うものとする。

(2) 検体の採取時の天候

降雨により砂の表面の回虫卵が流されてしまうため、当日若しくは前日が雨天の場合は採取してはならない。

(3) 砂場の調査

採取前に下記の項目を目視・触診で確認し、報告すること。

- ア 犬、猫の糞の有無と個数の確認
- イ 糞等の臭気の有無
- ウ ゴミ等の有無と内容（少量の落ち葉は報告しなくてよい。）
- エ 砂の硬さ
- オ 雑草の有無
- カ その他の特記事項

(4) 採取方法

目視による状況確認後、下記の手順で砂を採取する。

- ア 4 隅と中央の合計 5 箇所から採取する。
- イ 表面の砂を深さ 5 cm 程度取り除き、深さ 20cm までの間の砂を 1 箇所当たりコップ 200cc、計 1,000cc を採取する。
- ウ 採取した砂は密閉した容器に入れ、検査機関まで慎重に持ち運ぶこと。

(5) 検査方法

本市では、過去において〔宇賀らの方法：砂場からの犬・猫回虫卵検出法〕を採用しているが、利用者への感染を防止することが目的であるため、他に最良な検査方法があればこの限りではない。

(6) 検査結果の報告

検査実施月末日までに、下記内容に従って本市に報告する。

- ア 検査結果一覧表
当該年度における、各月ごとの検査実施箇所及び回虫卵の有無を記載したもの。
- イ 砂場状態一覧表
当該月における、目視による砂場の状況を一覧表に記載したもの。
- ウ 検査結果報告書
検査を実施した検体について、検体採取条件、犬猫回虫卵及び幼虫包蔵卵の有無・個数、目視による砂場状況を記載したもの。

(7) 検査結果後の対応については、「P. 104 補修業務（公園）（性能発注業務） 4 公園施設別特記事項 （4）砂場」のとおり。

芦屋市砂場一覧

公園No.	公園名	遊具名	数量(基)	備考
301	芦屋公園	砂場	1	
401	松ノ内公園	砂場	1	
403	津知公園	砂場	1	
404	宮塚公園	砂場	1	
406	打出公園	砂場	1	
407	公光公園	砂場	1	
410	朝日ヶ丘北公園	砂場	1	
411	朝日ヶ丘公園	砂場	2	
412	山麓公園	砂場	1	
413	岩園北公園	砂場	1	
414	岩ヶ平公園	砂場	1	
416	岩園公園	砂場	1	
417	南宮公園	砂場	1	
418	大東公園	砂場	1	
420	浜風北公園	砂場	1	
421	浜風東公園	砂場	1	
422	浜風南公園	砂場	1	
423	新浜公園	砂場	1	
424	潮見東公園	砂場	1	
425	潮見南公園	砂場	1	
426	潮見西公園	砂場	1	
427	緑公園	砂場	1	
428	東山北公園	砂場	1	
429	呉川公園	砂場	1	
430	山芦屋公園	砂場	1	
431	打出浜公園	砂場	1	
432	楠公園	砂場	1	
434	春日公園	砂場	1	
435	ハイランド公園	砂場	1	
436	朝日ヶ丘西公園	砂場	1	
437	上宮川公園	砂場	1	
438	三条公園	砂場	1	
439	大樹公園	砂場	1	
440	茶屋公園	砂場	1	
443	陽光公園	砂場	1	
446	涼風西公園	砂場	1	
447	涼風東公園	砂場	1	
502	大原公園	砂場	1	
503	翠ヶ丘公園	砂場	1	
504	岩園天神公園	砂場	1	
507	楠児童遊園	砂場	1	
510	呉川児童遊園	砂場	1	
515	翠ヶ丘児童遊園	砂場	1	
516	山手児童遊園	砂場	1	
517	岩園児童遊園	砂場	1	
520	朝日ヶ丘第3児童遊園	砂場	1	
521	浜芦屋児童遊園	砂場	1	
522	山手第2児童遊園	砂場	1	
523	松浜児童遊園	砂場	1	
527	業平ちびっ子広場	砂場	1	
602	江尻川緑道	砂場	1	

支柱維持補修業務

- 1 公益支柱維持補修業務の対象は、公益灯（独立柱）、引込柱（中間柱を含む）、分電盤等を対象とし、塗装及び地際の補修等維持補修を行うものとする。なお、通常の維持管理での対応が困難な場合、委託者と協議するものとする。
- 2 塗装工は、素地の状況を把握し、3種ケレン作業・下塗り塗装（2回塗装）・中塗り塗装・上塗り塗装を標準とする。
- 3 中塗り及び上塗り塗装用塗料については、道路灯は弱溶剤形ポリウレタン塗料、公園灯は弱溶剤系フッ素樹脂塗料を標準とするが、同等の耐久性を確保できれば、塗料を指定するものではない。
- 4 公益灯塗装の色については、マンセル値 10R 2／2を基本とするが、塗装を予定する箇所についてあらかじめ委託者と協議し、決定するものとする。
- 5 塗装工事時に灯具等の不備を発見した場合は、灯具等維持補修業務にて補修すること。ただし、通常の維持補修での対応が困難な場合、委託者と協議するものとする。
- 6 塗装に際して公益灯番号が不明瞭もしくは手書きであれば、公益灯番号の記入又は貼り替えを行うこと。番号の記入には印字したものに限る。
- 7 塗装箇所については、市内公益灯の塗装を順次行っているため、委託者と協議の上年間の塗装計画を立てること。なお、施工数量については、公益灯（独立柱）1本あたり塗装面積 2㎡として、道路灯 40 本、公園灯 50 本を想定しているが、塗装面積や引込柱・分電盤の寸法や数量により塗装数量が前後するため、塗装予定箇所を事前に調査しておくこと。

補修業務（道路）（性能発注業務）

- 1 本業務の実施にあたっては、本特記事項、設計図面、兵庫県が発行する土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、兵庫県小型構造物標準図集（最新版）により実施しなければならない。
- 2 地下埋設物に影響のある業務の場合、地下埋設物管理者に事前に通知すること。
- 3 交通誘導警備員について、道路管理者及び芦屋警察署との打ち合わせの上、配置するものとする。

4 業務内容

対象施設の損傷箇所の補修は100万円（税込）未満とする。

(1) 損傷箇所の補修

巡回中、市民及び本市からの連絡により発見、確認した舗装及び附属施設、市所有の道路反射鏡、防護柵等の軽微な損傷の補修対応を次のとおり行う。

ア 道路の円滑な通行に支障がないよう、舗装やグレーチング等の道路附属施設や防護柵等の軽微な損傷に対して、補修を行う。

イ 道路反射鏡について、対象物を映していない場合や汚れて見えにくくなっている場合は、角度調整及び清掃を行う。

(2) 交通誘導警備員等の資格等

交通誘導警備員について、道路管理者及び芦屋警察署との打合せの上、配置するものとする。なお、交通誘導警備員A、Bの定義は次のとおり。

交通誘導警備員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

(3) 安全対策関係

現場及び周辺状況を把握し、交通誘導警備員に住宅地図等を携帯させ、車両及び歩行者等の円滑な通行を確保するよう指導すること。

(4) 瀝青材料

ア 受託者は、加熱アスファルト混合物を使用する場合は、以下の資料を提出し承諾を受けなければならない。

(ア) アスファルト合材配合統一用紙を提出した合材を使用する場合

アスファルト混合物配合設計総括表を提出すること。ただし、本市が必要を認めた場合には、アスファルト混合物設計のバックデータ及び使用材料の試験成績表の資料を提出しなければならない。

(イ) アスファルト混合物事前審査委員会が認定した合材を使用する場合、事前審査制度認定書(認定証、混合物総括表)の写しを本市に提出しなければならない。

(ウ) 上記によらない場合

共通仕様書 第2編材料編 第2章材料 第18節アスファルトコンクリートによらなければならない。

イ アスファルト合材統一用紙を提出した混合物またはアスファルト混合物事前審査制度認定混合物を使用する場合は、土木工事共通仕様書によらず、アスファルト混合物及びその材料に関する品質証明書、試験成績表の提出並びに配合設計、試験練りを省略することができる。

ウ 配合統一用紙又は事前審査制度認定書による場合の「品質管理基準」の材料及びプラントについては、以下のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準	
				配合統一用紙	事前審査制度認定書
アスファルト舗装	材料	必須	塑性変形輪数	混合所自主管理※1	混合所自主管理※2
			土木施工管理基準	アスファルト混合物配合設計総括表の提出に 変えるものとする。	事前審査制度認定書 (認定書、混合物総括表)の提出にかえるものとする。
			「品質管理基準」の全項目		
		その他	土木施工管理基準		
			「品質管理基準」の全項目		
	プラント	必須	試験配合	混合所自主管理※1	混合所自主管理※2
			混合物のアスファルト量抽出 混合物の粒度分析試験 温度測定(混合物)		
			規準密度の決定	アスファルト混合物配合設計総括表の提出に 変えるものとする。	事前審査制度認定書(認定書、混合物総括表)の提出にかえるものとする。

※1 本市から指示のあった場合は、試験結果を提出するものとする。

※2 本市から指示のあった場合は、試験結果一覧表を提出するものとする。

(5) 境界ブロック

本業務に使用する境界ブロックは原則再利用とするが、劣化状況により、再利用が不可能な場合は、境界ブロックは下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリートにより製作された製品(以下「下水汚泥スラグブロック」という。)の使用を原則と

し、別表「下水汚泥スラグブロック一覧表」に記載された製品から選択するものとする。ただし、下水汚泥スラグブロックが調達できない等やむを得ない場合には、通常の境界ブロックの使用を認めることとするが、事前に発注者の了解を得るものとする。上記については、設計変更の対象とはしない。

業務担当者は、下水汚泥スラグブロックの使用にあたっては、メーカーの品質に関する資料を工事用材料使用承諾願の附属資料として本市に提出し、本市の確認を受けなければならない。下水汚泥スラグブロックには揖保川浄化センター（兵庫西流域下水汚泥広域処理場）で製造された溶融スラグが使用されているものとする。

下水汚泥スラグブロック一覧表

（令和５年１月１８日現在）

番号	会社名	JIS 工場 （無 筋 Co 製品）	片面歩車道 境界ブロック			両面歩車道境界 ブロック （駒止ブロックを 含む）			地先境界 ブロック		
			A 型	B 型	C 型	A 型	B 型	C 型	A 型	B 型	C 型
1	(株)バンレン	○	○	○	○	○	○		○	○	○
2	大和工業 (株)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	平野ブ ロック(株)	○	○	○	○	○	○		○	○	○
4	カサイ コンクリ ート(株)	○	○	○	○	○	○		○		○
5	マツモ ト産業(株)	○	○	○		○	○		○		○
6	(株)シミズ	○	○	○		○			○	○	○
7	三和コ ンクリ ート工 業(株)	○	○	○	○	○	○		○	○	○
8	関西ポ ラコン (株)	○									○
9	中道コ ンクリ ート (株)（本 社工場）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	中道コ ン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	クリート (株) (蒲江 工場)										
11	山陰コン クリート (株)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	(株)富士コ ン	○	○	○	○	○	○		○	○	○
13	大開産業 (株)	○	○	○	○				○	○	○
合 計	13 社 (94 品目)	13	12	12	10	11	10	4	12	10	13

※ブロックにはいわゆる役者（Rもの、すり付け形、切り下げ形等）も含む。

※兵庫県ホームページに掲載の「溶融スラグ混入ブロック認定製品一覧表」より、境界ブロックについて記載箇所を抜粋。

(6) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本業務が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の場合、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本業務における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、本市が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、業務発注後明らかになった事情により、予定した積算参考条件により難しい場合は、本市と協議するものとする。

ア 分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無 構造物取壊し (アスファルト、コンクリート、石)	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体附属品	本体附属品の工事 □有 ■無	□手作業

			☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 舗装工 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

イ 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	運搬 距離	所在地	その他
アスファルト (人力)	(株)西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	監督員の 指示による。
アスファルト (機械)	(株)西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	
アスファルト (切削)	鹿島道路(株)神戸合材 製造所	7.6km	神戸市東灘区御影 浜町 3-2	
コンクリート (無筋) (機械)	(株)西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	
コンクリート (無筋) (人力)	(株)西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	
コンクリート (鉄筋) (機械)	(株)西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	
コンクリート (鉄筋) (人力)	(株)西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	

上記イについては、積算上の条件明示であり、受入施設を指定するものではなく、受託者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき業務計画書を含め、本市に提出しなければならない。なお、受託者が選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設からの登録抹消等により受入れが困難になった場合は、設計変更を行う。

その他、業務発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、本市と協議するものとする。

ウ 建設発生土の搬出先

建設発生土の搬出先は、積算条件として、以下を設定している。

品目	施設の名称	運搬距離	所在地	その他
建設発生土 (小規模土工)	相田運輸(株)	3.8km	神戸市東灘区 深江浜町 160	監督員の指示による。
建設発生土 (人力)	相田運輸(株)	3.8km	神戸市東灘区 深江浜町 160	監督員の指示による。

上表については、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではなく、受託者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に

基づき作業計画書を含め、本市に提出しなければならない。なお、受託者が選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が業務発注後に県登録施設からの登録抹消等により受入れが困難になった場合は、設計変更を行う。

その他、業務発注後に明らかになった事情により、予定した積算参考条件により難しい場合は本市と協議するものとする。

(7) 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

(8) 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理

ア 濁水等の適正処理

舗装の切断作業に伴い発生する濁水等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、下表の分類により、適正に処理すること。

表 産業廃棄物の分類

区分 \ 工法	濁水が生じる工法（湿式）	濁水が生じない工法（空冷式 等）
排出形態	濁水※ 1	粉体
産業廃棄物の分類	「汚泥」、含まれる成分によっては、「汚泥＋廃アルカリ混合物」（※ 1 乾燥させた場合も同様）	「がれき類」

イ 濁水が生じる工法での処理方法等

濁水が生じる工法（湿式）を採用する場合は、産業廃棄物の「汚泥」または「汚泥＋廃アルカリ混合物」として適正に処理すること。収集・運搬・処理方法は下記のとおりとする。

(ア) 収集方法

以下の収集方法等により、直接現場外に排水することなく、適正に収集すること。

これらの方法は指定ではなく、各現場にて適正に収集することが可能な方法で収集すること。

< 収集方法（例） >

- ・ 濁水を収集する機能を有するカッター機械（バキューム式）による収集
- ・ 工業用掃除機による収集
- ・ 濁水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて収集 等

(イ) 運搬方法

収集した濁水は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の運搬の基準に従い、適正に処理すること。

(ウ) 処理方法

収集した濁水は、産業廃棄物の「汚泥」として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

なお、収集した濁水に含まれる成分によっては、産業廃棄物の「廃アルカリ」

との混合物に分類される可能性があるため、処理の際には十分注意すること。

また、pH12.5 以上の場合は「特別管理産業廃棄物」としての処理が必要となるので十分注意すること。

「廃アルカリ」や「特別管理産業廃棄物」としての処理が必要となった場合には、その処理方法を監督員と協議の上、適正に処理するものとし、その際に必要となる経費については、設計変更の対象とする。

ウ 濁水が生じない工法での処理方法等

濁水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、収集にあたり吸引装置を併用するなど、粉塵の飛散防止対策を行うとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物の「がれき類」として適正に処理すること。

エ 濁水処理

建設発生土の搬出先は、積算条件として、以下を設定している。

品目	施設の名称	運搬距離	所在地	その他
汚泥	(株)セーフティア イランド	6.3km	神戸市東灘区魚崎浜 町 16-7、15-8 の一部	監督員の指示に よる。

上表については、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではなく、受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書を含め、監督員に提出しなければならない。なお、受注者が選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設からの登録抹消等により受入れが困難になった場合は、設計変更を行う。

その他、工事発注後に明らかになった事情により、予定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

補修業務（道路）（単価契約業務）

- 1 本業務の実施にあたっては、本特記事項、設計図面、兵庫県が発行する土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、兵庫県小型構造物標準図集（最新版）により実施しなければならない。
- 2 対象工種は、別紙「市内一円道路補修業務契約工種一覧表」に記載されたものを標準とする。
- 3 代表工種の単価を基準（1,000）として、その他工種の単価率を決定し、代表工種の契約額及びその他工種の単価率から、その他の契約単価を決定する。
なお、各工種における単価率を決定するにあたり、道路維持工事を対象とした経費区分で、小規模工事を想定した諸経費率により算出している。
なお、代表工種とは、コンクリート打設[人力打設]小型構造物 18-12-20BB を 1m³ 施工する単価とする。
- 4 地下埋設物に影響のある業務の場合、地下埋設物管理者に事前に通知すること。
- 5 交通誘導警備員について、道路管理者及び芦屋警察署との打ち合わせの上、配置するものとする。
- 6 業務内容
 - (1) 損傷個箇所の補修
巡回中及び市民からの連絡により発見、確認した舗装及び付属施設等の損傷の補修対応を行う。ただし、対象施設の損傷箇所の補修は100万円（税込）以上130万円（税込）未満とする。
 - (2) 上記(1)に示す業務で受託者より実施の必要性を提案する業務。
ただし、提案する業務の実施については、作業概要書、見積書及び工程表を本市に提出し、実施の要否の判断を受けなければならない。
なお、本市が優先順位等を考慮し、実施の要否を判断するものとする。
 - (3) 歩道の切下げ
歩道切下げ部において、テーパー付きブロックが設置している箇所、及び物理的に段差が2cm以上ある箇所、旧基準の構造で段差が1cm以下の箇所で路線として整備が完了していない箇所について、本市より指示をし、順次バリアフリー化を実施する。
 - (4) 緊急小規模工事
緊急小規模な工事の場合、施工代価は普通作業及び軽作業を使用することができる。
軽作業とは、1日で施工が完了する特殊作業員を必要としない簡易な作業とする。

普通作業と軽作業の使い分けは、特殊作業員の必要性の有無により判断する。
施工代価の積算数量（作業時間）は、1時間単位とする。（切上げ整数止め）
作業時間とは、作業に要する時間とし準備・移動・実作業時間とする。
なお、作業指示日以外に作業する場合は、実作業時間のみとする。

(5) その他、市が指示する補修業務

7 その他

- (1) 業務写真は、施工前・後毎の起点・終点・変化点等がわかるように、又、形状・寸法がわかるように撮影すること。
- (2) 使用材料等の変更
契約単価に含まれていない工種及び材料、施工機械等を使用する際には、変更契約を締結した後、実施すること。
- (3) 実施するにあたり、補修業務（道路）（性能発注業務）4 業務内容(2)以降に記載している内容を遵守すること。
- (4) 作業実施1週間程度前までに近隣住民等に作業案内（案内図、作業日時、内容等）の通知を行う。また通知に際し本市へ作業案内を1部提出する。
- (5) 「芦屋市道路公園施設包括管理業務委託」第1章12 報告書等とは別に、業務完了後速やかに所定の様式で完了報告を行う。
- (6) 完了検査の実施については、本市と協議する。
- (7) 支払方法等については、本市と総括責任者で協議する。

市内一円道路構造物補修業務

〈契約工種一覧表〉

No.1

No	工 種	規 格	数量	設計金額に対する 単価率
1	舗装版切断工	アスファルト舗装版 舗装版厚150mm以下	1 m	0.013
2	舗装版切断工	アスファルト舗装版 舗装版厚150mm超え300mm以下	1 m	0.034
3	舗装版切断工	アスファルト舗装版 舗装版厚300mm超え400mm以下	1 m	0.057
4	舗装版切断工	コンクリート舗装版 舗装版厚150mm以下	1 m	0.026
5	舗装版切断工	コンクリート舗装版 舗装版厚150mm超え300mm以下	1 m	0.074
6	汚泥運搬費	小型車(2tクラス)	1 台	0.357
7	処分費	汚泥 (株)セーフティア일랜드	1 ㎥	0.296
8	路面切削	全面切削60mm以下(4,000㎡以下) 段差すりつけの撤去作業あり	1 ㎡	0.013
9	路面切削	全面切削60mmを超え120mm以下 段差すりつけの撤去作業あり	1 ㎡	0.015
10	殻運搬(路面切削)	アスファルト殻 7.6km	1 ㎥	0.038
11	処分費	アスファルト殻 鹿島道路(佛神戸合材製造所)	1 ㎥	0.105
12	アスファルト舗装版破碎工[人力]	舗装版厚40mm以下 積込作業あり	1 ㎡	0.064
13	アスファルト舗装版破碎工[人力]	舗装版厚40mm超え100mm以下 積込作業あり	1 ㎡	0.110
14	アスファルト舗装版破碎工[人力]	舗装版厚100mm超え150mm以下 積込作業あり	1 ㎡	0.149
15	アスファルト舗装版破碎工[人力]	舗装版厚150mm超え300mm以下 積込作業あり	1 ㎡	0.264
16	殻運搬[人力](アスファルト殻)	2t 5.9km	1 ㎥	0.128
17	処分費[人力]	アスファルト殻 (株)西宮環境リサイクルセンター	1 ㎥	0.117
18	バックホウ掘削積込[小規模土工]	掘削積込	1 ㎥	0.058
19	バックホウ舗装版破碎積込[小規模土工]	クローラ型山積0.13 ㎥(平積0.1 ㎥)	1 ㎡	0.038
20	バックホウ床掘[小規模土工]	クローラ型山積0.28 ㎥(平積0.2 ㎥)	1 ㎥	0.049
21	バックホウ埋戻し[小規模土工]	クローラ型山積0.28 ㎥(平積0.2 ㎥)	1 ㎥	0.087
22	土砂等運搬[小規模土工](土砂)	4t 6.0km	1 ㎥	0.052
23	土砂等運搬[小規模土工](土砂)	2t 3.8km	1 ㎥	0.076
24	殻運搬[小規模土工](アスファルト殻)	5.9km	1 ㎥	0.128
25	処分費[小規模土工]4t	土砂 (株)テイク神戸	1 ㎥	0.067
26	処分費[小規模土工]2t	土砂 相田運輸(株)	1 ㎥	0.076
27	処分費[小規模土工]	アスファルト殻 (株)西宮環境リサイクルセンター	1 ㎥	0.117
28	人力掘削(粘性土・砂・砂質土・レキ質土)		1 ㎥	0.142
29	人力床堀(粘性土・砂・砂質土・レキ質土)		1 ㎥	0.230
30	人力積込(粘性土・砂・砂質土・レキ質土)		1 ㎥	0.076
31	人力埋戻(粘性土・砂・砂質土・レキ質土)		1 ㎥	0.166
32	締固め	タンバ	1 ㎥	0.034
33	締固め	振動ローラ W<1.0m	1 ㎥	0.015
34	締固め	振動ローラ 1.0≦W<4.0	1 ㎥	0.010
35	土砂等運搬[人力土工](土砂)	3.8km	1 ㎥	0.083
36	処分費[人力土工]	土砂 相田運輸(株)	1 ㎥	0.076
37	はつり工	はつり厚30mm以下	1 ㎡	0.112
38	はつり工	はつり厚30mm超え60mm以下	1 ㎡	0.189
39	とりこわし掘削積込[大型プレーカ]	厚150mmを超え300mm以下	1 ㎡	0.024
40	とりこわし掘削積込[大型プレーカ]	厚300mmを超え400mm以下	1 ㎡	0.027
41	構造物とりこわし工[機械施工]	無筋構造物	1 ㎥	0.241
42	構造物とりこわし工[機械施工]	鉄筋構造物	1 ㎥	0.428
43	構造物とりこわし工[人力施工]	無筋構造物	1 ㎥	0.736
44	構造物とりこわし工[人力施工]	鉄筋構造物	1 ㎥	1.241
45	殻運搬 機械施工	コンクリート殻 無筋 5.9km	1 ㎥	0.041
46	殻運搬 機械施工	コンクリート殻 鉄筋 5.9km	1 ㎥	0.051
47	殻運搬 人力施工	コンクリート殻 無筋 5.9km	1 ㎥	0.041
48	殻運搬 人力施工	コンクリート殻 鉄筋 5.9km	1 ㎥	0.051
49	処分費 機械施工	コンクリート殻 無筋 (株)西宮環境リサイクルセンター	1 ㎥	0.117
50	処分費 機械施工	コンクリート殻 鉄筋 (株)西宮環境リサイクルセンター	1 ㎥	0.124
51	処分費 人力施工	コンクリート殻 無筋 (株)西宮環境リサイクルセンター	1 ㎥	0.117
52	処分費 人力施工	コンクリート殻 鉄筋 (株)西宮環境リサイクルセンター	1 ㎥	0.124
53	コンクリート削孔工	適用削孔深 30mm以上200mm以下 削孔径 10mm以上30mm未満	1 孔	0.014
54	コンクリート削孔工	適用削孔深 100mm以上200mm未満 削孔径 30mm以上60mm以下	1 孔	0.018
55	コンクリート削孔工	適用削孔深 200mm以上300mm未満 削孔径 30mm以上60mm以下	1 孔	0.026
56	人力運搬	粘性土・砂・砂質土・レキ質土・岩塊・玉石?運搬距離40m以下	1 ㎥	0.049
57	コンクリート打設[人力打設]	無筋・鉄筋構造物 18-12-20BB	1 ㎥	0.870
58	コンクリート打設[人力打設]	無筋・鉄筋構造物 21-8-20BB	1 ㎥	0.870
59	コンクリート打設[人力打設]	小型構造物 18-12-20BB	1 ㎥	1.000
60	コンクリート打設[人力打設]	小型構造物 21-8-20BB	1 ㎥	1.000

市内一円道路構造物補修業務

〈契約工種一覧表〉

No.2

No	工 種	規 格	数量	設計金額に対する 単価率
61	モルタル補修工	普通セメント 1:3 練り手間有り	1 m ²	0.124
62	目地補修工	普通セメント 1:3 練り手間有り	1 m	0.006
63	型枠工	無筋・鉄筋構造物	1 m ²	0.227
64	型枠工	小型構造物	1 m ²	0.205
65	基礎砕石工	厚75mm～125mm	1 m ²	0.027
66	玉石積工（設置手間のみ）		1 m ²	0.288
67	集水樹据付	240mm×240mm グレーチング蓋 普通目 T-14	1 基	0.227
68	集水樹据付	240mm×240mm グレーチング蓋 細目 T-14	1 基	0.274
69	集水樹据付	240mm×240mm グレーチング蓋 細目 T-2	1 基	0.247
70	集水樹据付	300mm×300mm グレーチング蓋 普通目 T-2	1 基	0.269
71	集水樹据付	300mm×300mm グレーチング蓋 細目 T-14	1 基	0.342
72	集水樹据付	300mm×300mm グレーチング蓋 細目 T-2	1 基	0.309
73	集水樹据付	350mm×350mm グレーチング蓋 普通目 T-6	1 基	0.393
74	集水樹据付	350mm×350mm グレーチング蓋 細目 T-14	1 基	0.493
75	集水樹据付	350mm×350mm グレーチング蓋 細目 T-2	1 基	0.465
76	集水樹据付	400mm×400mm グレーチング蓋 普通目 T-6	1 基	0.543
77	集水樹据付	400mm×400mm グレーチング蓋 細目 T-14	1 基	0.693
78	集水樹据付	400mm×400mm グレーチング蓋 細目 T-2	1 基	0.598
79	集水樹撤去	50kg以上80kg以下	1 基	0.035
80	集水樹撤去	80kgを超え200kg以下	1 基	0.040
81	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 200用 T-14	1 枚	0.486
82	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 250用 T-14	1 枚	0.544
83	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 300用 T-14	1 枚	0.675
84	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 350用 T-14	1 枚	0.713
85	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 400用 T-14	1 枚	0.810
86	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 450用 T-14	1 枚	0.857
87	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 500用 T-14	1 枚	0.989
88	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 250用 T-14	1 枚	0.725
89	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 300用 T-14	1 枚	0.830
90	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 350用 T-14	1 枚	0.890
91	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 400用 T-14	1 枚	1.017
92	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 450用 T-14	1 枚	1.062
93	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 500用 T-14	1 枚	1.104
94	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 300用 T-25	1 枚	0.772
95	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 350用 T-25	1 枚	0.890
96	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 400用 T-25	1 枚	1.024
97	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 450用 T-25	1 枚	1.076
98	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 300用 T-25	1 枚	0.897
99	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 350用 T-25	1 枚	1.226
100	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 400用 T-25	1 枚	1.358
101	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 450用 T-25	1 枚	1.453
102	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 500用 T-25	1 枚	1.552
103	グレーチング布設	溝蓋 普通目 200用 T-2	1 枚	0.292
104	グレーチング布設	溝蓋 細目 200用 T-2	1 枚	0.359
105	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 300×400用 T-14	1 枚	0.243
106	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 300×500用 T-14	1 枚	0.310
107	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 400×400用 T-14	1 枚	0.295
108	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 400×500用 T-14	1 枚	0.384
109	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 300×400用 T-14	1 枚	0.245
110	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 300×500用 T-14	1 枚	0.322
111	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 400×400用 T-14	1 枚	0.317
112	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 300×400用 T-25	1 枚	0.322
113	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 300×500用 T-25	1 枚	0.409
114	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 400×400用 T-25	1 枚	0.384
115	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 400×500用 T-25	1 枚	0.494
116	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 300×400用 T-25	1 枚	0.305
117	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 300×500用 T-25	1 枚	0.496
118	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 400×400用 T-25	1 枚	0.392
119	蓋版据付（設置手間のみ）	40kg/枚以下	1 枚	0.008
120	蓋版据付（設置手間のみ）	40kgを超え170kg/枚以下	1 枚	0.020

市内一円道路構造物補修業務

(契約工種一覧表)

No.3

No	工 種	規 格	数量	設計金額に対する 単価率
121	蓋版撤去(再利用)	40kg/枚以下	1 枚	0.005
122	蓋版撤去(再利用)	40kgを超え170kg/枚以下	1 枚	0.012
123	U型側溝工 据付 (設置手間のみ)	L=600mm 60kg/個以下	1 m	0.082
124	U型側溝工 据付 (設置手間のみ)	L=600mm 60を超え300kg/個以下	1 m	0.122
125	U型側溝工 再利用撤去	L=600mm 60kg/個以下	1 m	0.048
126	U型側溝工 再利用撤去	L=600mm 60を超え300kg/個以下	1 m	0.071
127	L型側溝据付 (設置手間のみ)	L=1000mm 180を超え500 (kg/個) 以下	1 m	0.104
128	L型側溝据付 (設置手間のみ)	L=2000mm 220を超え1100(kg/個)以下	1 m	0.096
129	L型側溝撤去	L=1000mm 180を超え500 (kg/個) 以下	1 m	0.052
130	L型側溝撤去	L=2000mm 220を超え1100(kg/個)以下	1 m	0.048
131	プレキャストL型側溝据付	L=600mm	1 m	0.177
132	プレキャストL型側溝撤去	L=600mm	1 m	0.054
133	コンクリートブロック積工	普通ブロック	1 m ²	0.598
134	地先境界ブロック据付	A型 120mm×120mm	1 m	0.086
135	地先境界ブロック据付	B型 150mm×120mm	1 m	0.092
136	地先境界ブロック据付	C型 150mm×150mm	1 m	0.097
137	境界ブロック設置工	100mm×150mm×600mm	1 m	0.096
138	境界ブロック設置工	100mm×100mm×600mm	1 m	0.085
139	駒止ブロック据付	一般部 A型	1 m	0.117
140	駒止ブロック据付	一般部 B型	1 m	0.143
141	駒止ブロック据付	一般部 C型	1 m	0.175
142	駒止ブロック据付	水抜部 A型	1 m	0.137
143	駒止ブロック据付	水抜部 B型	1 m	0.171
144	駒止ブロック据付	水抜部 C型	1 m	0.210
145	歩車道境界ブロック据付	切下部	1 m	0.167
146	歩車道境界ブロック据付	乗入部	1 m	0.136
147	歩車道境界ブロック据付	一般部 A型	1 m	0.101
148	歩車道境界ブロック据付	一般部 B型	1 m	0.123
149	歩車道境界ブロック据付	一般部 C型	1 m	0.132
150	歩車道境界ブロック据付	A型 斜型	1 m	0.112
151	境界ブロック撤去・処分	各種(600mm以下50kg未満)	1 m	0.017
152	境界ブロック撤去・再利用	各種(600mm以下50kg未満)	1 m	0.031
153	境界ブロック据付 (設置手間のみ)	各種(600mm以下50kg未満)	1 m	0.064
154	コンクリートブロック据付	誘導ブロック:線状・点状 300mm×300mm×60mm	1 m ²	0.229
155	コンクリートブロック据付	洗出平板ブロック 300mm×300mm×60mm	1 m ²	0.273
156	平板ブロック撤去		1 m ²	0.029
157	平板ブロック再利用	300mm×300mm	1 m ²	0.059
158	視覚障がい者誘導用標示設置工	貼付不織布施工タイプ 300mm×300mm	1 枚	0.083
159	インターロッキングブロック撤去工	再利用目的	1 m ²	0.054
160	インターロッキングブロック撤去工	撤去(取壊し)	1 m ²	0.024
161	インターロッキングブロック設置工 (設置手間のみ)	t=6cm	1 m ²	0.064
162	インターロッキングブロック設置工 (設置手間のみ)	t=8cm	1 m ²	0.064
163	鉄筋工	異形棒鋼(SD345) D 13mm	1 t	4.297
164	埋設鋼板型枠[キーストプレート]		1 m ²	0.089
165	溶接金網設置[現場打側溝蓋補強用]	5.0mm×150mm×150mm	1 m ²	0.009
166	溶接金網設置[現場打側溝蓋補強用]	3.2mm×100mm×100mm	1 m ²	0.008
167	溶接金網設置[現場打側溝蓋補強用]	6.0mm×150mm×150mm	1 m ²	0.013
168	ます接続工		1箇所	0.073
169	暗渠排水管敷設	VU 有孔管 管径100mm	1 m	0.028
170	暗渠排水管敷設	VU 直管 管径100mm	1 m	0.018
171	暗渠排水管敷設	VU 直管 管径150mm	1 m	0.042
172	暗渠排水管敷設	VU 直管 管径200mm	1 m	0.064
173	暗渠排水管敷設	VU 直管 管径250mm	1 m	0.101
174	暗渠排水管敷設	VU 直管 管径300mm	1 m	0.146
175	暗渠排水管敷設	VP 直管 管径150mm	1 m	0.067
176	暗渠排水管敷設	VP 直管 管径200mm	1 m	0.103
177	暗渠排水管敷設	VP 直管 管径250mm	1 m	0.153
178	暗渠排水管敷設	VP 直管 管径300mm	1 m	0.212
179	暗渠排水管敷設	FRPM 直管 管径200mm	1 m	0.280
180	暗渠排水管敷設	FRPM 直管 管径250mm	1 m	0.325

市内一円道路構造物補修業務			〈契約工種一覧表〉		No.4
No	工 種	規 格	数量	設計金額に対する 単価率	
181	暗渠排水管敷設	FRPM 直管 管径300mm	1 m	0.428	
182	暗渠排水管敷設	内面平滑外面波状(有孔・無孔) 管径100mm	1 m	0.024	
183	不陸整正(急速施工)		1 m ²	0.007	
184	舗装の敷均し転圧(急速施工)	密粒アスファルト混合物(再)(2.35) 厚 50mm	1 m ²	0.046	
185	舗装の敷均し転圧(急速施工)	粗粒アスファルト混合物(再)(2.35) 厚 50mm	1 m ²	0.045	
186	不陸整正【機械施工】	施工手間のみ	1 m ²	0.002	
187	不陸整正【人力施工】	施工手間のみ	1 m ²	0.006	
188	上層路盤(車道・路肩部)(機械)(瀝青安定処理(再)TOP25)	厚 100mm 平均幅員＝1.4m 以上	1 m ²	0.069	
189	上層路盤(車道・路肩部)(人力)(瀝青安定処理(再)TOP25)	厚 100mm 平均幅員＝1.4m 未満	1 m ²	0.094	
190	安定処理工[バックホ混合][路床]	厚 100mm	1 m ²	0.037	
191	安定処理工[バックホ混合][路床]	厚 150mm	1 m ²	0.043	
192	安定処理工[バックホ混合][路床]	厚 200mm	1 m ²	0.049	
193	基層(車道・路肩部)(機械)(粗粒度)	粗粒度アスコン[再](20)(2.35) プライムコート 厚 50mm	1 m ²	0.040	
194	表層(車道・路肩部)(機械)(密粒度)	密粒度アスコン[再](13)(2.35) プライムコート 厚 50mm	1 m ²	0.041	
195	表層(車道・路肩部)(機械)(密粒度)	密粒度アスコン[再](13)(2.35) プライムコート 厚 30mm	1 m ²	0.029	
196	表層(車道・路肩部)(機械)(密粒度)	密粒度アスコン[再](13)(2.35) タックコート 厚 50mm	1 m ²	0.039	
197	表層(車道・路肩部)(機械)(密粒度)	密粒度アスコン[再](13)(2.35) タックコート 厚 30mm	1 m ²	0.027	
198	表層(車道・路肩部)(機械)(密粒度弁柄)	各種(2.30以上2.40t/㎡未満) プライムコート 厚 50mm	1 m ²	0.220	
199	表層(車道・路肩部)(機械)(密粒度弁柄)	各種(2.30以上2.40t/㎡未満) プライムコート 厚 30mm	1 m ²	0.136	
200	表層(車道・路肩部)(機械)(密粒度自然色)	各種(2.30以上2.40t/㎡未満) プライムコート 厚 50mm	1 m ²	0.345	
201	表層(車道・路肩部)(機械)(密粒度自然色)	各種(2.30以上2.40t/㎡未満) プライムコート 厚 30mm	1 m ²	0.211	
202	基層(車道・路肩部)(人力)(粗粒度)	粗粒度アスコン[再](20)(2.35) プライムコート 厚 50mm	1 m ²	0.061	
203	表層(車道・路肩部)(人力)(密粒度)	密粒度アスコン[再](13)(2.35) プライムコート 厚 50mm	1 m ²	0.062	
204	表層(車道・路肩部)(人力)(密粒度)	密粒度アスコン[再](13)(2.35) プライムコート 厚 30mm	1 m ²	0.049	
205	表層(車道・路肩部)(人力)(密粒度)	密粒度アスコン[再](13)(2.35) タックコート 厚 50mm	1 m ²	0.060	
206	表層(車道・路肩部)(人力)(密粒度)	密粒度アスコン[再](13)(2.35) タックコート 厚 30mm	1 m ²	0.047	
207	表層(車道・路肩部)(人力)(密粒度弁柄)	各種(2.30以上2.40t/㎡未満) プライムコート 厚 50mm	1 m ²	0.241	
208	表層(車道・路肩部)(人力)(密粒度弁柄)	各種(2.30以上2.40t/㎡未満) プライムコート 厚 30mm	1 m ²	0.156	
209	表層(車道・路肩部)(人力)(密粒度自然色)	各種(2.30以上2.40t/㎡未満) プライムコート 厚 50mm	1 m ²	0.365	
210	表層(車道・路肩部)(人力)(密粒度自然色)	各種(2.30以上2.40t/㎡未満) プライムコート 厚 30mm	1 m ²	0.231	
211	表層(車道・路肩部)(人力)(細粒度)	細粒度アスコン[再](13)(2.30) プライムコート 厚 30mm	1 m ²	0.049	
212	表層(車道・路肩部)(人力)(細粒度弁柄)	各種(2.30以上2.40t/㎡未満) プライムコート 厚 30mm	1 m ²	0.159	
213	表層(車道・路肩部)(人力)(細粒度自然色)	各種(2.30以上2.40t/㎡未満) プライムコート 厚 30mm	1 m ²	0.241	
214	表層(車道・路肩部)(機械)(密粒度ギャップ)	密粒度ギャップアスコン[新](13)(2.35) プライムコート 厚 50mm	1 m ²	0.051	
215	表層(車道・路肩部)(機械)(密粒度ギャップ)	密粒度ギャップアスコン[新](13)(2.35) タックコート 厚 50mm	1 m ²	0.049	
216	表層(車道・路肩部)(人力)(密粒度ギャップ)	密粒度ギャップアスコン[新](13)(2.35) プライムコート 厚 50mm	1 m ²	0.072	
217	表層(車道・路肩部)(人力)(密粒度ギャップ)	密粒度ギャップアスコン[新](13)(2.35) タックコート 厚 50mm	1 m ²	0.070	
218	排水性舗装・表層(車道・路肩部)(機械)	アスファルト 合材:ポーラスアスコン(13)(2.00) 厚 50mm, 導水パイプ有り	1 m ²	0.053	
219	排水性舗装・表層(車道・路肩部)(機械)	アスファルト 合材:ポーラスアスコン(20)(2.00) 厚 50mm, 導水パイプ有り	1 m ²	0.053	
220	排水性舗装・表層(車道・路肩部)(人力)	アスファルト 合材:ポーラスアスコン(13)(2.00) 厚 50mm, 導水パイプ有り	1 m ²	0.074	
221	透水性アスファルト舗装(機械)	一般・4t以下乗入部, 開粒度アスコン(13)(2.0 厚 50mm	1 m ²	0.045	
222	透水性アスファルト舗装(機械)	一般・4t以下乗入部, 開粒度アスコン(13)(2.0 厚 30mm	1 m ²	0.032	
223	透水性アスファルト舗装(人力)	一般・4t以下乗入部, 開粒度アスコン(13)(2.0 厚 50mm	1 m ²	0.060	
224	透水性アスファルト舗装(人力)	一般・4t以下乗入部, 開粒度アスコン(13)(2.0 厚 30mm	1 m ²	0.047	
225	半たわみ性アスファルト舗装工(機械)	タックコート 厚 50mm	1 m ²	0.067	
226	半たわみ性アスファルト舗装工(人力)	タックコート 厚 50mm	1 m ²	0.081	
227	セメントルック浸透工	厚 50mm	1 m ²	0.069	
228	密粒度アスファルト用カー舗装工	100㎡未満 車道部 昼間 樹脂系排水性トップコート	1 m ²	0.134	
229	細粒度アスファルト用カー舗装工	100㎡未満 歩道部 昼間 塗布式カー舗装	1 m ²	0.105	
230	透水性アスファルト用カー舗装工	100㎡未満 歩道部 昼間 塗布式カー舗装	1 m ²	0.115	
231	区画線設置(溶融式)(半日未満作業)	実線(15cm幅) 1.5mm	1 式	2.221	
232	区画線設置(溶融式)(半日未満作業)	破線(15cm幅) 1.5mm	1 式	2.224	
233	区画線設置(溶融式)(半日未満作業)	ゼブラ(15cm幅) 1.5mm	1 式	2.227	
234	区画線設置(溶融式)(半日未満作業)	矢印・記号・文字(15cm幅換算) 1.5mm	1 式	2.232	
235	区画線設置(溶融式)	実線(15cm幅) 1.5mm	1 m	0.007	
236	区画線設置(溶融式)	実線(20cm幅) 1.5mm	1 m	0.009	
237	区画線設置(溶融式)	実線(30cm幅) 1.5mm	1 m	0.014	
238	区画線設置(溶融式)	実線(45cm幅) 1.5mm	1 m	0.018	
239	区画線設置(溶融式)	破線(15cm幅) 1.5mm	1 m	0.008	
240	区画線設置(溶融式)	破線(20cm幅) 1.5mm	1 m	0.010	

市内一円道路構造物補修業務

(契約工種一覧表)

No.5

No	工 種	規 格		数量	設計金額に対する 単価率
241	区画線設置(溶融式)	破線(30cm幅)	1.5mm	1 m	0.015
242	区画線設置(溶融式)	破線(45cm幅)	1.5mm	1 m	0.019
243	区画線設置(溶融式)	ゼフラ(15cm幅)	1.5mm	1 m	0.008
244	区画線設置(溶融式)	ゼフラ(20cm幅)	1.5mm	1 m	0.010
245	区画線設置(溶融式)	ゼフラ(30cm幅)	1.5mm	1 m	0.015
246	区画線設置(溶融式)	ゼフラ(45cm幅)	1.5mm	1 m	0.020
247	区画線設置(溶融式)	矢印・記号・文字(15cm幅換算)	1.5mm	1 m	0.017
248	区画線設置(溶融式)	実線(150mm幅)・黄	1.5mm	1 m	0.009
249	区画線設置(溶融式)排水性舗装	実線(15cm幅)	1.5mm	1 m	0.009
250	区画線設置(溶融式)排水性舗装	実線(20cm幅)	1.5mm	1 m	0.011
251	区画線設置(溶融式)排水性舗装	実線(30cm幅)	1.5mm	1 m	0.017
252	区画線設置(溶融式)排水性舗装	実線(45cm幅)	1.5mm	1 m	0.023
253	区画線設置(溶融式)排水性舗装	破線(15cm幅)	1.5mm	1 m	0.010
254	区画線設置(溶融式)排水性舗装	破線(20cm幅)	1.5mm	1 m	0.012
255	区画線設置(溶融式)排水性舗装	破線(30cm幅)	1.5mm	1 m	0.018
256	区画線設置(溶融式)排水性舗装	破線(45cm幅)	1.5mm	1 m	0.024
257	区画線設置(溶融式)排水性舗装	ゼフラ(15cm幅)	1.5mm	1 m	0.010
258	区画線設置(溶融式)排水性舗装	ゼフラ(20cm幅)	1.5mm	1 m	0.012
259	区画線設置(溶融式)排水性舗装	ゼフラ(30cm幅)	1.5mm	1 m	0.018
260	区画線設置(溶融式)排水性舗装	ゼフラ(45cm幅)	1.5mm	1 m	0.025
261	区画線設置(溶融式)排水性舗装	矢印・記号・文字(15cm幅換算)	1.5mm	1 m	0.020
262	区画線設置(溶融式)排水性舗装	実線(150mm幅)・黄	1.5mm	1 m	0.012
263	高視認性区画線設置	実線(15cm幅)	非リブ式	1 m	0.013
264	高視認性区画線設置	実線(20cm幅)	非リブ式	1 m	0.016
265	高視認性区画線設置	実線(30cm幅)	非リブ式	1 m	0.023
266	高視認性区画線設置	実線(45cm幅)	非リブ式	1 m	0.032
267	高視認性区画線設置	ゼフラ(15cm幅)	非リブ式	1 m	0.014
268	高視認性区画線設置	ゼフラ(20cm幅)	非リブ式	1 m	0.018
269	高視認性区画線設置	ゼフラ(30cm幅)	非リブ式	1 m	0.026
270	高視認性区画線設置	ゼフラ(45cm幅)	非リブ式	1 m	0.034
271	区画線消去(半日未満作業)	削取り式		1 式	1.880
272	区画線消去	削取り式		1 m	0.012
273	区画線消去	ウォータージェット式(溶融式)		1 m	0.021
274	高視認性区画線消去	削取り式		1 m	0.012
275	道路反射鏡設置(ステンレス板)	φ600mm 1面	支柱曲げ加工なし	1 基	1.637
276	道路反射鏡設置(ステンレス板)	φ600mm 1面	支柱曲げ加工あり	1 基	1.723
277	道路反射鏡設置(ステンレス板)	φ600mm 2面	支柱曲げ加工なし	1 基	2.892
278	道路反射鏡設置(ステンレス板)	φ600mm 2面	支柱曲げ加工あり	1 基	2.978
279	道路反射鏡設置(ステンレス板)	φ800mm 1面	支柱曲げ加工なし	1 基	1.928
280	道路反射鏡設置(ステンレス板)	φ800mm 1面	支柱曲げ加工あり	1 基	2.014
281	道路反射鏡設置(ステンレス板)	φ800mm 2面	支柱曲げ加工なし	1 基	3.620
282	道路反射鏡設置(ステンレス板)	φ800mm 2面	支柱曲げ加工あり	1 基	3.727
283	道路反射鏡設置(ステンレス板)	φ600mm 1面	鏡面取替えのみ	1 基	1.096
284	道路反射鏡設置(ステンレス板)	φ800mm 1面	鏡面取替えのみ	1 基	1.360
285	道路反射鏡設置(ステンレス板)	φ600mm～φ800mm 1面	手間のみ	1 基	0.191
286	固定式車線分離標設置工(労務のみ)	貼付式φ80×H800	ベースφ250	1 本	0.118
287	固定式車線分離標設置工	貼付式φ80×H400	ベースφ250	1 本	0.467
288	固定式車線分離標設置工	貼付式φ80×H650	ベースφ250	1 本	0.559
289	固定式車線分離標設置工	貼付式φ80×H800	ベースφ250	1 本	0.619
290	可変式車線分離標撤去工	穿孔式		1 本	0.056
291	着脱式車線分離標撤去工	穿孔式		1 本	0.086
292	固定式車線分離標撤去工	貼付式		1 本	0.040
293	土のう工	[仕拵]+[積立]		1 袋	0.016
294	土のう積工	[仕拵]+[積立]+[撤去]	小口並べ	1 m ²	0.398
295	境界鋸設置工			1 枚	0.031
296	境界鋸撤去工			1 枚	0.010
297	移植工	低木		1 本	0.010
298	植樹工	低木		1 本	0.009
299	溶接工			1 人日	0.720
300	砂	洗砂		1 m ³	0.123

市内一円道路構造物補修業務

〈契約工種一覧表〉

No.6

No	工 種	規 格	数量	設計金額に対する 単価率
301	粒調碎石	0～25mm・0～30mm・0～40mm	1 m	0.062
302	単粒度碎石(6号)	5mm～13mm	1 m	0.088
303	単粒度碎石(4号)	20mm～30mm	1 m	0.087
304	再生切込碎石	0～30mm・0～40mm	1 m	0.026
305	切込碎石	0～30mm・0～40mm	1 m	0.054
306	常温合材	袋(30kg入)	1 t	0.789
307	コンクリート蓋	U形用(1種) 240用	1 枚	0.024
308	コンクリート蓋	U形用(1種) 300用	1 枚	0.033
309	コンクリート蓋	U形用(1種) 360用	1 枚	0.043
310	コンクリート蓋	U形用(1種) 450用	1 枚	0.057
311	コンクリート蓋	U形用(1種) 600用	1 枚	0.079
312	コンクリート蓋	U形用(2種) 240用	1 枚	0.053
313	コンクリート蓋	U形用(2種) 300用	1 枚	0.062
314	コンクリート蓋	U形用(2種) 360用	1 枚	0.080
315	コンクリート蓋	U形用(2種) 450用	1 枚	0.114
316	コンクリート蓋	U形用(2種) 600用	1 枚	0.187
317	グレーチング付エプロン	PGUF-G-A 普通目 L=1000mm	1 本	1.111
318	グレーチング付エプロン	PGUF-G-A 細目 L=1000mm	1 本	1.577
319	プレキャスト街渠	PGF515A	1 m	0.245
320	プレキャストU型水路(トラフ)スラグ入	300mm×300mm L=600mm	1 個	0.040
321	真砂土	植栽用	1 m	0.088
322	RCF防根シート	幅500mm	1 m	0.026
323	RCF防根シート	幅1000mm	1 m	0.053
324	交通誘導員A	昼間勤務-実働8時間(交代要員なし)	1 人日	0.413
325	交通誘導員B	昼間勤務-実働8時間(交代要員なし)	1 人日	0.341
326	交通誘導員A(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 人日	0.517
327	交通誘導員A(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 人日	0.517
328	交通誘導員A(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 人日	0.517
329	交通誘導員A(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 人日	0.517
330	交通誘導員A(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 人日	0.517
331	交通誘導員A(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 人日	0.517
332	交通誘導員A(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 人日	0.517
333	軽作業(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 時間	0.225
334	普通作業(深夜)	22時～5時	1 時間	0.374
335	軽作業(深夜)	22時～5時	1 時間	0.266
336	建設機械運搬	路面切削機[廃材積込装置付切削幅2.0m]	1 式	2.669
337				
338				
339				
340				
341				
342				
343				
344				
345				
346				
347				
348				
349				
350				
351				
352				
353				
354				
355				
356				
357				
358				
359				
360				

工事単価に基づき算出した額(1円未満は切り捨て)に消費税及び地方消費税の額(当該金額の100分の10に相当する金額で1円未満は切り捨て)を加算する。

補修業務（公園）（性能発注業務）

- 1 本業務の実施にあたっては、本特記事項、設計図面、兵庫県が発行する土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、兵庫県小型構造物標準図集（最新版）、社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S：2024（2024年4月）」により実施しなければならない。
- 2 公園施設の損傷箇所の補修が100万円（税込）未満のものを対象とする。
ただし総合公園内の補修は50万円（税込）から100万円（税込）未満を対象とする。
- 3 補修の必要性を判断する基準としては、【別紙5】「維持管理基準」のとおり、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生等により利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合とすること。
- 4 公園施設別特記事項
 - (1) ボルト類
緩み止めナットやワッシャー、緩み止め剤の使用等、緩み止めに向けた工夫をすること。
 - (2) 塗装
塗装色については、支障のない限り、以下の色を使用すること。ただし、周囲の施設に合う色を選ぶことを優先する。
ア 遊具メイン：若草色（H39-60L）
イ 遊具ポイント：ピンク色（H05-80L）
ウ 遊具柵：黄色（H22-80V）
エ 柵：茶色（H09-20D）
 - (3) 木材の取替え
節ができる限り少ないものを選ぶこと。基本的には、無地プレナ加工のヒノキを使用し、面取り加工も行うこと。ささくれ防止のため、購入後1か月以上放置した後の切断を推奨する。切断した断面は透明のペンキ等を塗布することにより、養生すること。
 - (4) 砂場
砂場の砂については、川砂を推奨する。（山砂は細かい粒子を含んでおり次第に固くなるが多いため）
海砂を使用する場合は、貝殻を含んでいないものを選ぶこと。回虫卵が確認された場合や異物が散乱している場合は、直ちに砂を入れ替える等の対策を実施すること。
砂の量が枠の天端から20cm以下になれば、砂を追加すること。砂の入替えの際には、天端から10cm下りになる状態を標準とする。
 - (5) ゴムマット

ブランコ、滑り台やぶら下がり棒等の着地点にゴムマットが無ければ設置すること。設置するゴムマットは以下を標準とする。なお、ブランコと滑り台においては1枚ものとし、50cm×50cm以下のものを複数枚置かないようにすること。

ア ブランコ：2m（縦）×1m（横）

イ 滑り台：2m（縦）×1m（横）

ウ ぶら下がり棒：支柱を中心に50cm×50cmを4枚

(6) 車止め

ステンレス製のものを設置すること。市指定の南京錠が付いていない場合は取り付けること。年1回程度、鍵穴にグリスを注入することを推奨する。

(7) ブランコ

ア ダルマの形状は、チェーン接続部目視点検できるものにする。

イ 年1～2回、ダルマの滑動部にグリスを塗ることを推奨する。ブランコ使用中にグリスが落ちない量（米粒程度）を塗ること。

ウ チェーンはブランコ用のチェーンとし、φ7mm以上のステンレス製又はめっき処理されたスチールのリングチェーンを使用すること。

エ ダルマやチェーンの取替えサイクルは、3～5年を推奨する。ただし1/3以上摩耗している場合は、取替え対象とする。

(8) 鉄棒

金具の固定方法は、押切ねじではなく、貫通ねじであること。表面に六角のような突起が出来ないものとする。バーの素材はステンレス製とする。

(9) 吊り輪

チェーンはリングチェーンとし、素材はステンレスまたはめっき処理されたスチールとする。チェーンや吊り輪が1/3以上摩耗している場合は、取替え対象とする。

補修業務（公園）（単価契約業務）

- 1 本業務の実施にあたっては、本特記事項、設計図面、兵庫県が発行する土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、兵庫県小型構造物標準図集（最新版）により実施しなければならない。
- 2 公園施設・遊具の損傷箇所の補修が100万円（税込）以上130万円（税込）未満のものを対象とする。ただし、提案する業務の実施については、作業概要書、見積書及び工程表を本市に提出し、実施の要否の判断を受けなければならない。なお、本市は優先順位等を考慮し、実施の要否を判断するものとする。
- 3 対象工種は、別紙「市内一円公園構造物補修業務」に記載されたものを標準とする。
- 4 代表工種の単価を基準（1,000）として、その他工種の単価率を決定し、代表工種の契約額及びその他工種の単価率から、その他の契約単価を決定する。
なお、各工種における単価率を決定するにあたり、公園工事を対象とした経費区分で、小規模工事を想定した諸経費率により算出している。
なお、代表工種とは、コンクリート打設[人力打設]小型構造物 18-12-20BB 1m³ 施工する単価とする。
契約単価に含まれていない工種及び材料、施工機械等を使用する際には、変更契約を締結した後、施工すること。
- 5 作業写真は、施工前・後毎の起点・終点・変化点等がわかるように、又、形状・寸法がわかるように撮影すること。
- 6 「芦屋市道路公園施設包括管理業務委託仕様書」第1章12 報告書等とは別に、業務完了後速やかに所定の様式で完了報告を行う。
- 7 完了検査の実施については、本市と協議する。
- 8 支払方法等については、本市と総括責任者で協議する。

市内一円公園施設補修業務

〈契約工種一覧表〉

No.1

No	工 種	規 格	数量	設計金額に対する 単価率
1	舗装版切断工	アスファルト舗装版 舗装版厚150mm以下	1 m	0.013
2	舗装版切断工	アスファルト舗装版 舗装版厚150mm超え300mm以下	1 m	0.034
3	舗装版切断工	アスファルト舗装版 舗装版厚300mm超え400mm以下	1 m	0.057
4	舗装版切断工	コンクリート舗装版 舗装版厚150mm以下	1 m	0.026
5	舗装版切断工	コンクリート舗装版 舗装版厚150mm超え300mm以下	1 m	0.074
6	汚泥運搬費	小型車(2tクラス)	1 台	0.357
7	処分費	汚泥	1 式	0.296
8	アスファルト舗装版破碎工[人力]	舗装版厚40mm以下 積込 作業あり	1 m ²	0.064
9	アスファルト舗装版破碎工[人力]	舗装版厚40mm超え100mm以下 積込 作業あり	1 m ²	0.110
10	アスファルト舗装版破碎工[人力]	舗装版厚100mm超え150mm以下 積込 作業あり	1 m ²	0.149
11	アスファルト舗装版破碎工[人力]	舗装版厚150mm超え300mm以下 積込 作業あり	1 m ²	0.264
12	殻運搬[人力](アスファルト殻)	2t 5.9km	1 m	0.128
13	処分費[人力]	アスファルト殻 ㈱西宮環境サイクルセンター	1 m	0.117
14	バックホウ掘削 積込[小規模土工]	掘削積込	1 m	0.058
15	バックホウ舗装版破碎積込[小規模土工]	クローラ型 山積0.13m ² (平積0.1m ²)	1 m ²	0.038
16	バックホウ床掘[小規模土工]	クローラ型 山積0.28m ² (平積0.2m ²)	1 m	0.049
17	バックホウ埋戻し[小規模土工]	クローラ型 山積0.28m ² (平積0.2m ²)	1 m	0.087
18	土砂等運搬[小規模土工](土砂)	4t 3.8km	1 m	0.052
19	土砂等運搬[小規模土工](土砂)	2t 3.8km	1 m	0.076
20	殻運搬[小規模土工](アスファルト殻)	5.9km	1 m	0.128
21	処分費[小規模土工]4t	土砂 相田運輸㈱	1 m	0.067
22	処分費[小規模土工]2t	土砂 相田運輸㈱	1 m	0.076
23	処分費[小規模土工]	アスファルト殻 ㈱西宮環境サイクルセンター	1 m	0.117
24	人力掘削(粘性土・砂・砂質土・レキ質土)		1 m	0.142
25	人力床掘(粘性土・砂・砂質土・レキ質土)		1 m	0.230
26	人力積込(粘性土・砂・砂質土・レキ質土)		1 m	0.076
27	人力埋戻(粘性土・砂・砂質土・レキ質土)		1 m	0.166
28	締固め	タンバ	1 m	0.034
29	締固め	振動ローラ W<1.0m	1 m	0.015
30	締固め	振動ローラ 1.0≦W<4.0	1 m	0.010
31	土砂等運搬[人力土工](土砂)	3.8km	1 m	0.083
32	処分費[人力土工]	土砂 相田運輸㈱	1 m	0.076
33	はつり工	はつり厚30mm以下	1 m ²	0.112
34	はつり工	はつり厚30mm超え60mm以下	1 m ²	0.189
35	構造物とりこわし工[機械施工]	無筋構造物	1 m	0.241
36	構造物とりこわし工[機械施工]	鉄筋構造物	1 m	0.428
37	構造物とりこわし工[人力施工]	無筋構造物	1 m	0.736
38	構造物とりこわし工[人力施工]	鉄筋構造物	1 m	1.241
39	殻運搬 機械施工	コンクリート殻 無筋 5.9km	1 m	0.041
40	殻運搬 機械施工	コンクリート殻 鉄筋 5.9km	1 m	0.051
41	殻運搬 人力積込	コンクリート殻 無筋 5.9km	1 m	0.041
42	殻運搬 人力積込	コンクリート殻 鉄筋 5.9km	1 m	0.051
43	処分費 機械施工	コンクリート殻 無筋 ㈱西宮環境サイクルセンター	1 m	0.117
44	処分費 機械施工	コンクリート殻 鉄筋 ㈱西宮環境サイクルセンター	1 m	0.124
45	処分費 人力施工	コンクリート殻 無筋 ㈱西宮環境サイクルセンター	1 m	0.117
46	処分費 人力施工	コンクリート殻 鉄筋 ㈱西宮環境サイクルセンター	1 m	0.124
47	コンクリート削孔工	適用削孔深 30mm以上200mm以下 削孔径 10mm以上30mm未満	1 孔	0.014
48	コンクリート削孔工	適用削孔深 100mm以上200mm未満 削孔径 30mm以上60mm以下	1 孔	0.018
49	コンクリート削孔工	適用削孔深 200mm以上300mm未満 削孔径 30mm以上60mm以下	1 孔	0.026
50	人力運搬	粘性土・砂・砂質土・レキ質土・岩塊・玉石 運搬距離40m以下	1 m	0.049
51	コンクリート打設[人力打設]	無筋・鉄筋構造物 18-12-20BB	1 m	0.870
52	コンクリート打設[人力打設]	無筋・鉄筋構造物 21-8-20BB	1 m	0.870
53	コンクリート打設[人力打設]	小型構造物 18-12-20BB	1 m	1.000
54	コンクリート打設[人力打設]	小型構造物 21-8-20BB	1 m	1.000
55	モルタル補修工	普通セメント 1:3 練り手間有り	1 m ²	0.124
56	目地補修工	普通セメント 1:3 練り手間有り	1 m	0.006
57	型枠工	無筋・鉄筋構造物	1 m ²	0.227
58	型枠工	小型構造物	1 m ²	0.205
59	基礎砕石工	厚75mm～125mm	1 m ²	0.027
60	玉石積工 (設置手間のみ)		1 m ²	0.288

市内一円公園施設補修業務

(契約工種一覧表)

No.2

No	工 種	規 格	数量	設計金額に対する 単価率
61	集水樹据付	240mm×240mm グレーチング蓋 普通目 T-14	1 基	0.227
62	集水樹据付	240mm×240mm グレーチング蓋 細目 T-14	1 基	0.274
63	集水樹据付	240mm×240mm グレーチング蓋 細目 T-2	1 基	0.247
64	集水樹据付	300mm×300mm グレーチング蓋 普通目 T-2	1 基	0.269
65	集水樹据付	300mm×300mm グレーチング蓋 細目 T-14	1 基	0.342
66	集水樹据付	300mm×300mm グレーチング蓋 細目 T-2	1 基	0.309
67	集水樹据付	350mm×350mm グレーチング蓋 普通目 T-6	1 基	0.393
68	集水樹据付	350mm×350mm グレーチング蓋 細目 T-14	1 基	0.493
69	集水樹据付	350mm×350mm グレーチング蓋 細目 T-2	1 基	0.465
70	集水樹据付	400mm×400mm グレーチング蓋 普通目 T-6	1 基	0.543
71	集水樹据付	400mm×400mm グレーチング蓋 細目 T-14	1 基	0.693
72	集水樹据付	400mm×400mm グレーチング蓋 細目 T-2	1 基	0.598
73	集水樹撤去	50kg以上80kg以下	1 基	0.035
74	集水樹撤去	80kgを超え200kg以下	1 基	0.040
75	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 200用 T-14	1 枚	0.486
76	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 250用 T-14	1 枚	0.544
77	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 300用 T-14	1 枚	0.675
78	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 350用 T-14	1 枚	0.713
79	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 400用 T-14	1 枚	0.810
80	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 450用 T-14	1 枚	0.857
81	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 500用 T-14	1 枚	0.989
82	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 250用 T-14	1 枚	0.725
83	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 300用 T-14	1 枚	0.830
84	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 350用 T-14	1 枚	0.890
85	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 400用 T-14	1 枚	1.017
86	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 450用 T-14	1 枚	1.062
87	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 500用 T-14	1 枚	1.104
88	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 300用 T-25	1 枚	0.772
89	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 350用 T-25	1 枚	0.890
90	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 400用 T-25	1 枚	1.024
91	グレーチング布設	溝蓋 普通目 ボルト固定 450用 T-25	1 枚	1.076
92	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 300用 T-25	1 枚	0.897
93	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 350用 T-25	1 枚	1.226
94	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 400用 T-25	1 枚	1.358
95	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 450用 T-25	1 枚	1.453
96	グレーチング布設	溝蓋 細目 ボルト固定 500用 T-25	1 枚	1.552
97	グレーチング布設	溝蓋 普通目 200用 T-2	1 枚	0.292
98	グレーチング布設	溝蓋 細目 200用 T-2	1 枚	0.359
99	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 300×400用 T-14	1 枚	0.243
100	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 300×500用 T-14	1 枚	0.310
101	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 400×400用 T-14	1 枚	0.295
102	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 400×500用 T-14	1 枚	0.384
103	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 300×400用 T-14	1 枚	0.245
104	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 300×500用 T-14	1 枚	0.322
105	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 400×400用 T-14	1 枚	0.317
106	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 300×400用 T-25	1 枚	0.322
107	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 300×500用 T-25	1 枚	0.409
108	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 400×400用 T-25	1 枚	0.384
109	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 普通目 400×500用 T-25	1 枚	0.494
110	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 300×400用 T-25	1 枚	0.305
111	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 300×500用 T-25	1 枚	0.496
112	グレーチング布設	樹蓋110° 開閉式 細目 400×400用 T-25	1 枚	0.392
113	蓋版据付 (設置手間のみ)	40kg/枚以下	1 枚	0.008
114	蓋版据付 (設置手間のみ)	40kgを超え170kg/枚以下	1 枚	0.020
115	蓋版撤去(再利用)	40kg/枚以下	1 枚	0.005
116	蓋版撤去(再利用)	40kgを超え170kg/枚以下	1 枚	0.012
117	U型側溝工 据付 (設置手間のみ)	l=600mm 60kg/個以下	1 m	0.082
118	U型側溝工 据付 (設置手間のみ)	l=600mm 60を超え300kg/個以下	1 m	0.122
119	U型側溝工 再利用撤去	l=600mm 60kg/個以下	1 m	0.048
120	U型側溝工 再利用撤去	l=600mm 60を超え300kg/個以下	1 m	0.071

市内一円公園施設補修業務

〈契約工種一覧表〉

No.3

No	工 種	規 格	数量	設計金額に対する 単価率
121	L型側溝据付（設置手間のみ）	L=1000mm 180超え500(kg/個)以下	1 m	0.104
122	L型側溝据付（設置手間のみ）	L=2000mm 220超え1100(kg/個)以下	1 m	0.096
123	L型側溝撤去	L=1000mm 180超え500(kg/個)以下	1 m	0.052
124	L型側溝撤去	L=2000mm 220超え1100(kg/個)以下	1 m	0.048
125	プレキャストL型側溝据付	L=600mm	1 m	0.177
126	プレキャストL型側溝撤去	L=600mm	1 m	0.054
127	コンクリートブロック積工	普通ブロック	1 m ²	0.598
128	地先境界ブロック据付	A型 120mm×120mm	1 m	0.086
129	地先境界ブロック据付	B型 150mm×120mm	1 m	0.092
130	地先境界ブロック据付	C型 150mm×150mm	1 m	0.097
131	境界ブロック設置工	100mm×150mm×600mm	1 m	0.096
132	境界ブロック設置工	100mm×100mm×600mm	1 m	0.085
133	駒止ブロック据付	一般部 A型	1 m	0.117
134	駒止ブロック据付	一般部 B型	1 m	0.143
135	駒止ブロック据付	一般部 C型	1 m	0.175
136	駒止ブロック据付	水抜部 A型	1 m	0.137
137	駒止ブロック据付	水抜部 B型	1 m	0.171
138	駒止ブロック据付	水抜部 C型	1 m	0.210
139	歩車道境界ブロック据付	切下部	1 m	0.167
140	歩車道境界ブロック据付	乗入部	1 m	0.136
141	歩車道境界ブロック据付	一般部 A型	1 m	0.101
142	歩車道境界ブロック据付	一般部 B型	1 m	0.123
143	歩車道境界ブロック据付	一般部 C型	1 m	0.132
144	歩車道境界ブロック据付	A型 斜型	1 m	0.112
145	境界ブロック撤去・処分	各種(600mm以下50kg未満)	1 m	0.017
146	境界ブロック撤去・再利用	各種(600mm以下50kg未満)	1 m	0.031
147	境界ブロック据付（設置手間のみ）	各種(600mm以下50kg未満)	1 m	0.064
148	コンクリートブロック据付	誘導ブロック:線状・点状 300mm×300mm×60mm	1 m ²	0.229
149	コンクリートブロック据付	研磨平板ブロック 300mm×300mm×60mm	1 m ²	0.273
150	平板ブロック撤去		1 m ²	0.029
151	平板ブロック再利用	300mm×300mm	1 m ²	0.059
152	視覚障がい者誘導用標示設置工	貼付不織布施工タイプ 300mm×300mm	1 枚	0.083
153	インターロッキングブロック撤去工	再利用目的	1 m ²	0.054
154	インターロッキングブロック設置工（設置手間のみ）	t=6cm	1 m ²	0.064
155	インターロッキングブロック設置工（設置手間のみ）	t=8cm	1 m ²	0.064
156	鉄筋工	異形棒鋼(SD345) D 13mm	1 t	4.297
157	埋設鋼板型枠[キーストンプレート]		1 m ²	0.089
158	溶接金網設置[現場打側溝蓋補強用]	5.0mm×150mm×150mm	1 m ²	0.009
159	溶接金網設置[現場打側溝蓋補強用]	3.2mm×100mm×100mm	1 m ²	0.008
160	溶接金網設置[現場打側溝蓋補強用]	6.0mm×150mm×150mm	1 m ²	0.013
161	ます接続工		1 箇所	0.073
162	暗渠排水管敷設	VU 有孔管 管径100mm	1 m	0.028
163	暗渠排水管敷設	VU 直管 管径100mm	1 m	0.018
164	暗渠排水管敷設	VU 直管 管径150mm	1 m	0.042
165	暗渠排水管敷設	VU 直管 管径200mm	1 m	0.064
166	暗渠排水管敷設	VU 直管 管径250mm	1 m	0.101
167	暗渠排水管敷設	VU 直管 管径300mm	1 m	0.146
168	暗渠排水管敷設	VP 直管 管径150mm	1 m	0.067
169	暗渠排水管敷設	VP 直管 管径200mm	1 m	0.103
170	暗渠排水管敷設	VP 直管 管径250mm	1 m	0.153
171	暗渠排水管敷設	VP 直管 管径300mm	1 m	0.212
172	暗渠排水管敷設	FRPM 直管 管径200mm	1 m	0.280
173	暗渠排水管敷設	FRPM 直管 管径250mm	1 m	0.325
174	暗渠排水管敷設	FRPM 直管 管径300mm	1 m	0.428
175	暗渠排水管敷設	内面平滑外面波状(有孔・無孔) 管径100mm	1 m	0.024
176	舗装工【人力施工】(密粒度(再)(13))	プライムコート 厚30mm	1 m ²	0.049
177	舗装工【人力施工】(密粒度(再)(13))	プライムコート 厚50mm	1 m ²	0.062
178	舗装工【人力施工】(密粒度(再)(13))	タックコート 厚50mm	1 m ²	0.060
179	舗装工【人力施工】(密粒度(再)(13))	タックコート 厚30mm	1 m ²	0.047
180	舗装工【人力施工】(粗粒度(再)(20))	プライムコート 厚50mm	1 m ²	0.061

市内一円公園施設補修業務

(契約工種一覧表)

No.4

No	工 種	規 格	数量	設計金額に対する 単価率
181	舗装工【人力施工】(細粒度(再)(13))	プライムコート 厚30mm	1 m ²	0.049
182	舗装工【人力施工】(細粒度(再)(13))	プライムコート 厚50mm	1 m ²	0.062
183	透水性舗装工【人力施工】	一般部また4tを超えない乗入部 厚30mm	1 m ²	0.047
184	透水性舗装工【人力施工】	一般部また4tを超えない乗入部 厚50mm	1 m ²	0.060
185	舗装工【人力施工】(密粒度(自然色)(13))	プライムコート 厚50mm	1 m ²	0.372
186	土のう工	[仕拵]+[積立]	1 袋	0.016
187	土のう積工	[仕拵]+[積立]+[撤去] 小口並べ	1 m ²	0.398
188	境界鉄設置工		1 枚	0.031
189	境界鉄撤去工		1 枚	0.010
190	移植工	低木	1 本	0.010
191	植樹工	低木	1 本	0.009
192	溶接工		1 人日	0.720
193	砂	洗砂	1 m	0.123
194	粒調碎石	0～25mm・0～30mm・0～40mm	1 m	0.062
195	単粒度碎石(6号)	5mm～13mm	1 m	0.088
196	単粒度碎石(4号)	20mm～30mm	1 m	0.087
197	再生切込碎石	0～30mm・0～40mm	1 m	0.026
198	切込碎石	0～30mm・0～40mm	1 m	0.054
199	常温合材	袋(30kg入)	1 t	0.789
200	コンクリート蓋	U形用(1種) 240用	1 枚	0.024
201	コンクリート蓋	U形用(1種) 300用	1 枚	0.033
202	コンクリート蓋	U形用(1種) 360用	1 枚	0.043
203	コンクリート蓋	U形用(1種) 450用	1 枚	0.057
204	コンクリート蓋	U形用(1種) 600用	1 枚	0.079
205	コンクリート蓋	U形用(2種) 240用	1 枚	0.053
206	コンクリート蓋	U形用(2種) 300用	1 枚	0.062
207	コンクリート蓋	U形用(2種) 360用	1 枚	0.080
208	コンクリート蓋	U形用(2種) 450用	1 枚	0.114
209	コンクリート蓋	U形用(2種) 600用	1 枚	0.187
210	グレーチング付エプロン	PGUF-G-A 普通目 L=1000mm	1 本	1.111
211	グレーチング付エプロン	PGUF-G-A 細目 L=1000mm	1 本	1.577
212	プレキャスト街渠	PGF515A	1 m	0.245
213	プレキャストU型水路(トラフ)スグ入	300mm×300mm L=600mm	1 個	0.040
214	真砂土	植栽用	1 m	0.088
215	RCP防根シート	幅500mm	1 m	0.026
216	RCP防根シート	幅1000mm	1 m	0.053
217	交通誘導員A	昼間勤務-実働8時間(交代要員なし)	1 人日	0.413
218	交通誘導員B	昼間勤務-実働8時間(交代要員なし)	1 人日	0.341
219	交通誘導員A(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 人日	0.517
220	交通誘導員B(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 人日	0.426
221	交通誘導員A(深夜)	22時～5時	1 人日	0.620
222	交通誘導員B(深夜)	22時～5時	1 人日	0.512
223	普通作業	8時～17時	1 時間	0.253
224	軽作業	8時～17時	1 時間	0.181
225	普通作業(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 時間	0.315
226	軽作業(時間外)	17時～22時、5時～8時	1 時間	0.225
227	普通作業(深夜)	22時～5時	1 時間	0.377
228	軽作業(深夜)	22時～5時	1 時間	0.268
229	調査工		1 基	0.105
230	表地調整全高4m未満のボール類	ケレン 3種A～3種C	1 m ²	0.033
231	表地調整 防蹣欄類	ケレン 3種A～3種C	1 m ²	0.026
232	塗装工(下塗)全高4m未満のボール類弱溶剤系変性エポキシ樹脂塗料ISK 5551	弱溶剤系変性エポキシ樹脂塗料	1 m ²	0.076
233	塗装工(下塗) 防蹣欄類・落石防止柵欄弱溶剤系変性エポキシ樹脂塗料IS K 5551	弱溶剤系変性エポキシ樹脂塗料	1 m ²	0.061
234	塗装工(中塗)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗 淡彩	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料淡彩	1 m ²	0.035
235	塗装工(中塗)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗 赤系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料赤系	1 m ²	0.038
236	塗装工(中塗)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗 青・緑系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料青・緑系	1 m ²	0.037
237	塗装工(中塗)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗 黄・橙系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料黄・橙系	1 m ²	0.038
238	塗装工(中塗)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗 中彩色A	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中彩色A	1 m ²	0.036
239	塗装工(中塗)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗 中彩色B	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中彩色B	1 m ²	0.036
240	塗装工(中塗)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗 白色	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料白色	1 m ²	0.035

市内一円公園施設補修業務			〈契約工種一覧表〉		No.5	
No	工 種	規 格	数量	設計金額に対する 単価率		
241	塗装工(中塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 淡彩	弱溶剤形フッ素樹脂塗料淡彩	1 m ²	0.035		
242	塗装工(中塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 赤系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料赤系	1 m ²	0.038		
243	塗装工(中塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 青・緑系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料青・緑系	1 m ²	0.037		
244	塗装工(中塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 黄色・橙系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料黄色・橙系	1 m ²	0.038		
245	塗装工(中塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 中彩色A	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中彩色A	1 m ²	0.036		
246	塗装工(中塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 中彩色B	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中彩色B	1 m ²	0.036		
247	塗装工(中塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 白色	弱溶剤形フッ素樹脂塗料白色	1 m ²	0.035		
248	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗り 淡彩	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料淡彩	1 m ²	0.028		
249	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗り 赤系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料赤系	1 m ²	0.031		
250	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗り 青・緑系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料青・緑系	1 m ²	0.029		
251	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗り 黄・橙系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料黄・橙系	1 m ²	0.031		
252	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗り 中彩色A	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中彩色A	1 m ²	0.028		
253	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗り 中彩色B	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中彩色B	1 m ²	0.028		
254	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 中塗り 白色	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料白色	1 m ²	0.027		
255	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 淡彩	弱溶剤形フッ素樹脂塗料淡彩	1 m ²	0.028		
256	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 赤系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料赤系	1 m ²	0.031		
257	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 青・緑系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料青・緑系	1 m ²	0.029		
258	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 黄色・橙系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料黄色・橙系	1 m ²	0.031		
259	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 中彩色A	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中彩色A	1 m ²	0.028		
260	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 中彩色B	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中彩色B	1 m ²	0.028		
261	塗装工(中塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 中塗り 白色	弱溶剤形フッ素樹脂塗料白色	1 m ²	0.027		
262	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 淡彩	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料淡彩	1 m ²	0.037		
263	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 赤系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料赤系	1 m ²	0.041		
264	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 青・緑系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料青・緑系	1 m ²	0.039		
265	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 黄・橙系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料黄・橙系	1 m ²	0.041		
266	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 中彩色A	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中彩色A	1 m ²	0.038		
267	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 中彩色B	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中彩色B	1 m ²	0.038		
268	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 白色	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料白色	1 m ²	0.037		
269	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 淡彩	弱溶剤形フッ素樹脂塗料淡彩	1 m ²	0.048		
270	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 赤系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料赤系	1 m ²	0.066		
271	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 青・緑系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料青・緑系	1 m ²	0.056		
272	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 黄色・橙系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料黄色・橙系	1 m ²	0.067		
273	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 中彩色A	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中彩色A	1 m ²	0.054		
274	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 中彩色B	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中彩色B	1 m ²	0.053		
275	塗装工(上塗り)全高4m未満のボール類フッ素樹脂塗料 上塗り 白色	弱溶剤形フッ素樹脂塗料白色	1 m ²	0.048		
276	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 淡彩	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料淡彩	1 m ²	0.030		
277	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 赤系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料赤系	1 m ²	0.034		
278	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 青・緑系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料青・緑系	1 m ²	0.031		
279	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 黄・橙系	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料黄・橙系	1 m ²	0.034		
280	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 中彩色A	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中彩色A	1 m ²	0.030		
281	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 中彩色B	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中彩色B	1 m ²	0.030		
282	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 上塗り 白色	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料白色	1 m ²	0.029		
283	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 淡彩	弱溶剤形フッ素樹脂塗料淡彩	1 m ²	0.040		
284	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 赤系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料赤系	1 m ²	0.058		
285	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 青・緑系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料青・緑系	1 m ²	0.049		
286	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 黄色・橙系	弱溶剤形フッ素樹脂塗料黄色・橙系	1 m ²	0.060		
287	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 中彩色A	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中彩色A	1 m ²	0.046		
288	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 中彩色B	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中彩色B	1 m ²	0.045		
289	塗装工(上塗り) 防護欄類・落石防止柵類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗り 白色	弱溶剤形フッ素樹脂塗料白色	1 m ²	0.040		
290	車止め(門型)	φ60.5mm×W700mm×H650mm 脱着式横バー ステンレス製	1 本	1.466		
291	車止め(門型)	φ60.5mm×W700mm×H650mm 脱着式サインタイプ ステンレス製	1 本	3.186		
292	車止め(門型)	φ60.5mm×W1000mm×H650mm 脱着式横バー ステンレス製	1 本	1.473		
293	車止め(門型)	φ60.5mm×W1000mm×H650mm 脱着式サインタイプ ステンレス製	1 本	3.600		
294	車止め(門型)	φ60.5mm×W1500mm×H650mm 脱着式横バー ステンレス製	1 本	1.745		
295						
296						
297						
298						
299						
300						

工事単価に基づき算出した額(1円未満は切り捨て)に消費税及び地方消費税の額(当該金額の100分の10に相当する金額で1円未満は切り捨て)を加算する。

灯具等維持補修業務（単価契約業務）

- 1 交通安全及び防犯上、早急な施工が必要であるので、速やかに行うこと。
（蛍光灯の球取替えは3日以内、水銀灯等は5日以内。）
- 2 球替については灯具（カバー等）の清掃を必ず行うこと。
- 3 球替時等において、独立柱の腐食・ぐらつき、添架式の灯具固定部にぐらつきや緩みを確認し、異常がある場合、支柱維持補修業務にて補修すること。ただし、異常の程度により、通常の維持補修での対応が困難な場合、委託者と協議するものとする。
- 4 容量変更の際には、自動点滅器も取り替えること。
- 5 灯具の設置高さは、特に支障がない場合は、車道で4.5m以上、歩道で2.5m以上とし、電柱に添架されている標識や周辺の樹木で光が遮られないよう配慮すること。
- 6 異常なしの場合は「異常なし」として記録すること。
- 7 公益灯番号が不明瞭もしくは手書きの場合は、番号の記入又は貼り替えを行うこと。番号の記入は印字したものに限る。
- 8 20W 蛍光灯については蛍光灯径が異なる灯具があるので灯具にあった蛍光灯を使用すること（将来の漏電等の原因となるので注意すること）。
- 9 安定器等については異なるメーカーの製品を使用しないこと。
- 10 現地公益灯と公益灯台帳との位置のずれがある場合は、委託者に報告すること。
- 11 契約にない工種が必要となった場合等疑義が生じた場合は委託者と協議すること。
- 12 照度調査工について、照度計により各公益灯の中間地点での夜間の照度を測定する。
- 13 照明については、定期的に夜間パトロールを行い不点灯箇所の確認を行うこと。
（参考）現行の業務においては、1回/週、4週で市内を一巡するように夜間パトロールを行っている。
- 14 照度の測定方法は、道路面から1.5mの高さの道路軸に直角な面の照度を測定すること（照度想定方法は原則としてJIS C 7612（照度測定方法）による）。
- 15 補修報告は、補修日と補修内容欄には補修内容（球替、器具取替等）にワット数、メーカー器具名称又は形式を記載すること。
- 16 容量変更、廃灯等は関西電力への申請書写しを委託者に提出すること。
- 17 工事写真は施工前後と補修器具を撮影すること。補修器具については、形式が半別できるように撮影すること。
- 18 工事写真の完成写真は、点灯した写真を撮影すること。
- 19 測定結果及び測定位置については、貸与する公益灯台帳（写）に記載すること。
- 20 別紙「灯具等維持補修業務 契約工種一覧表」に記載されたものを標準とする。
- 21 代表工種の単価を基準(1,000)として、その他の工種の単価率を決定し、代表工種の契約額及びその他の工種の単価率を用いて、その他の工種の契約単価を決定する。
なお、代表工種とは、管球取替工蛍光灯60W以下(クリプトン灯含む) 1個施工する単価とする。
- 22 LED 防犯灯の照度基準については、（公社）日本防犯設備協会技術基準に準ずる。
（SES E1901-4 防犯灯の照度基準参照）

LED 防犯灯の性能要求事項については、(一社) 日本照明工業会 技術部に準ずる。
(ただし、照度要求については、設計書記載のとおりとする。)

23 LED 公益灯の使用材料基準については、契約工種一覧表のとおりとする。

市内一円灯具等維持補修業務

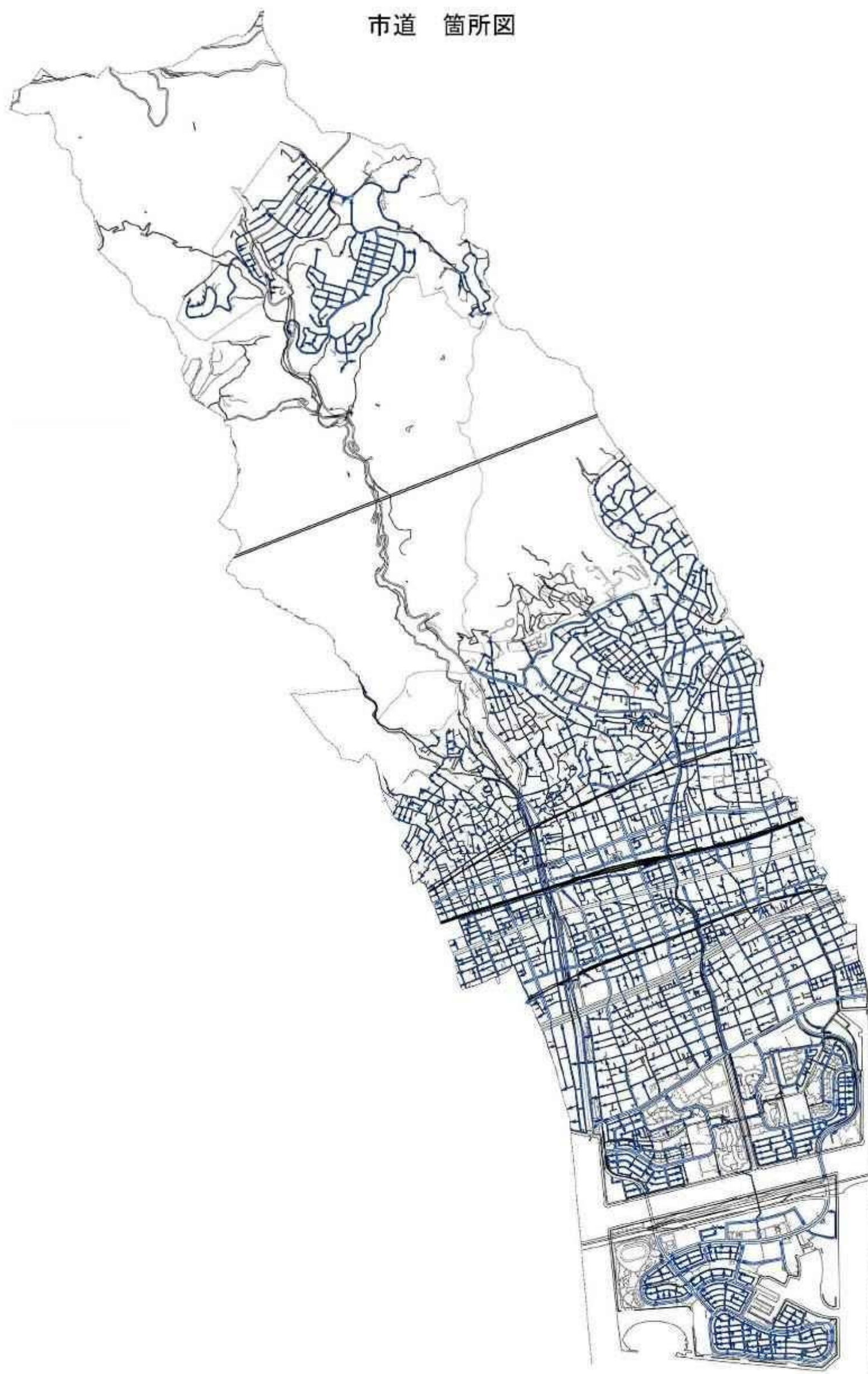
(契約工種一覧表)

No.	工種	規格	数量	単価率
1	安定器取替工 水銀灯300W以下	メタルハライド灯及びハイラックス灯含む	1個	2.613
2	安定器取替工 水銀灯700W以下	メタルハライド灯及びハイラックス灯含む	1個	2.919
3	安定器設置/撤去工 水銀灯300W以下	設置または撤去のみメタルハライド灯及びハイラックス灯含む	1個	1.306
4	安定器設置/撤去工 水銀灯700W以下	設置または撤去のみメタルハライド灯及びハイラックス灯含む	1個	1.459
5	自動点滅器設置工	新設 下部リート線式 3m未満	1個	0.613
6	自動点滅器設置工	新設 下部プラグイン式 3m未満	1個	0.382
7	自動点滅器取替工	下部リート線式 3m未満	1個	0.921
8	自動点滅器取替工	下部プラグイン式 3m未満	1個	0.613
9	管球取替工	蛍光灯60W以下(メタルハライド灯含む)	1個	1.000
10	管球取替工	水銀灯300W以下(メタルハライド灯及びハイラックス灯含む)	1個	1.000
11	管球取替工	水銀灯700W以下(メタルハライド灯及びハイラックス灯含む)	1個	1.305
12	管球取替工	高圧ナトリウム灯	1個	1.000
13	管球取替工	低圧ナトリウム灯55W以下	1個	1.000
14	管球取替工	低圧ナトリウム灯135W以下	1個	1.152
15	灯具設置工	新設	1個	1.535
16	灯具取替工	取替	1個	2.305
17	灯具付属品設置工	新設	1個	1.383
18	灯具付属品取替工	取替	1個	2.074
19	配線(漏電)遮断器取替工	取替	1個	2.305
20	時計修理工(応急復旧)	破損修理・調査	1台	7.798
21	時計取替工	取替	1台	11.528
22	公益灯番号設置工	材料支給	1箇所	0.074
23	道路照明灯撤去工	5～6m	1基	4.294
24	道路照明灯建柱工	5～6m 基礎工口500×800 18-8-40BB	1基	15.740
25	設備時計設置工	建柱含む 4.5m 基礎工口1000×750 18-8-40BB	1基	50.124
26	夜間照度調査工	10灯/回	1測定	0.344
27	点検工		1箇所	0.149
28	引込架空配線工(DV8mm2×2C)	新設	1径間	3.068
29	引込架空配線撤去工(DV8mm2×2C)	撤去	1径間	1.533
30	夜間ハットロール工		1回	6.870
31	交通誘導員	A	1人	5.628
32	交通誘導員	B	1人	4.644
33	関電受電工事費	新設	1箇所	1.667
34	高所作業		1回	1.356
35	水銀灯用安定器	一般形100V 40W、1灯×高力率	1個	1.896
36	水銀灯用安定器	一般形100V 100W、1灯×高力率	1個	3.124
37	水銀灯用安定器	一般形100V 200W、1灯×高力率	1個	4.204
38	水銀灯用安定器	一般形100V 250W、1灯×高力率	1個	4.577
39	水銀灯用安定器	一般形100V 300W、1灯×高力率	1個	4.797
40	水銀灯用安定器	一般形100V 400W、1灯×高力率	1個	5.950
41	水銀灯用安定器	一般形200V 100W、1灯×高力率	1個	2.564
42	水銀灯用安定器	一般形200V 200W、1灯×高力率	1個	2.893
43	水銀灯用安定器	一般形200V 250W、1灯×高力率	1個	3.041
44	水銀灯用安定器	一般形200V 300W、1灯×高力率	1個	3.485
45	水銀灯用(メタルハライド)安定器	一般形100V 100W、1灯×高力率	1個	3.027
46	水銀灯用(メタルハライド)安定器	一般形100V 150W、1灯×高力率	1個	6.713
47	水銀灯用(メタルハライド)安定器	一般形200V 100W、1灯×高力率	1個	2.563
48	水銀灯用(メタルハライド)安定器	一般形200V 150W、1灯×高力率	1個	6.441
49	LED電源ユニット(LEDランプ24Wタイプ)	(高圧水銀灯100W相当) 岩崎電気LE02904HSZ1/24-A2同等品	1個	2.549
50	LED電源ユニット(LEDランプ48Wタイプ)	(高圧水銀灯200W相当) 岩崎電気LE05603HSZ1/24-A2同等品	1個	3.288
51	LED電源ユニット(LEDランプ60Wタイプ)	(高圧水銀灯250W相当) 岩崎電気LE070035HSZ1/24-A2同等品	1個	3.580
52	LED電源ユニット(LEDランプ86Wタイプ)	(高圧水銀灯300W相当) 岩崎電気LE103050HSZ1/24-A2同等品	1個	3.702
53	LED電源ユニット(LEDランプ50Wタイプ)	(高圧水銀灯200W相当) 岩崎電気WLE132V380M1/24-1同等品	1個	2.942
54	LED電源ユニット(LEDランプ62Wタイプ)	(高圧水銀灯250W相当) 岩崎電気WLE110V620M1/24-2同等品	1個	3.187
55	LED電源ユニット(LEDランプ79Wタイプ)	(高圧水銀灯300W相当) 岩崎電気WLE160V560M1/24-1同等品	1個	3.254
56	自動点滅器(一体型)	3A/100V リート線式ハイメタル	1個	0.372
57	自動点滅器(一体型)	6A/100V リート線式ハイメタル	1個	0.610
58	自動点滅器(一体型)	10A/100V リート線式ハイメタル	1個	0.677
59	自動点滅器(一体型)	10A/200V リート線式ハイメタル	1個	0.861
60	自動点滅器(受台付き)	6A/100V プラグイン式ハイメタル	1個	1.108
61	自動点滅器(受台付き)	6A/200V プラグイン式ハイメタル	1個	1.379
62	自動点滅器(受台付き)	3A/100V 金具(ハット取付)電子式	1個	1.410

63	自動点滅器(受台付き)	6A/100V 金具(ハント取付)電子式	1個	1.949
64	自動点滅器(受台付き)	10A/100V 金具(ハント取付)電子式	1個	2.101
65	自動点滅器(受台付き)	10A/200V 金具(ハント取付)電子式	1個	2.278
66	自動点滅器(受台付き)	6A/100V ニップル(ホール取付け)電子式	1個	2.271
67	自動点滅器(受台付き)	6A/200V ニップル(ホール取付け)電子式	1個	2.362
68	ボール型電球	60w	1個	0.057
69	蛍光灯	10W FL-10	1個	0.088
70	蛍光灯	15W FL-15	1個	0.088
71	蛍光灯	20W FL-20	1個	0.082
72	蛍光灯	20W(レグドスタート)FLR-20	1個	0.108
73	蛍光灯	40W FL-40	1個	0.133
74	蛍光灯	40W(レグドスタート)FLR-40	1個	0.155
75	蛍光灯	32W FHF-32	1個	0.355
76	蛍光灯	シバ外型 13W FDL13	1個	0.335
77	蛍光灯	シバ外型 18W FDL18	1個	0.362
78	蛍光灯	シバ外型 27W FDL27	1個	0.386
79	蛍光灯	シバ外型 32W FHT32EX-N	1個	0.606
80	蛍光灯	シバ外型 36W FPL36EX-W	1個	0.474
81	蛍光灯	シバ外型 42W FHT42EX-N	1個	0.711
82	グロー球	E型	1個	0.031
83	グロー球	P型	1個	0.040
84	直管LED(ODELIC製)2100lmタイプ	昼白色(FL40W相当)	1個	1.491
85	直管LED(ODELIC製)1050lmタイプ	昼白色(FL20W相当)	1個	1.288
86	直管LED(ODELIC製)700lmタイプ	昼白色(FL15W相当)	1個	1.152
87	直管LED(ODELIC製)400lmタイプ	昼白色(FL10W相当)	1個	1.017
88	直管LED(ODELIC製)専用グロー管	No.32T(E17)(FL20/15/10形用)	1個	0.020
89	直管LED(ODELIC製)専用グロー管	No.34T(E21)(FL40形用)	1個	0.020
90	丸ハライドランプ	70W、拡散形(MF)	1個	2.685
91	丸ハライドランプ	100W、透明形(M)	1個	2.814
92	丸ハライドランプ	150W、透明形(M)	1個	3.078
93	丸ハライドランプ	250W、透明形(M)	1個	3.265
94	高圧ナトリウムランプ	NH 40W、透明形	1個	0.894
95	高圧ナトリウムランプ	NH 70W、透明形	1個	3.865
96	高圧ナトリウムランプ	NH 110W、透明形	1個	3.390
97	高圧ナトリウムランプ	NH 180W、透明形	1個	3.797
98	高圧ナトリウムランプ	NH 220W、透明形	1個	4.034
99	高圧ナトリウムランプ	NHT 180W、直管形	1個	3.966
100	高圧ナトリウムランプ	NHT 220W、直管形	1個	4.204
101	LEDランプ24W(高圧水銀灯100W相当)	昼白色 岩崎電気LDTS24N-G同等品	1個	3.729
102	LEDランプ48W(高圧水銀灯200W相当)	昼白色 岩崎電気LDTS48N-G-E39同等品	1個	7.906
103	LEDランプ60W(高圧水銀灯250W相当)	昼白色 岩崎電気LDTS60N-G-E39同等品	1個	9.290
104	LEDランプ86W(高圧水銀灯300W相当)	昼白色 岩崎電気LDTS86N-G-E39同等品	1個	9.927
105	LEDランプ50W(高圧水銀灯200W相当)	昼白色・水平点灯 岩崎電気LDFS50N-G-E39D同等品	1個	6.469
106	LEDランプ62W(高圧水銀灯250W相当)	昼白色・水平点灯 岩崎電気LDFS62N-G-E39D同等品	1個	7.011
107	LEDランプ79W(高圧水銀灯300W相当)	昼白色・水平点灯 岩崎電気LDFS79N-G-E39D同等品	1個	8.747
108	LEDランプ28W(高圧水銀灯100W相当)	昼白色 電源内蔵 岩崎電気LDT100-242V28N-G/H100同等品	1個	4.448
109	LEDランプ53W(高圧水銀灯200W相当)	昼白色 電源内蔵 岩崎電気LDT100-242V53N-G-E39同等品	1個	8.354
110	LEDランプ67W(高圧水銀灯250W相当)	昼白色 電源内蔵 岩崎電気LDT100-242V67N-G-E39同等品	1個	9.846
111	灯具LED10VA(直管蛍光灯20形相当)	日本防犯設備協会ランクS以上(昼白色)	1個	1.969
112	灯具LED10VA(蛍光灯32形相当)	日本防犯設備協会ランクMM以上(昼白色)	1個	3.892
113	灯具LED20VA(高圧水銀灯100形相当)	日本防犯設備協会ランクLL以上(昼白色)	1個	8.134
114	LEDモールライト(水銀灯100W相当)	昼白色 パナソニックXY7572LE9同等品	1個	10.741
115	LEDモールライト(水銀灯250W相当)	昼白色 パナソニックXY7672LE9同等品	1個	17.902
116	LEDモールライト(水銀灯100W相当)	昼白色 パナソニックXYG2021NLE9同等品	1個	15.963
117	LEDモールライト(水銀灯250W相当)	昼白色 パナソニックXYG2022NLE9同等品	1個	23.124
118	防水型LED照明器具600mmタイプ	ブラケット形 岩崎電気LBW21903NPN9同等品	1個	8.001
119	LED36VA街路灯(水銀灯200W相当)	アーム取付形 岩崎電気E71248SAN9同等品	1個	12.260
120	LED49VA道路灯(水銀灯250W相当)	アーム取付形 岩崎電気E71256SAJ9/250L同等品	1個	14.376
121	LED55VA道路灯(水銀灯300W相当)	アーム取付形 岩崎電気E71256SAJ9/300L同等品	1個	16.003
122	LED19VA歩道灯(KHE015)	アーム取付形 岩崎電気E71250SAN9同等品	1個	10.660
123	LEDボールライト(水銀灯100W相当)	既設ボール用・電源内蔵 岩崎電気E50101/NSAN9/DB同等品	1個	8.964
124	LEDボールライト(水銀灯200W相当)	既設ボール用・電源内蔵 岩崎電気E50102/NSAN9/DB同等品	1個	11.948
125	LEDボールライト(水銀灯300W相当)	既設ボール用・電源内蔵 岩崎電気E50103/NSAN9/DB同等品	1個	14.919
126	LEDボールライト(水銀灯400W相当)	既設ボール用・電源内蔵 岩崎電気E50104/NSAN9/DB同等品	1個	18.662
127	LED照明器具 吊り下げ型(水銀灯200W相当)	MARUWA製 指定色 LK S0124F-02824W	1個	33.364

128	アダプター 吊り下げ型/メッキ 後指定色	MARUWA製 指定色 現地ポール対応品	1個	6.509
129	アームアダプター	かがつうKA-36同等品	1個	1.620
130	電柱共架用アーム	かがつう出幅450mm KA-22同等品	1本	2.915
131	電柱共架用アーム	かがつう出幅600mm KA-22同等品	1本	3.268
132	電柱共架用アーム	岩崎電気出幅1200mm ABM4020-1231G同等品	1本	9.222
133	ETS型ステンレス自在ハンﾄﾞ2号260～370	1240(1.2×20)	1個	0.630
134	ポール用自在ハンﾄﾞBT-206	φ180以内	1個	0.159
135	防水型 配線用遮断器(ジョイントユニットQ68)	古河電工製 FMQ68-15A	1個	1.159
136	防水型 漏電遮断器(ジョイントユニットQ68)	古河電工製 FEQ68-15A	1個	1.996
137	LEDポールライト用笠 上方光束比20%以下	岩崎電気APL23/DB同等品	1個	1.939
138	照明用ポール鋼管ポール 6m	タシホール 日本ネットワークサポート89.1φ 6.3m同等品	1個	5.492
139	照明用ポール鋼管ポール 5m	タシホール 日本ネットワークサポート89.1φ 5.5m同等品	1個	4.882
140	引込架 空配線(DV2mm×2C)	DV2mm 2心	1m	0.035
141	時計用段付きポール(鋼製φ89.1-φ139.8-G/L=4500)	シチズン SX-70AP-T同等品	1本	20.615
142	太陽電池GPS(電波)時計	φ700片面型シチズンSX-701F同等品	1個	41.908
143	太陽電池GPS(電波)時計	φ700両面型シチズンSX-702F同等品	1個	55.539
144	ソーラーフットライト 蓄電池修繕	取替	1基	2.712
145	ソーラーフットライト コントローラー 修繕	取替	1基	3.865
146	ソーラーフットライト ソーラーモジュール修繕	取替	1基	6.781

市道 箇所図





主要な幹線道路





